

ある。當時山陽の事蹟に最も精しかつた思軒さへ關五郎の誰なるかを知らなかつたのである。今は皆關五郎の後の關藤藤陰たることを知つてゐる。關五郎が日本政記の校訂者であつたのを思へば、その藤陰なるべきことは、殆ど疑を容るる地を存せぬのである。わたくしは小野節さんの口から親く關五郎の藤陰なることを聞いた。節は上に引いた復に代る書を受けた泉藏達の裔で、繼嗣順序より云へば其孫に當る人である。わたくしは又關藤國助さんの「關五郎は藤陰の事に候」と書した束牘を目視した。國助さんは藤陰の女婿にして其繼嗣なる成緒の子である。既に此の如くなれば、關五郎の身上にはもはや問題とすべきものは存してをらぬ筈である。しかしわたくしは猶關五郎を以て問題としなくてはならない。

先「關五郎」とは關氏にして通稱五郎であるか。それとも關五郎と云ふ三字の通稱であるか。諸山陽傳を閲するに、是だに未だ確定してはゐない。諸書には大抵「通稱關五郎」としてある。即ち三字の通稱である。

若し三字の通稱であつたなら、山陽は何故に「五郎」と喚んだか、又復等に代る「吾」に土人たる關五郎が何故に其氏を省いて、單に通稱のみを署したか。後者の如きは、わたくしは殆ど有る

べからざる事だと思惟する。且關五郎にして果して藤陰ならば、其兄鳧翁關藤立介政方の單姓關を稱したのと、藤陰の關氏を稱したのと、同一の理由があつての事ではなからうか。是が疑の一つである。

その二百八

關藤藤陰は備中國吉濱の社家關藤左京政信の第四子で、六歳の時醫師石川順介直經に養はれ、石川氏を冒した。その本姓に復したのは維新後の事である。阪谷朗廬の集中「戊辰秋贈石川藤陰」の詩があつて、題の下に、「石川今稱關藤」と註してある。知るべし、藤陰は文化の昔より明治紀元の歳に至るまで石川氏を稱してゐたことを。藤陰名は成章、字は君達であつた。

以上の事實は朗廬全集、井上通泰さんの關鳧翁傳、藤陰舍遺稿を參酌したものである。遺稿の載する所の詩文を細檢するに、維新前の自署は皆「石川成章」若くは「石川章」である。頼山陽に従學した間も亦同じである。一として關藤氏又は關氏と稱したものを見ない。

さて藤陰の通稱は何であつたか。朗廬の墓誌銘には「稱淵藏、中稱和介、後稱文兵衛」と云つ

である。絶て五郎の稱が無い。矧や關五郎と云ふ三字の稱は見えない。わたくしは關五郎の文字を、未亡人小石氏里惠の廣江秋水の妻に與へた書に於て見る。又關五郎と云ふ人の頼復に代つて作つた書の自署に於て見る。わたくしの見る所は此に止まる。虚心にして思へば、石川成章と關五郎との間には、何等の交渉も存在せぬのである。強ひて二者を媒介するものを求めた後に、わたくしは始て日本政記の校訂と云ふことを見出す。里惠の書に據るに、頼山陽が歿前に政記の校訂を託したのは關五郎であつた。そして政記は後に當時の石川成章の補訂を経て世に問はれた。關五郎と石川成章との間を媒介するものは只此のみである。

わたくしは無用の辯をなすものには無い。わたくしは問題なき處に故に問題を構へ成すものには無い。しかしわたくしは一の證據を得むことを欲する。關藤藤陰が石川氏を冒してゐた中間に、暫く關氏五郎若くは石川氏關五郎と名告つたと云ふ一の證據を得むことを欲する。

人はわたくしの此言を聞いて、或は近出の諸山陽傳を以てこれが證に充てようとするであらう。しかし諸傳に「通稱淵藏又關五郎、和介、後々兵衛」と云ひ、「通稱を淵藏、中ごろ和介又は

關五郎と云ひ、後文兵衛と改む」と云ふ類は、朗廬の文中適宜の處に「關五郎」の三字を挿入したるが如くに見える。若し是が挿入であるならば、わたくしは何の據るところがあつて挿入せられたかを知らむことを欲する。若し又單に日本政記の校訂者が關五郎であつた。關藤藤陰が日本政記を補訂して世に問うたと云ふを以て挿入せられたとすると、わたくしの問題は未解決の儘に存することとなるであらう。

日本政記の校訂者が二人以上あつて、或は同時に、或は相踵いでこれに従事したと云ふことも、考へられぬことは無い。是が疑の二つである。

その二百九

關五郎が石川成章ではなからうかとは、わたくしと雖も思つてゐる。石川は此年壬辰五月に頼山陽に従つて彦根に赴いた。そして又これに従つて京都に歸つた。是が山陽の最終の旅行であつた。石川は詩稿の末にかう云つてゐる。「既自彦根還。此稿乞正於山陽先生。會先生罹疾。不正一字而沒。」次て山陽の歿した翌年癸巳の元旦にも、石川は水西莊にゐた。「元日水西莊賦呈

先師靈前。」と云ふ詩がある。是に由て觀れば、頼氏の送葬の時も、焼香の時も、記録上に關五郎の占めてゐる地位は、恰も是れ石川の當に占むべき地位である。然らばわたくしが關五郎と石川成章との同異の間に疑を挾むのは、或はスケブシスの過ぎたるものではなからうか。

さりながら人が「石川成章は一に關氏五郎若くは石川氏關五郎と云つた」と云つて、萬事解決せられてゐると以爲ふのは、わたくしの肯ひ難い所である。此裏に新なる發表を待つて方纔に解決せらるべき何等かの消息が包藏せられてゐることは、わたくしの固く信ずる所である。わたくしは最後に敢て言つて置く。關五郎が三字の通稱でないことだけは、恐くは殆ど動すべからざるものであらうと。

山陽の歿後京都の頼氏には、三十六歳の里惠、十歳の復、八歳の醇、三歳の陽が遺つてゐた。諸山陽傳には兒玉旗山、牧百峰、宮原節庵が江戸にある宗家の當主津庵元協と廣嶋にある達堂鉉とに與へた書數通、關五郎が復に代つて小野氏に寄せた書數通、里惠が小野氏に寄せた書、里惠が安井氏に寄せた書、梅鷹が後藤松陰に與へた書等を引いて、當時の狀況が記してある。

しかしわたくしは里惠の廣江夫妻に與へた書が前數者に較べて最重要であと信ずる。それゆゑ煩を厭はずして下に抄する。

「廿三日八つ比に、何かとあとの所もよくよく申、此方なくなり候ても、何も何もかはり候事はなく、とんとく此儘にて、此所地かりゆゑ、家は此方家ゆゑ、ほそぐに取つゞき、二人の子ども、京にて頼二けん立て候やう、夫をたのしみ(に)いたすべくと申、かつゑぬやうにいたし置、又二郎三木三郎、内に置候へばやくにたたずになり候ゆゑ、はん料出し候ても、外へ遣し候やう申置候。子どもがく問いたし候間は、私は陽と申候三歳のむすめそだて候て、らう女つかひ候て、三本木にほそぐとつゞけ申候。此方はかねて三本木にてくらし候へども、子どもらが代になり候へば、町にて家かり、町へ參候て、店出し候やう申置候。(中略)五十日たち、又二郎は牧の方へ遣し申候。三木三郎はかよひにて兒玉へ遣しをり候へども、是もいまださびしくて内にをり候。せつかく此せつ遣し候(はむ)と存候。(中略)國元に餘一と申し候(は)主人一ばん子にて、是も子どもらのげんざいの兄にて、いつかう人がらよろしく候。猶さら安心にて(候)書狀參り、私を大事に申參候間、ちからづよく存候。國元母よりも、ちからおとしに候

へども、まだくゝあきらめよろしきゆゑ、私にたしかに申參、安心致候。來春餘一が下り候節、子ども一人は國元にて世話いたし度と申參候。私が三人(世話いたし候)は誠にたいぎにて、又國元にてがく問世話になり候へば、大いにかたやすく候。何分來春餘一見えられ候を、主人と存待入候。(中略。)まづくゝ其内に三歳女子むづかしきはうさう、よほどあやふき事、やうやうととりとめ申候。かほはやくたいにて、夫ゆゑ御返事もいたし不申候。(中略。)大坂後藤春藏。主人病中にも度々上京、見まひに見え候。大へんのせつも、同人も病氣に候へども、おして見えくれ、ともいたし、其後もちよじゆつはんかう物たのみ、主人申置候ゆゑ、心にかけて世話にいたしくれ、かたじけなき事(に候)牧善助、小石次女とえんぐみ、此方五十日たち候へばすぐにもらひ候。すでに霜月廿二日夜こん禮にて、小石むすめゆゑ、大さかんにて御座候。ことの外をりあひと承候。めて度事に候。小石安心に御座候。兒玉三郎も、家内が五月にもらへ候。いづこ(も)にぎくゝしき事に候。どうぞ兒玉もはんじやう候やうと存候。左様いたし候へば、久太郎もちかにて悦申し候(はむ)とせつかく存候。』

その二百十

わたくしは此年壬辰十一月二十五日に頼山陽の未亡人里惠が廣江秋水夫妻に寄せた書の後半より尙尙書に亘る文を節略して上に擧げた。括弧内の文字はわたくしの修正若は補足したものである。其他譌字假名違等は直に改めた。若し其原形を知らむと欲する人があるなら、屠赤瑣瑣録に就て檢してもらひたい。又わたくしは事實を討むるに急なるがために、翫味するに堪へたる抒情の語をも、惜しげなく刪り去た。例之ば「猶さら此せつは主人(の)すきなするせんの花どもさき、一しほくゝおもひ出し候て、いく度かくゝかなしみ候」の類である。水西莊の水仙花は里惠をして感愴せしむること甚深であつたと見えて、その小野氏に寄せた一書にも、これに似た語がある。森田思軒が「人情の極至亦詩情の極至」と評した語である。小野氏に寄せた書は「閏月十日」の日附があつて、廣江夫妻に寄するものに先つこと十五日である。前書を裁した時痘を病んでゐた陽が、後書を裁する時既に愈えてゐる。

廣江夫妻に寄する書は事實を藏すること極て富饒である。それゆゑにわたくしは此書に史料

としての大なる價値を賦與する。それゆゑにわたくしは、諸山陽傳中山陽の終焉及其歿後の事を敘する段は、此書牘に據つて改訂せらるべきものなることを信ずる。わたくしの上に引いた文は山陽歿後の事に限られてゐる。然るに其中に見出さるる事實の多きことよ。

山陽は九月二十三日未刻の比に遺言をした。「水西莊の地は借地である。しかしそこに建ててある家は頼氏の所有である。里惠には費を節して此家に住み、専ら幼女陽の保育に任じてもらひたい。復醇の二男子は家にあつて安きに慣れしむべきには無い。食費を給して人に託しても中に移り住むが好い。」是が遺言の内容であつた。

里惠は二子一女と俱に五十日の喪を過した。「五十日あひくはか參二人つれにて、もふくにて參候。」わたくしは此邊の文を省いたが「二人つれにて」は復醇の二子を挈へて往つたのである。是は前文を承けて云つたものである。わたくしは母子の「三人づれ」と解する。

五十日の後、里惠は復を牧百峰に託した。そして醇をば兒玉旗山の許に通學せしめた。是が十一月十四日に里惠が夫の遺言を履行した始である。旗山の家には五月以來新婦がゐた。百峰

は復の寄寓した後九日にして妻小石氏を迎へた。

閏十一月には陽が重い瘡瘡を病んで僅に生きた。其直後に小野氏に寄せた書が、恐くは里惠の未亡人としての最初の筆蹟であらう。此時に至るまで、頼氏の通信は渾て關五郎が辨じてゐたのである。

里惠の書中より見出すべき事實は未だ盡きない。わたくしは今少し下に解説を試みたい。

その二百十一

此年壬辰閏十一月二十五日に頼山陽の未亡人里惠が廣江秋水夫妻に寄せた書の中より、わたくしは尙下の事を見出す。

山陽の歿後中陰の果の日までは、里惠は毫も家内の事を變更せず、夫の位牌に仕へてゐた。さて五十日を過した後、遺言の履行に著手し、先づ二人の男兒を人に託した。次で自ら簡牘をも作つた。しかし里惠が夫の位牌に仕ふることは猶舊に依つてゐた。「せめてと存、誠に大切に百箇日迄、ちゆういん中同やうにつとめ申候。日々かうぶつのしなをそなへ申候。」語は前に省

いた中にある。

山陽は九月二十三日に歿した。さて中陰四十九日は十一月十二日に果て、翌十三日を以て五十日が過ぎ去つた。嗣子復が牧氏に徙り、其弟醇が兒玉氏にかよひ始めた日を、十四日とする所以である。次に若し上に云つた如く。里惠の始て自ら裁した書が小野氏に寄する書であつたとすると、里惠は夫の死してより第七十七日に筆を把つたのである。其時幼女陽は瘡瘡の回復期であつた。「はうさう後蟲が出」云々と云つてある。次に里惠は書を廣江氏に寄せた時、醇を兒玉氏へ「せつかく此節遣候(はむ)と存候」と云つてゐる。是が夫の死してより第九十二日である。此後十二月三日に至つて、百箇日が始て終つた。

百箇日の間夫の位牌に仕へた里惠の情は、上に引いた書にいかにも切實に描き出されてゐる。「誠に〜此せつも遠方へゆかれ留守中と存候て、日々つとめ申候。左様なくば、むねふさがり、やるせなく、御さつし可被下候。」わたくしは事實を録するを旨としたために、此語をも省いた。わたくしの判断を以てすれば、人情の極至は水仙花云々の語に在らずして此語に在る。里惠は次年癸巳の春聿庵の江戸より來るのを待つてゐる。聿庵は二弟の中一人を安藝へ率て

行く筈である。此事は番に上に引いた書に見えてゐるのみでなく、蚤く里惠の小野氏に寄せた書にも見えてゐる。そして小野氏に寄せた書には、事が杏坪の意に出たやうに云つてある。「此方そばに置度と廣嶋をぢよりせつかく申參候。」又廣江氏に寄せた書には、語が杏坪に及んでゐない。餘一より「書狀參り」の下が、「來春餘一下り候節、子ども一人は國元にて世話いたし度と申參候」と承けてある。推するに聿庵よりは直接に、杏坪よりは間接に言つておこせたのであらう。

安藝へ率て行かれる二人の中の一人は、支峰復になつたらしい。わたくしは支峰の事蹟を詳にせぬが、幼時一たび安藝に往つてゐたさうである。聿庵の歸郷は少し遅れて夏に入つたらしい。梁川星巖の躰の詩がある。「鶉啼催得發征車。留滯江城兩歲餘。曾擬承歡爲德逸。豈圖泣血是臬魚。愁邊新樹客衣冷。望裏白雲親舍虛。行到琵琶湖水畔。知君弔影重欷歔。」詩は夷白庵集一に出してゐる。

頼山陽歿後の里惠の操持は久しきを経て渝らなかつた。後藤松陰撰の墓誌に「君既寡、子皆幼、而持操屹然、凡事皆遵奉遺命、夙夜勤苦、教育二孤、終致其成立」と云つてある。弘化三年五月二十七日に、京都町奉行伊奈遠江守忠告が里惠の「貞操奇特」を賞したことは、世の知る所である。是は里惠五十歳、復二十四歳、醇二十二歳の時であつた。

水西莊は一旦人手に落ちて、春處と云ふ畫家がこれに居り、次で醫師安藤精軒の出張所となつた。支峰復は安藤に讓渡を請うたが聽かなかつた。此時安藤が梅田雲濱の門人であつたので、梅田の未亡人が其間に周旋した。以上の事は上野南城の話として森田思軒が記してゐる。此變遷の年月は不詳である。しかしわたくしは偶然水西莊が安藤の有に歸してゐた時の事を知つてゐる。わたくしの亡弟篤次郎の外舅に長谷文さんと云ふ人がある。此長谷氏は水西莊を安藤に借りて、これに居ること三年であつた。そして篤次郎の未亡人久子は水西莊に生れたさうである。是に由つて觀れば明治丁丑前後には莊が猶安藤の手にあつた。其後のなりゆきは、わたくしは聞知しない。

此年天保三年には榛軒二十九歳、妻志保三十三歳、柏軒二十三歳、長十九歳であつた。蘭軒

の姉正宗院は六十二歳になつた。

蘭軒歿後の第四年は天保四年である。榛軒の家には事の記すべきものが無い。わたくしは柏軒の雜記中に於て、柏軒が三月十六日に正宗院を溜池に訪うて逢はなかつたことを見出した。正宗院は猶溜池の比丘尼長屋に住んでゐたものと見える。

蘭軒の門人森枳園が妻を娶つたのは此年である。妻は名を勝と云つて、鼈甲屋の娘であつたさうである。

頼氏では石川藤陰が元旦に水西莊にあつて詩を賦した。「三面遲梅未著花。春風吹動柳條斜。仙遊隔世君知否。迎歲吾猶在此家。」門田朴齋は江戸にあつて儲君阿部正弘の侍讀をしてゐたが、遠く思を水西莊に馳せて、「遙思三面關窓處、寂寞迎春梅影疎」と云つた。夏五月には田能村竹田が水西莊に來り宿した。「重叩柴門感曷勝。一聲認得內人膺。」剝喙の聲に應ずるものは、門生にあらず、婢僕にあらず、未亡人里惠であつた。

此年蘭軒子女の齡は榛軒三十、柏軒二十四、長二十であつた。推するに長は既に井戸應助に嫁してゐたことであらう。榛軒の妻志保は三十四歳、正宗院は六十三歳になつた。

天保五年は蘭軒歿後第五年である。他年榛軒の嗣となるべき棠軒淳良が、四月十四日に因幡國鳥取の城主松平因幡守齊訓の醫官田中淳昌の子として生れた。通稱は鑿造である。母の名は八百、杉田立白の女だと、歴世略傳に云つてある。立白とは初代立白翼であらうか。立白は初め子がなかつたので、建部氏伯元勤を養つて嗣とした。其後一兒を擧げたのが立卿豫である。女の事は傳に見えない。勤と豫との女の事も亦同じである。杉田氏の系譜を識る人の教を乞ひたい。頼氏では此年五月朔に杏坪が七十九歳で廣嶋に歿した。わたくしは其集の末卷を攤いて見た。「黄葉村南人去後、每逢花月獨推敲。」此恨は蘭軒にあつては僅に一年餘であつたが、杏坪にあつては七年の久しきに至つた。「舊歡杳渺多年夢。故友淒寥殘夜星。」

此年蘭軒の子女は榛軒三十一、柏軒二十五、長二十一であつた。蘭軒の姉は六十四、榛軒の繼室は三十五になつた。

その二百十二

蘭軒歿後の第六年は天保六年である。榛軒の家には一男子が死して一女子が生れた。

男子は誰であるか。先賢名錄に曰く、「疎桐禪童子。信厚義子。實信重子。母藤田氏。天保六年乙未閏七月十七日歿。」子は法諡を疎桐と云つた。恐くは未だ小字を命ずるに及ばずして夭したたてであらう。疎桐の生父は柏軒である。柏軒は後狩谷氏俊を娶つた。又一妾佐藤氏春を畜つてゐた。しかし疎桐の生れたのは狩谷氏の未だ來り嫁せざる前である。又佐藤氏春の齡を推算するに、春は文政八年生で、此年甫て十一歳であつた。わたくしは藤田氏の女の何人なるを知らぬが、その産む所の疎桐が柏軒未娶前の子なることは明である。それゆゑに兄榛軒は己の子として公に稟したのであらう。

女子は誰であるか。榛軒の繼室飯田氏志保の始て生む所で、初め名を柏かえと命ぜられた。即ち大正丁巳に至つて八十三歳の壽を保つてゐる曾能子刀自である。若し榛軒の先妻勇の出なるれんよりして順位を論ずれば、刀自は第二女である。わたくしの此より下に記する所は、刀自の記憶に負ふ所のものが極めて多い。

此年閏七月四日に狩谷枝齋が六十一歳で歿した。松崎慊堂撰の墓誌に、「天保乙未、遽焉嬰病」と書してあるから、前年甲午に至るまでは尙健であつたと見える。他日慊堂日曆を閲したらば、

或はその何の病なるを知ることを得るかも知れない。椀齋歿のしたのは、浅草の常關書院に隠居してより第十九年の事である。津輕家用達として世に聞えてゐた湯嶋の店には、當主懷之が三十二歳になつてゐた筈である。懷之の妻は所謂吳服屋後藤の女で、名をふくと云つたさうである。湯嶋の津輕屋は大い店て、留藏、音三郎、梅藏三人の支配人即ち通番頭が各年給百五十兩であつた。澀江保さんの話に、澀江氏の若黨柴田清助の身元引請人利兵衛は、本町四丁目の藥店大坂屋の通番頭で、年給二十兩であつた。大坂屋では是が最高の給額で、利兵衛一人がこれを受け、傍輩に羨まれてゐた。澀江抽齋の妻五百の姉夫塗物問屋會津屋宗右衛門方の通番頭は首席を庄太郎と云つて、年給四十兩であつた。五百の里親神田紺屋町の鐵物問屋日野屋忠兵衛方には、年給百兩の通番頭二人があつて、善助、爲助と云つた。此日野屋すら相應の大賈であつた。此等より推せば、通番頭三人に各年に百五十兩を給した津輕屋の大きさが想見せられる。且津輕家は狩谷に千石の祿を與へた。次年五月は廩米中より糯米三俵を取つて柏餅を製し、津輕藩士と親戚故舊とに貽るを例としてゐたさうである。

椀齋の死は、津輕屋のためには尋常隠居の死として視るべきではなかつただらう。懷之は固

より凡庸人でなかつたことが、慊堂の「風度氣象能肖父」を以て證せられてゐる。しかし性頗る酒色を好んだ。家にあるに手杯を釋かず、客至れば直に前に陳べた下物を撤せしめて、新に穀核を命じた。そして吾家に冷羹殘炙を供すべき賤客は無いと云つたさうである。又妻後藤氏に随つて來た侍女に姿色があつたので、遂に留めて妾としたと云ふ。想ふに湯嶋の店は椀齋の董督に待つあること鮮少でなかつただらう。

その二百十四

わたくしは狩谷懷之が、縱令多少書を讀んでゐたとしても、必ずしも大商店を經營する力には有せなかつたものと推する。父椀齋は浅草に隠居した後も、屢湯嶋に往來して、懷之を庇廕することゝ怠らなかつたであらう。此年乙未の秋には、其椀齋が歿したのである。

わたくしは嘗て懷之が怙を喪つた後久しからずして下谷從町に隠居し、湯嶋の店は養子三右衛門に譲り、三右衛門が離別せられた後、重て店主人となつたことがあると聞いてゐる。此説は懷之の自知の明があつて、早きを趁うて責任ある地位を遜れたものと解せられる。わたくし

は只その年月の遅速を詳にしない。

懐之の養子三右衛門は二人ある。離縁せられた初の三右衛門は造酒業豊嶋屋の子であつた。離縁の理由としては、所謂天閣であたらしく傳へられてゐる。其眞偽は固より知ることが出来ない。後の三右衛門は即ち懐之の後を襲いだ矩之で、本齋藤氏である。

わたくしは一の事實より推して、掖齋の歿後に懐之が續いて店主たりし時代は甚だ短くなかつたことを知る。それは柏軒の女國が初め豊嶋屋から來た三右衛門の配として迎へられ。その離縁せられた後、遂に齋藤氏から來た三右衛門矩之に嫁したと云ふ事實である。

矩之は天保十四年生、國は弘化元年生である。懐之の歿した安政三年には、矩之が十四歳、國が十三歳であつた。矩之に先つて狩谷氏に來た豊嶋屋の子三右衛門は、縦しや矩之より長じてゐたとしても、既に國を配すべき少年であつたとすれば、其齡の懸隔は甚だ大くはなかつただらう。是に由つて觀れば、懐之の退隱は安政の初年より早くはなかつただらう。此年乙未より安政紀元の甲寅に至る間は二十年である。是が懐之の店主人であつた筈の年數である。彼「怙を喪つて久からずして」退隱したと云ふ説は、斟酌して聞くべきである。わたくしは後に至つて又

此問題に立ち歸るであらう。

掖齋の歿した時、其妻はどうしてゐたか。墓誌には唯「出爲從祖弟狩谷保古嗣、配以第三女」の句があるのみである。わたくしは此に據つて掖齋の妻が狩谷保古の第三女であつたことを知る。併し其生歿を明にすることを得ない。天龍寺には掖齋の墓があつて、妻狩谷氏の墓は無い。わたくしは頃日料らずも掖齋の妻の忌日を知ることが得たやうにおもふ。若し他に記録の徵すべきものが無いとすると、是も亦掖齋傳を補ふべき重要な材料の一であらう。

その二百十五

わたくしは此年天保乙未に狩谷掖齋の歿した時、其妻はどうしてゐたかと問うた。既に屢云つた如くに、わたくしは掖齋の詳傳の有無を知らない。しかし見聞の限を以てすれば、其妻であつた狩谷保古の第三女は生歿の年月が不詳であるらしい。

然るにわたくしは頃日市に閲して一小冊子を獲た。藍界の半紙二十六枚のマニユスクリイで、茶表紙の上に貼した簽に「糾繩抄」の三字が題してある。内容は享和三年より天保九年に至る

までに歿した人の忌日で、聽くに随つて書き續いたものと覺しく、所所明に墨色の行毎に殊なるを認める。

一友人は筆蹟が尾代弘賢に似てゐるが故に、或は弘賢の自筆本ではなからうかと云ふ。弘賢は天保十二年に八十四歳で歿した。若し友の言の如くならば、輪池が歿前三年即ち八十一歳に至るまで點簿したこととなるであらう。

按ずるに標題の糾繩は隋書に「若不糾繩、何以肅厲」と云つてある如く、ただす義である。此を以て此書に名づけたのは不審である。わたくしは或は糾繩の誤ではなからうかと疑つた。しかし詩人等は屢糾繩を用ゐること糾繩のごとくにしてゐる。わたくしは題簽を熟視してゐるうちに、ふと紙下に墨影あるに心附いた。そして日に向つて透して視た。果して茶表紙に直に書いた別の三字があつた。此三字は「過去帳」であるらしい。推するに初め過去帳と題し、後忌んで糾繩抄と改めたものであらう。

此糾繩抄の文化七年庚午の下には七人の名がある。原文の儘に録すれば、下の如くである。
 『正月廿七日小野蘭山（八十二歳、二月發喪）細見權十郎（三月十六日、實は八月十四日、號

秋月院道法日觀居士）加藤定四郎（四月十九日朝）吉田備後守殿（六月十七日於掛川死去、脚氣腫之由）望之妻（六月十八日朝）吉川熊太郎（七月十四日病死）おのふ（八月）括弧内は細註の文である。

わたくしは此「望之妻」は掖齋の妻であらうと謂ふ。果して然らば、掖齋の妻狩谷氏は文化七年庚午六月十八日の朝歿したこととなるであらう。

掖齋の墓誌には「育一男二女、男即懐之、（中略）女一適高橋某、一適伊澤信重」と書してある。伊澤分家の口碑の傳ふる所に據れば、初め狩谷保古は望之を養ふに當つて、其生父高橋高敏に約するに、望之の子をして高橋氏を嗣がしむることを以てした。それゆゑ掖齋の長女たかのは高橋氏に養はるることとなつてゐた。然るにある日長女次女は相携へて淺草の觀音に詣つた。家に歸つて、長女は病臥し、遂に起なかつた。次女はたか、後の名は俊て、長じて後柏軒に嫁した。誕生の順序は第一懐之、第二たかの。第三たかであつたと云ふのである。

掖齋の妻が文化七年に歿したとすれば、是は懐之七歳、たか一歳の時である。たかのは懐之より穉く、たかより長じてゐたことを知るのみで、其生歿年を詳にしない。當時掖齋は三十六

歳であつた。椽齋の妻は夫に先つこと二十五年にして既に歿してゐた。

その二百十六

此年乙未には蘭軒門人森根園の家に冢子約之が生れた。澀江抽齋の家では嫡子恒善が既に十歳になつてゐて、此年第二子優善が生れた。約之と優善とは椽軒の女柏と同庚で、若し大正丁巳までながらへてゐたら、今の曾能子刀自と俱に、八十三歳になつてゐる筈である。

此年椽軒三十二、妻志保三十六、柏軒二十六、長二十二、志保の生んだ柏一歳であつた。

天保七年には春の未だ閑ならぬうちに、柏軒が狩谷椽齋の第二女たか、後の名俊を娶つたらしい。何故と云ふに、柏の初節句即ち丙申の三月三日には、たかが家にゐたと傳へられてゐるからである。

柏軒たかの夫婦は同庚である。そして共に二十九歳で結婚したこととおもはれる。

たかは善く書を読んだ。昔に國文を誦するのみではなく、支那の典籍にも通じてゐた。現に徳さんの姉良子刀自は、たかが子に授けむがために自ら書した蒙求を藏してゐる。拇指大の楷

書である。女文字に至つては當時善書の聞があつた。連綿草を交へた假名の散らし書の情報數通、細字の文稿二三巻も亦良子刀自の許にある。蘭軒の姉正宗院と云ひ、此たかと云ひ、澀江抽齋の妻五百と云ひ、假名文の美しきことは歎賞すべきである。たかは折折父椽齋に代つて歌を書いた。そして人はその孰れか椽齋にして孰れかたかなるを辨ずることを得なかつた。たかは歌を詠じ、文章を書いた。

たかは夙く今少納言と稱せられ、又單に少納言と呼ばれた。それゆゑ後に山内氏五百が才名を馳せた時、人が五百を新少納言と呼んだ。たかの少納言に對へて呼んだのである。たかは五百より長ずること七歳であつた。澀江保さんは兩少納言の初て相見た時の事を母に聞いてゐる。それは大勢で川崎の大師に詣てた時で、二人を紹介したのは磯野勝五郎即ち後の石川貞白であつた。五百は後に「思つた程美しくはなかつた」と云つた。たかは背が低かつたさうである。

たかは諸藝に通じてゐて、唯音樂を解せなかつた。塙檢校の類であつたと見える。

たかは處女時代に黒田家の奥に仕ふること三年であつた。正宗院の會て仕へた家である。君侯のお手が附いたと云ふ虚説が傳へられたために、暇を乞うたさうである。

たかの柏軒に嫁したのは、自ら薦めたのださうである。「磐安さんがわたしを女房に持つてくれぬかしら」とは、たかの屢口にした所であつた。推するに橋わたしは石川であつたかも知れない。當時懐之の家は富裕であつた。然るにたかはみづから擇んで一諸生たる柏軒に嫁したのである。

保さんは彼「失はれたるマニユスクリイ」抽齋日乗に、五六枚の記事のあつたことを記憶してゐる。それは諸友の柏軒たかの華燭を賀した詩歌であつた。中には狂歌狂句俗謠の類で、文字の稍褻に亘つたものが夾雜してゐた。女のしかけた戀だと云ふ故であつたらしい。

その二百十七

わたくしは澀江抽齋の日乗に、柏軒と狩谷氏たかとの合巻を祝する詩歌、俳諧、俗謠があつて、中には稍褻に亘つたものあつたことを語つた。そして是がたかの自ら薦めた故であつたらしいと云つた。しかしたかの此の如き揶揄を被つたには、猶別に原因があるらしい。

たかの氣質は男子に似てゐた。言語には尋常女子の敢て口にせざる詞があり、舉措には尋常

女子の敢て作さざる振舞があつた。たかは毎に磯野勝五郎、小野富穀の輩と酒を飲んで快談した。又男子の花信を傳ふるを聞いて、直に起つて同じく觀むことを勧めたこともある。此等は後年柏軒の嗣子磐ひはの聞き傳へてゐて、澀江保さんに語つた所である。是も亦祝賀の日に當つて、措辭の忌憚なきを致した一原因であらう。

これを讀むものは、たかの性行中より、一彷彿として所謂新しき女の面影を認むるであらう。後に抽齋に嫁した山内氏五百も亦同じである。此二人は皆自ら夫を擇んだ女である。わたくしは所謂新しき女は明治大正に至つて始て出たのではなく、昔より有つたと謂ふ。そしてわたくしの用ゐる此稱には貶斥の意は含まれてをらぬのである。

柏軒が家を中橋に構へたのも、恐らくは此頃の事であらう。文書の上に於ては、わたくしは弘化四年の榛軒の湘陽紀行中に始て中橋の家の事を見出した。しかし柏軒が中橋に別居したのは、迎妻のためではなかつたかとおもふのである。そして此別居にやがて伊澤氏の「又分家」の成立となつたことであらう。

わたくしは此より曾能子刀自の記憶に本づいて、此年三月三日の事を語らうとおもふ。幼い

柏の初節句である。

榛軒の家には古くより持ち傳へた雛人形があつた。しかし志保は榛軒に請うて、別に新しきものを買ふこととした。さて柏軒と俱に内弟子某をしたがへて家を出た。

留守は柏軒の妻たかであつた。忽ち柏が痙攣を起した。恐くは腸胃の不調和等に因る痙攣であつたらう。たかは驚いて家内の人を呼び集へ、治療看護に手を盡した。

柏が纔に常に復した時、志保等は還つた。たかは志保を玄關に迎へて「あの、お留守にお柏さんが」と云ひながら泣き伏した。此女丈夫の心根にも優しい處はあつたものと見える。

「柏がどうかいたしましたか」と問うた志保は、心の裏に若しや死んだのではあるまいかと疑つて、甚だしく驚いた。そしてたかの語を繼ぐを待つて、始て心を安んじたさうである。此事は後年志保が幾度となく柏に語つた。

新なる雛人形のためには、新なる雛棚があつらへられた。榛軒は大工に命じて幅二間、高さ一間の階段を造らしめ、特にこれを堅牢にせむことを求めた。その出来て來たのを見れば、數人が踐んで升ることを得る程堅牢であつた。此雛段は久しく伊澤の家にあつて、茶番などの催

さるる毎に、これに布を貼つて石段として用ゐられたさうである。

此年冬榛軒は癱を病んだ。榛軒詩存に「天保七年丙申冬夜、病癱臥」の五律がある。「病夫苦長夜。一睡尙三更。風定林柯寂。月升烏鵲鳴。倦書背燈影。欹枕算鐘聲。愁緒遣無地。通宵誦佛名。」

その二百十八

此年天保七年十一月十四日に池田京水が歿した。柏軒が京水の家に就いて痘科を聴いたことは、上に記したるが如くである。又蘭軒門人澀江抽齋が同じく京水に學んだことは曾て抽齋の事蹟を敘するに當つて言つて置いた。京水は後に一たび榛軒の女柏の夫となるべき全安の父である。

わたくしは抽齋の事蹟を敘して、始て其師京水に言及した。次で此年丙申に先つこと二十年文化丙子に、京水の養父錦橋が歿した時、わたくしは再び其子京水の事を語つた。わたくしは此に養父と書した。錦橋が京水の實父なりや養父なりやは、曩にわたくしは決することを得ずに、

疑問として残して置いた。しかもわたくしは實父説に重きを置いて、養父説をば一説として併せ存して置いた。是は錦橋が幕府に對して實子と申し立ててゐたらしかつた故であつた。今わたくしは錦橋が確に寛政十二年の書上に京水を以て實子となしてゐたことを知つてゐる。そして又それが虚構であつたことをも知つてゐる。

わたくしは初に京水を語つた時と、再び京水を語つた時との間に、錦橋の宗家の後裔たる池田鑒三郎さんと相見た。是が研究上稍大なる進歩であつたことは勿論である。

しかしわたくしの主として知らむと欲したのは、父錦橋にあらずして子京水である。鑒三郎は嫡子京水善直の廢せられた後、其父錦橋の門人中より出てて宗家を繼いだ霧溪管の後裔である。鑒三郎に縁つて分家京水の事を知ることが困難であつた。

わたくしは百方搜索して京水の後裔を識らむとした。しかし久しく何の得る所も無かつた。

然るにわたくしは本傳に錦橋の死を記した後、今京水の死を記する前、即ち再び京水を説いた時と三たび京水を説く時との間に、圖らずも京水の後裔と相見た。

わたくしの錦橋の死を記した文が新聞に連載せられてゐた頃の事である。當時品川に住んで

ゐて、町役場に入出入する一知人がわたくしに書を寄せた。「高著伊澤蘭軒新聞にて拜讀致居候處、痘科池田京水と申者の事蹟に御不審の箇條有之候と相見え候。然るに貴説に右京水の一子と相成居候全安の名、當町役場の書類中に有之候。但し此池田全安は現存者にして或は時代相違ならむかとも被存、若し同名異人なるときは、無用の穿鑿に可有之候へ共、兎も角も左に宿所姓名抄出、御一報申上候。」此書の末に「南品川獵師町三十九番地池田全安」と低書してあつた。わたくしは此に書を裁した知人の名を公にする必要を認めない。わたくしは永く其人がわたくしの研究上頗る重大なる資料を得る媒をなしたことを忘れぬであらう。

わたくしは直に池田全安と云ふ人を訪ふことに決意して、先づ書を贈つて先方の都合を問ひ合せた。然るに全安さんは書を以て答へずに、自らわたくしの家にたづねて來た。

その二百十九

一知人がわたくしに品川に池田全安と云ふ人のあることを報じた。それは池田京水の子と名を同じうしてゐるが故であつた。わたくしは其人を訪はむと欲して書を寄せた。そして其人の

忽ち刺を通ずるに會つた。

わたくしは伊澤分家の語る所を聞いて、全安が嘉永二年に二十餘歳で墮入をしたことを知つてゐた。若し客が其人だとすると、九十歳前後になつてゐなくてはならない。此の如き長壽の人も固より絶無では無い。しかし容易に未知の人を訪問しはせぬであらう。

又客が若し池田京水の族人でなかつたら、わたくしの書を得て、わたくしを見ようとはせぬであらう。

推するに客は京水の子全安の名を襲いだものではなからうか。わたくしは咄嗟の間に此の如く思量した。そして客を引見した。

座に入り來つたのは、洋服を著た偉丈夫である。軀幹長大にして、筋骨が逞しい。打見るところは、僅に四十歳を踰えたかとおもはれる。

わたくしは此方より訪ふべき人に訪はれたのであるから、先づ其枉顧の好意を謝した。そうして京水との親屬關係を問うた。

「京水はわたくしの祖父でございます」と客は答へた。

「さやうでしたか。それではあなたは御尊父様のお名をお襲ぎなさいましたのですね。失禮ながら御實子でお出なさいますか。」

「いいえ、わたくしは加賀の金澤のもので、池田家へ養子に參つたのです。」

「御尊父様は。」

「父は明治十四年に亡くなりました。」

わたくしの推測は偶中した。客は京水の係であつた。京水の子全安に養はれて、其名を襲いだものであつた。

わたくしは客に池田京水に關する研究の經過を告げた。向嶋嶺松寺にあつた京水の墓は、曾て富士川游さんが往弔したのに、寺が廢せられて、他の池田氏の諸墓と共に踪跡を失した事、諸墓の中池田宗家に係る錦橋以下數人の墓石は、其末裔鑿三郎さんに由つて處分せられ、其法諡は一石に併せ刻せられて、現に上野共同墓地に存する事、然るに分家の一なる京水の一族の墓は其なりゆきを知ることを得なかつた事等である。

わたくしは江戸黄檗禪利記の事をも客に告げた。禪利記に嶺松寺を載せ、併て池田氏の墓に

及んでゐることは、人あつてわたくしに教へた。その錦橋の墓誌を録してゐることは推知せられる。しかし京水の墓誌は有らうか無からうか。わたくしは前に再び池田氏の事を説いた時、疑を存して置いた。後澗江保さんは上野圖書館を訪ふ序に、わたくしのために禪刹記を閲してくれた。錦橋の墓誌は收められてゐて、京水のもは收められてゐなかつたのである。わたくしは客に此憾をも語つた。

その二百二十

わたくしは池田京水の孫全安さんを引見して、先づわたくしの京水の事蹟を探討した経過を語つた。わたくしの談は探墓談であつた。是はわたくしが京水墓誌の全文と其撰者とを知らむことを欲した故である。

京水の孫全安即ち二世全安は、わたくしに向嶋嶺松寺にあつた池田分家の諸墓のなりゆきを告げた。わたくしは京水の子と孫とが同名なるを以て、以下彼を初代全安と書し、此を二世全安と書して識別し易からしむることとする。

池田分家は宗家即ち錦橋の家にあつて嫡廢せられた京水に由つて創立せられた。京水の後は嫡男瑞長直頼が襲いだ。瑞長の弟初代全安は一たび伊澤分家に婿入りして離縁せられ、後更に分立して一家を成した。伊澤氏の例に倣つて言へば、初代全安の家は「又分家」である。今二世全安のわたくしに告げた所の諸墓のなりゆきは、此分家と又分家との諸墓のなりゆきである。

嶺松寺の廢せらるるに當つて、二世全安は祖父京水の卑屬たる池田分家並に又分家の兩家の諸墓を處分せしめ、一石を巢鴨共同墓地に立てて「池田家累世之墓」と題した。是は宗家の裔鑿三郎さんが錦橋霧溪一系の合墓を上野同共墓地に立てたと同時の事である。嶺松寺池田氏の諸墓は此時二地に分ち徙され、その家に係かるものは鑿三郎に由つて上野へ遣られ、その分家と又分家とに係かるものは二世全安に由つて巢鴨へ遣られたのである。

是に於てわたくしは向嶋弘福寺主の言ふ所の無根據でなかつたことを知つた。寺主は巢鴨に移された墓の事を聞いて、上野に移された墓の事を聞かないのである。

然らばわたくしが巢鴨に尋ねて往つた時、毫も得る所なくして歸つたのは何故であつたか。墓地の管理する家の女は、わたくしに墓には皆檀家あり、檀家に池田氏なきを以て答へたのであ

つた。そして女はわたくしを欺かなかつた。二世全安は嘗て一たび池田兩分家の合墓を巢鴨に立て、後又是を雜司谷共同墓地に徙した。わたくしの巢鴨に往つたのは此遷徙の後であつた。今は錦橋霧溪一系の合墓が上野にあり、京水瑞長系と京水全安との兩系の合墓が雜司谷にあるのである。

そして京水の墓誌は永遠に煙滅してしまつた。其全文を読み、其撰者の誰なるを知らむと欲するわたくしの望の絲は、此に全く斷ち切られたのである。

その二百二十一

わたくしが池田京水墓誌の全文を読み又其撰者の誰なるを知らむと欲したのは、京水の身上に疑ふべき事があつて、わたくしはこれが解決を墓誌に求めたのである。

然るに墓誌を刻した嶺松寺中の石は、合墓が巢鴨に立てられたと共に處分せられて、墓認の文章は此に滅びた。又わたくしの望を繋いでゐた江戸黄檗禪利記も京水の墓誌をば載せてゐない。

幸に我客二世全安さんは、別に京水身上の疑を解くに足るべき文書を藏してゐた。それは京水自筆の卷物である。

此卷物は「文政四年冬十一月九日朝より夜の子の刻に至るの間調藥看病の暇に書、名齋、字河澄、号京水、一號醉醒、又號生醉道人、佛盜可川宗經」と云ふ奥書があつて、下に華押がある。又他の箇所には「善直誌」と署してある。文政四年は京水三十六歳の時で、卷子中の記載に據るに、京水は上野三枚橋の畔の家にあつて書したのである。しかし京水は此時全卷を書いたのでは無い。彼の「善直誌」と署した部分の如きは、これに先つて書したものと覺しく、又これに後れて追書した文字は天保六年七月二日に及んでゐる。即ち終焉に先つこと僅に一年である。此の卷物の内容は極て豊富である。わたくしは奈何に其梗槩を讀者に傳ふべきかに惑はしむる程豊富である。わたくしは此内容の梗槩に筆を著けむとするに臨んで、先づ讀者に一事を告げて置きたい。それはわたくしの曾て懐いてゐた疑が、未だ全くは解けぬまでも、半以上此に由つて解けたと云ふことである。此卷物が略わたくしを屬鑿せしめたと云ふ事である。わたくしの筆を著くることを難んずるのは、此卷物の内容が實に豊富なるのみではなく、又

極めて複雑してゐて、その入り亂れた糸の千筋を解きほぐすに、許多の思慮を要するからである。此巻物は首に「參正池田家譜」と題してあつて、其體裁より言へば系圖である。しかし單に系圖として看ても、全卷には三種の系圖を包容してゐる。

第一は初代池田瑞仙が寛政十二年庚申四月に幕府に呈した系圖である。わたくしは早く此にその頗る杜撰のものであつたことをことわつて置く。今便宜上これを錦橋本と名づける。第二は初代池田瑞仙の曾祖父嵩山正直、初代瑞仙は誤つてこれを祖父とした。此嵩山正直の弟成俊の玄孫水津氏某女の有してゐた所の系圖である。是は體裁の整はぬものでありながら、書法眞率にして牽強の痕が無い。今これを水津本と名づける。第三は京水が水津本を用ゐて錦橋本を訂止した系圖で、所謂參正池田家譜である。今これを京水本と名づける。

わたくしは前に再び京水を説いた時、初代瑞仙の宗家を襲いだ霧溪菅の姻家窪田氏所藏の「池田氏系圖」を引用した。今よりして看れば、是は前三本とは全く別で、錦橋本の本づく所である。初代瑞仙の曾祖父嵩山正直の妹が溝挾氏に嫁した。其裔溝挾瀬兵衛が此系圖を有してゐた。初代瑞仙は系圖を幕府に呈せんがために、これを借抄したのである。今これを溝挾本と名づける。

その二百二十二

池田京水自筆の巻物の事を敘して、わたくしは池田氏系圖の三本が其中に收めてあると云つた。しかし巻物の内容中尊重すべきものは、獨り系圖のみではない。

第一に初代瑞仙の傳がある。是は寛政庚申の書上で、極めて杜撰なものではあるが、京水の校註あるが故に尊い。第二に京水自家の履歴がある。苟くも京水を知らむと欲するものは、此に由らざることを得ない。第三に系圖錦橋本の書後がある。是は數行の文ではあるが、一讀人をして震慄せしむべきものがある。第四に系圖水津本の序記がある。若し紙背に徹する眼光を以て讀むときは、其中に一箇の薄命なる女子の生涯が髣髴として現れるであらう。此女子の運命は實に小説よりも奇である。

わたくしは初め二世池田全安さんの手より此巻物を受けて披閱した時、京水の慙軋不遇の境界をおもひ遣つて、嗟歎すること良久しかつた。わたくしは借留數月にして、全文を手抄した。記事は此より巻物の梗槩に入る。梗槩は原本の次第に拘らずに、年月を逐うて記する。錦橋

の祖先の事は努めて省略し、錦橋の事も亦これに準じ、京水の事に至つて稍詳叙する積である。系圖は京水本に従へば生田頼宗から起つてゐる。天兒屋根命二十二世の孫が藤原鎌足で、鎌足十四世の孫が忠實である。忠實の子が悪左府頼長、頼長の子が兼長、兼長の子が生田頼宗である。

頼宗は蒲冠者範頼に仕へた。頼宗の女は範頼の子頼信を生んだ。頼宗はこれを養つて嗣とした。嫡孫承祖である。錦橋本は此頼信より起つてゐる。此故に生田氏は京水本に従へば藤原氏となり、錦橋本に従へば清和源氏となるのである。しかし此遠祖の事は、わたくしはこれを批評の範圍外に置く。

頼信十六世の孫も嵩山正直である。此世數は京水本に従つて記し、復た諸本の異同を問はない。亦わたくしの評することを敢てせぬ所だからである。

嵩山正直は始て池田氏を稱した。明人戴笠の痘科を傳へたと稱するものは此嵩山である。此授受の年月には疑がある。嵩山は戴笠が岩國に淹留してゐた時、其治法を傳へたと云ふ。然るに戴笠の岩國に來たのは、僧となつて獨立と號した後で、寛文中の事となるらしい。嵩山の歿

年萬治二年と云ふに契かぎはない。戴笠は或は萬治元年に江戸に來た前に、既に一たび岩國に往つたであらうか。京水は疑を存してゐる。

嵩山正直の子は正俊、正俊の子は杏仙正明、正明の子は即ち錦橋である。是は京水本に従つたもので、錦橋本は正俊を脱してゐる。

その二百二十三

わたくしは池田京水の祖先を説いて鼻祖より京水の養父錦橋に至つた。其間に生じた所の旁系は一一擧ぐることを要せない。しかし彼系圖水津本と溝挾本との來歴を明にせむがために、此に水津溝挾兩家の事を略記する。

生田氏の始祖頼宗の子が頼信で、頼信の子が頼氏である。頼氏の弟に信吉と云ふものがあつて、水津重時の家を繼いだ。生田氏の支流に水津氏あることは此に始まる。降つて嵩山正直の父信重は、實は信吉十二世の孫水津信道の子であつた。次に正直の弟を杏朴成俊と云ひ、これが信道五世の孫光の養子となつて水津氏に復り、成俊の子に成豊、正俊があつて、兄成豊は水

津氏を継ぎ、弟正俊が又養はれて嵩山の子となつたのである。成豊の孫を水津官藏と云ふ。系圖水津本を有してゐたのは此官藏の女である。是が旁系水津氏である。次に溝挾氏は嵩山正直の妹、成俊の姉が往いて嫁した。是は京水本の記する所である。これに反して溝挾本に従へば、此女は正直の妹にあらずして、成俊の子成豊の妹である。此女の所出が溝挾氏を嗣いでゐる。是が旁系溝挾氏である。

わたくしは此より京水自筆の巻物に據つて、初代瑞仙の事蹟を覆檢する。しかし巻物の收むる所の錦橋瑞仙寛政庚申の書上は、極て杜撰なる文書である。わたくしは曾て再び京水を語つた時、錦橋の養子二世瑞仙直卿の實子三世瑞仙直温の先祖書を引き、此先祖書中錦橋の條は錦橋自己の書上を用ゐたものであらうと云つた。わたくしの此推定は誤らなかつた。しかし錦橋書上と直温先祖書の錦橋の條とは、廣略大に相異なつてゐる。そして錦橋書上は其文愈長うして其矛盾の痕は愈著しい。直温は祖父書上の矛盾の大なるものを刪り去つたと謂ふも可なる程である。然るに京水は別に養父錦橋の文を校訂すべき材料を有せなかつたと見えて、其矛盾の所はこれに評註を加へたに過ぎない。

錦橋初代瑞仙は小字を幾之助と云つた。名は善郷、一の名は獨美、字は善卿、錦橋は其號、瑞仙は其通稱であつた。わたくしは前に錦橋が公文に字善卿を書いたのを怪んだ。京水はこれを辨じてゐる。「善郷。或作善卿者。以字混名乗也。」

錦橋の年齢は京水の記載を得て一層の紛糾を加へて來る。系圖京水本は錦橋の下に「實以元文元年生、一傳享保二十年生」と註してゐる。按ずるに所謂「一傳」は錦橋の養嗣子直卿撰の行狀、嶺松寺の墓表等と符する。江戸黄檗禪刹記を閲するに、墓表は「文政戊寅仲夏、江都侍醫法眼杉本良仲温撰、孝子池田晉直卿謹書併建之」と署してあつて、全く直卿撰行狀に依據して草したものである。既に行狀を讀んだものは、墓表中より殆ど一の新事實をも發見することが出来ぬのである。

その二百二十四

錦橋初代池田瑞仙は、系圖諸本及書上に據るに、寛保二年壬戌に怙を喪つた。書上は此を「八歳」の時だとしてゐる。實は七歳である。此より錦橋は横本坊詮應に就いて痘科を學んだ。書

上に詮應を「叔父」と稱してある。系圖錦橋本に従へば、詮應は嵩山の孫である。京水本に従へば信重の女、溝挾氏室に瀨兵衛某と信之との二子があり、信之に信吉と詮應との二子があつた。即ち信重の曾孫、錦橋の従祖父である。

錦橋は書上に據るに、二十歳にして桑原玄仲に雜病の治術を受けた。二十歳は寶曆五年である。しかし前の「八歳」の誤を承けたとすると、寶曆三年十九歳となるであらう。

錦橋は書上に據るに、二十八歳にして母と共に安藝國に往つた。行狀に此を寶曆十二年壬午の事としてゐる。享保二十年生として推算したものである。前例に従つて訂正すれば、寶曆十二年二十七歳の時の事となる。

錦橋は安藝より大坂に移つた。書上は此を「寛延三庚午年」としてゐる。非常なるアナクロニスムである。京水が「按此年善郷年十五なり、未郷里を離ざる前にあり、恐らくは年號書損あるべし」と註した。養子霧溪は行狀に「安永丁酉冬、(中略)年四十」と書した。何の據あつての事か不詳である。安永六年丁酉に錦橋は、享保二十年生として四十三、正說元文元年生として四十二になつてゐた。わたくしは錦橋の大坂に往つたのは、安永三年より前てなくてはならぬ

と思ふが、其理由は下に擧げよう。

錦橋は書上に「天明八戊午年人始て曼公の術ある事をしる」と云つた。大坂にあつて人に信ぜらるるに至つたことを謂ふのである。「戊午」は戊申の誤であらう。正說元文生として五十三歳の時である。

錦橋は書上に「寛政二辛亥京都痘瘡大に流行、予家治痘之術ある事を聞て請邀る者あり、因て暫く京都に寓」と云つてゐる。辛亥は寛政三年で、元文生としても五十六歳の時である。霧溪は「寛政壬午(中略)年五十五」と改めた。その據る所を知らない。寛政四年壬午は享保生として五十八、正說元文生として五十七である。

錦橋は書上に據るに、「寛政八丙辰十二月廿六日」に江戸の内命を受け、翌年入府した。行狀には入府の時を「丁巳正月(中略)年六十四」としてゐる。享保生とすれば六十三、正說元文生とすれば六十二である。

錦橋の歿日は京水が下の如くに書してゐる。「今按文化十三年丙子閏八月左之地面拜領仕度願出候處、同九月十九日柳原岩井町代地高坂茂助上り地七拾八坪餘願之通被仰付候旨、植村駿河

守殿御書附を以被仰渡候。此實は先人御死去之後なり。實は同月六日死。此文化丙子九月六日の歿日は霧溪も亦正しく書してゐる。しかし年「八十三」は誤である。享保生とすれば八十二、正説元文生とすれば八十一である。

要するに錦橋書上の原文に従へば、年次と錦橋の年齢とは一も符合せぬのである。霧溪撰行狀中その偶符合してゐるのは、享保乙卯生と云ふことと、寶曆壬午二十八歳と云ふこととの二である。そして此乙卯と壬午とは錦橋が書せずして、霧溪が始て書したものである。

その二百二十五

池田京水自筆の卷物はわたくしの新に獲た資料である。わたくしは之に由つて痘科池田氏累世の事蹟を覆檢し、錦橋初代瑞仙の死に至つた。

錦橋の妻の事は書上に見えない。養嗣子霧溪撰の行狀に至つて、始て「君在于京師時、娶佐井氏、而無子」と云つてある。霧溪の子直温の繕寫した過去帖には「芳松院殿綠峰貞操大姉、同人（初代瑞仙）妻、佐井氏、實菱谷氏女、嘉永元戊申年十二月六日卒、葬于同寺（嶺松寺）」と書

してある。名は後に引くべき京水の文に澤さわと書してある。

錦橋の京都に入つた年を、寛政辛亥だとすると、當時菱谷澤は二十七歳であつた。澤の錦橋に嫁した時、夫は六十に近かつた。澤は佐井某を假親として嫁したのである。寛政丁巳に錦橋が江戸に入つた時、夫は六十二、妻は三十三であつた。錦橋が文化丙子に八十一歳で歿した時、妻澤は五十二になつてゐた。澤には子は無かつた。わたくしは後に京水の事を言ふに至つて、此婦人の事を一顧しなくてはならない。

錦橋の家は何處であつたか。錦橋自己は何の記載をも遺してゐない。行狀に據るに、大坂では「西堀江隆平橋南涯」に住んだ。京都では「東洞院」に寓した。江戸の居處は墓誌に杉本仲温が書してゐる。仲温は自己と錦橋との交を敘するに當つて、霧溪の行狀に據らなかつた。是が墓誌に見えてゐる唯一の新事實だと云つても好からう。「其始來江都也。住市中。後厭其煩囂。卜居駿河臺。屋後築小樓。樓下陳酒尊。樓上貯痘疹書。（中略。）常謂人曰。有酒盈尊。有書挿架則足矣。其他無所求。」江戸に來て先づ行李を卸した家は「市中」と云つてある。恐くは下町であつただらう。次で駿河臺に遷つた。即ち年年武鑑に記された住所である。その地面を柳原岩井

町に拜領したのは瞑目した後であつた。

錦橋は誰を識り誰に交つたか。その江戸に於る交際は書上と墓誌とに徴して知ることが出来る。書上に據るに、錦橋は始て躋壽館に往つて逢つた人人を列記して、「多紀永壽院、同安長、吉田快庵、野間玄琢、千田玄知、山本楊庵、曲直瀬正隆等」と云つてゐる。武鑑を檢するに、多紀永壽院は「法印、奥御醫師、御役料二百俵、向柳原、同安長は「法眼、奥御醫師、向柳原、父永壽院」と云つてある。永壽院は藍溪元徳、安長は桂山元簡である。錦橋がデヒユウとして痘書を講じた時、其差圖したのは藍溪であつた。其他の人人中吉田快庵「法眼、奥御醫師、御役料二十人扶持、兩國若松町、千田玄知「表御醫師、後寄合、二百俵、駿河臺、此二者は武鑑に見えてゐる。野間玄琢は「野間安節、寄合御醫師、二百俵、吳服橋、山本楊庵は「山本宗英、法眼、奥御醫師、御役料二十人扶持、小川町、曲直瀬正隆は「曲直瀬養安院、寄合御醫師奥詰、千九百石、神田橋外」であらうか。しかし錦橋の親しく交つたのは前記の數人ではなくて、杉本仲温、澀江至公である。杉本忠温は「表番御醫師、後奥詰、下谷御成小路」と、武鑑に見えてゐる。澀江至公は必ずや武鑑の「澀江長伯、寄合御醫師奥詰、後奥詰御醫師、三百俵十人扶

持、新道一番町」であらう。竝に錦橋の奥詰師醫となつた後の同僚である。仲温は「池田錦橋先生、蒙召自京師至焉、與余同僚于内班者十年矣」と云ひ、又「澀江至公及予、與先生交最深」と云つゝる。

その二百二十六

わたくしは既に池田京水自筆の卷物に據つて、錦橋初代瑞仙、其妻、其僚友の事を叙した。妻には子が無かつた。宗家を繼いだ三世瑞仙直温の親類書錦橋の條には、末に「善卿總領、池田瑞英善直、母は家女」と記し、其廢嫡、其全快と別宅住ひとの事、其死が註してある。是が直温に由つて書かれた京水の事蹟である。錦橋は池田杏仙正明の實子であつたに、「家女」に子を産ませたと云ふは、何の義なることを知らない。

錦橋の養嗣子にして直温の生父なる霧溪は、養父の行狀にかう云つてゐる。「嘗游于藝華時。妾舉一男二女。男曰善直。多病不能繼業。二女皆夭。」錦橋の子を問へば、其妾を併せ問はざることを得ない。此には京水を生んだものが「家女」ではなくて妾だとしてある。そして此妾に

は猶二女があつたとしてある。

直温の繕寫した所の過去帖には、「憐山院肅徳玄俊居士、信卿、瑞仙弟、京水父、同(寛政)九丁巳八月二日、(中略)六十歳」と云ひ、「宗經軒京水瑞英居士、五十一歳、初代瑞仙長男、實玄俊信卿男、天保七丙申十一月十四日」と云つてある。此には京水が錦橋の弟玄俊信卿の實子、錦橋の養子だとしてある。錦橋が「家女」に産ませた子でもなく、妾に産ませた子でもない。

わたくしは嘗て再び京水を説いた時、以上の諸説を竝べ擧げて疑を存して置いた。しかし三説中妾の子とする霧溪の説に重きを置いたのは、父霧溪の行狀を結撰したのが、子直温の過去帖を繕寫したより古いからである。何ぞ料らむ、京水自筆の巻物に據るに、直温の過去帖には一の虚構だに無くして、其他の文書は皆虚構であらうとは。京水が池田玄俊の子で、玄俊が錦橋初代瑞仙の弟であつたことは、今や争ふべからざる事實となつた。

わたくしは此より玄俊京水父子の傳に入ることにする。是は未だ曾て世に公にせられざる事實である。

周防國玖珂郡通津村に住んでゐた池田杏仙正明に三男一女があつた。男子は幾之助、久之助、

丹藏の三人で、長は後の初代瑞仙、仲は玄俊である。季は夭折した。長は元文元年に生れ、仲は中一年隔てて元文三年に生れた。

久之助、名は信郷、長じて玄俊と稱した。號は文孝堂と云つた。

玄俊は天明二年壬寅四十五歳にして故郷を離れ、八月二日に大坂に至り、二十一日に夜舟に乗り込んで、二十二日巳刻に伏見に著き、それより京都東洞院姉小路に住むこととなつた。

玄俊の都に上つたのは醫術を修めむがためであつた。故郷にある時夙く醫業をなし、殊に家學の痘科には精通してゐたので、京都に来てからは本道と産科との師を求めた。本道の師は清水莊介と云つて、新町通丸太町下る西側に住んでゐた。此人は後名を祥助と改め、家も同じ町の東側に移つた。玄俊は此人に就いて、主に傷寒の治法を學んだ。産科の師は賀川玄吾で、四條通東洞院西へ入る所に住んでゐた。産論の著者玄悦の孫、産論翼の著者玄迪の子である。

その二百二十七

玄俊が京都に上るに先つて、其兄幾之助は大坂に来てゐた。それが何年であつたか不明であ

ることは、既に云つた如くである。推するに明和安永の間の事であらう。幾之助は當時早く瑞仙と稱してゐたのであらう。家は京水の記載に據れば平野町であつた。霧溪は「西堀江隆平橋南涯」と記してゐるが、是は同一の家を指すものと見ることが出来る。玄俊が京都に上つた時、大坂にゐた瑞仙は四十七歳、玄俊は四十五歳であつた。

京都の玄俊は獨身であつたが、大坂の瑞仙は妻があつて九歳になる女を一人連れてゐた。わたくしは池田宗家三世瑞仙直温の書いた過去帖の正確なことを、種種の方面より見て知つたら、今此に據つて初代瑞仙の妻の事を記する。瑞仙は早く安永三年に妻があつて長女千代を生ませてゐる。安永二年若くは三年に大坂にゐて妻があつたことは明白である。此妻は正行寺の女であつた。此妻は次で安永五年に次女を生んだ。そして八年に死んだ。過去帖の「釋妙仙信女」である。九年に次女が死んだ。過去帖の「智瑞童女」である。玄俊が京都に上つた時連れてゐたのは後妻で、千代のためには繼母であつた。推するに霧溪二世瑞仙の所謂「嘗游于藝華時。妾舉一男二女。(中略。)二女皆夭。」の文中、妾と一男とは虚で、二女は實であつた。

玄俊は京都に來た翌年、天明三年に妻を娶つた。近江國栗太郡草津の人宇野奎右衛門の姉秀

と云ふものであつた。婚姻をしたのは春の初であつたらう。此年の内に長男が生まれた。

天明四年に玄俊の長男は夭して、次男が生まれた。翌五年に次男も亦死んだ。次で六年五月五日に三男が生まれた。名は貞之介であつた。是が後の京水である。貞之介の母秀は此月二十六日に死んだ。恐くは産後の病であつたらう。法諡は光岳林明信女、五條高倉の宗仙寺に葬られた。此法諡は正しく宗家三世瑞仙直温の書いた過去帖に載せてある。そして「三十六歳」と註してある。此に由つて觀れば宇野氏秀は寶曆元年生で、三十三歳にして玄俊に嫁したのである。京水の貞之介は父五十一、母三十六の時の子である。

貞之介は恃を失つた直後に、伯父瑞仙の養子にせられて大坂に往つた。自筆の卷物に「善郷養て兄弟二人を祐ると云意を用て祐二と改む」と云つてある。「兄弟二人を祐る」とは、玄俊は家に女子が無いので、赤子を兄に託して祐けられ、兄瑞仙は男子が無いので、貞之介の祐二を獲て祐けられたと云ふ意であらう。瑞仙は後妻があり、先妻の生んだ長女千代も既に十四歳になつたので、貞之介の世話をすることは容易であつたらう。

その二百二十八

京都東洞院姉小路に住んでゐる池田玄俊の三男祐二は、母宇野氏秀が死んで、大坂平野町の伯父池田瑞仙に養はれた。時に天明六年で、玄俊は長男、次男が共に夭折して、祐二は其一人子であつたが、家に女の手がなかつたのである。これに反して瑞仙の家には後妻があり、又十四歳になる先妻の女千代がゐる、當歳の祐二の世話をする便があつた。

中一年置いて、天明八年に祐二は始めて生父の許に來た。京水自筆の卷物に、「里歸の祝の爲に入京」と書してある。是が正月二十九日であつたと推測せられる。何故と云ふに、其次に「大火に因て次の日再大坂に歸る」と書してあるからである。「大火」とは正月晦日の團栗辻の火事なることが明である。三歳の祐二の此往復は、定て養母が連れて行き連れて復つたことであらう。わたくしは玄俊の姉小路の家は必ず焼けたものと思ふ。そして次の移轉の記事を以て、火後の新居を謂つたものとする。「其後信郷居を御池通車屋町西え入北側東より二軒目に卜す」鰥夫玄俊は恐くは此家に獨居してゐたであらう。しかし土著の人の信任は厚かつたものと見える。

「其町の年寄役を兼ね」と云つてあるからである。

わたくしは此所に瑞仙の書上を参照しなくてはならない。「時天明八戊年人始て曼公の術あることを知る」と云ふ文である。是に由つて觀れば、周防國から出た池田氏兄弟は、兄は大坂にあつて技術を以てし、弟は京都にあつて徳望を以てし、同時に地方の信任する所となつたのである。此時兄は五十三、弟は五十一であつた。

尋て改元の年を中に置いて、寛政二年に瑞仙の後妻が死んだ。此人も亦先妻と同じく名は傳はらぬが、謚が傳はつてゐる。三世瑞仙直温の書した過去帖に、「釋壽慶信女、同(瑞仙)後妻、寛政二庚戌十月廿四日」と云つてあるのが是である。瑞仙の家は主人五十五歳、長女千代十七歳、養子祐二五歳の三人世帯となつた。

わたくしは瑞仙の後妻の死を此に挿叙して置いて、さて京水の記に戻る。「時寛政二年善郷居を京に移すの志あるに因て、先づ善直を信郷が家に贈」と云ふ文である。瑞仙善郷は自ら京都に入らむと欲して、先づ養子祐二を弟玄俊信郷の車屋町に遣つたのである。

京水の記は次に「同(寛政)三年善郷女於千代を従え、共に信郷が家に寓すること半年を盡し、

始て居を油小路の裏店に求」と云つてある。

瑞仙が祐二を車屋町に遣つたのは、誰に托して遣つたか知らぬが、其時は後妻壽慶の歿日より後であらう。十月二十四日より後であらう。瑞仙は二年の暮近くなつて、先づ祐二を京へ遣り、三年に入つて自分も千代を率て京に入り、弟の家に寄寓した。そして此より半年を過した後、即ち三年の秋の頃京都油小路の裏店に住むこととなつた。

是が瑞仙の書上に「寛政二年辛亥(中略)請邀る者あり、因て暫く京都に寓すと云ひ、二世瑞仙晋撰の行狀に「後君厭浪華市井之囂塵、寛政壬子秋、游于京師」と云つてある事蹟の真相である。「辛亥」は二年にあらずして三年、「壬子」は四年である。

その二百二十九

わたくしは池田玄俊の事蹟を叙して、寛政三年に玄俊が京都車屋町に住んでゐた處へ、瑞仙が大坂から徙つて来て、半年餘の後油小路の裏店を僦りた事を言つた。翌四年には瑞仙が播磨國に遊歴した。留守は十八歳の長女千代と六歳の祐二とであつたから、玄俊が世話をしたこと

であらう。京水の記に、「明年(寛政四年)播州に遊び、大に弟子を得て歸ると云つてある。

五年には瑞仙の家に哀むべき出来事があつた。過去帖に據るに、瑞仙の長女千代は此年七月二十一日に歿したのである。「釋智秀信女、同(瑞仙)長女、同(寛政)五癸丑七月廿一日、二十歳」と記するものが是である。瑞仙は先妻妙仙に二女があつて皆早世し、後妻壽慶は子を産まらずして死んだ。

六年には瑞仙が家を移した。京水の記に、「間之町に僑居」と云つてある。

七年には瑞仙が又家を移した。同じ記に、「東洞院丸太町下る處に卜居」と云つてある。入京以來第三の居宅である。霧溪は行狀にかう書してゐる。「後君厭浪華市井之囂塵。寛政壬子秋游于京師。愛其地之佳麗雄勝。遂寓居于東洞院。」實は瑞仙の東洞院に住んだのは、四年壬子の後三年の事である。

八年は瑞仙が江戸の召命を受けた年である。痘科を以て立たうと志した平生の望は此に遂げられた。時に年六十一であつた。書上に據るに、幕府の命は十二月二十六日に京都所司代に由つて傳へられたのである。初め池田氏の戴氏に承けた痘科は、瑞仙も玄俊も共にこれを傳習し

てゐた。そして瑞仙が此に由つて立たうと志したがために、玄俊は痘科を棄てて顧みなかつたのださうである。京水の記にかう云つてある。「信郷大方科を業として、兼て痘科を修たれども、兄善郷専ら痘科を業とするに及て、自ら讓て偏に大方を修む。」

九年は瑞仙入府の年である。書上に據るに、瑞仙は正月三日に京都を發し、十三日に江戸に著した。その寄合醫師を命ぜられ、高二百俵を受けたのは三月五日である。此時瑞仙が京都に留めて置いた家族は、獨り養子祐二のみではなかつた。瑞仙には妻があつたらしい。

此事は三世瑞仙の先祖書初代瑞仙の條に削り去られてゐて、京水の寫し傳へた庚申書上に見えてゐる。「同年(寛政九年)五月廿一日、私儀新規被召出候に付、京都に罷在候家内之者共、此度呼下度候段奉願候處、早速願之通堀田攝津守殿被仰渡候。同八月六日當著仕候。忝杏春儀は其節病氣に付、快氣次第と被仰付候。同年十一月四日當著仕候。」所謂「家内之者共」とは名を斥さざる人と杏春とて、名を斥さざる人は八月六日に先づ至り、杏春は十一月四日に後れて至つた。杏春は祐二である。京水は「善郷(中略)實子の届に言上するに及て杏春と稱す」と自記してゐる。名を斥さざる人は即ち佐井氏、實は菱谷氏澤である。澤は瑞仙の三人目の妻である。「當著」

は初めわたくしは當地著の脱文と以爲つたが、その重出するを見るに、到著の誤であらう。

その二百三十

池田瑞仙は自己が寛政九年正月十三日に江戸に著き、妻澤が八月六日に、養子杏春が十一月四日に繼いで至つた。

瑞仙が三人目の妻澤を娶つたのは何時であつたか知らぬが、其二人目の妻壽慶が寛政二年に死んだ後、三年に大坂より京都に徙つた時には、京水の記に「女於千代を従え」と云つてある如く、妻は無かつた。此より後九年に至る間に瑞仙は澤を娶つた。猶細に考へて見るに、此婚姻は油小路の家に於てせられたのでもなく、間之町の家に於てせられたのでもなく、長女千代が死してより後時を経て、東洞院の家に於てせられたのではなからうか。

又養子祐二の名が杏春と改められたのも、月日を明にせぬが、京水の自記に據るに、父瑞仙が江戸に於て實子として届け出た時であつたらしい。即ち入府後であつたらしい。

此推定にして誤らぬならば、瑞仙の三人目の妻澤は寛政七年若くは八年に、養子祐二のゐる

處へ迎へられたのである。澤は三十一歳若くは三十二歳で、祐二は十歳若くは十一歳であつた。次で瑞仙が召されて江戸に來り、澤と祐二改杏春とを迎へ取つた。是が瑞仙六十二、澤三十三、杏春十二の時である。

瑞仙が六十二歳を以て江戸に召された時、弟玄俊は六十歳を以て京都に居残り、幾もあらぬに死んだ。京水の記にはかう云つてある。「寛政九年善郷江戸に至るの故を以て、帶刀免許の命を蒙り、町年寄を兼ることを辭して後、東洞院の善郷が居宅に移り、同年八月二日死、宗仙寺に葬る、法名隣山肅徳信士。」

是に由て觀るに、玄俊信郷は兄瑞仙善郷が寛政九年三月五日に幕府の醫官となつた後、帶刀を允され、御池通車屋町の年寄役を辭じ、東洞院なる兄の舊宅に移り、八月二日に死んだのである。玄俊の京都に客死したのは、兄瑞仙に別れた後である。しかしわたくしの推測する所を以てすれば、實子祐二改杏春は猶未だ京都を離れなかつたであらう、假に杏春が江戸に至るに、養父瑞仙と同じ日子を費したものとす。瑞仙は正月二日に發程して十三日に入府した。其間十日である。今杏春の江戸に至つた十一月四日より溯ること十一日なるときは、丁巳の十月は

大なるが故に、十月二十三日となる。此日は、丁巳の八月は大、九月は小なるが故に、生父玄俊の死後八十日を過した時である。想ふに杏春は生父の病を瞻、其葬を送り、故舊の援助を得て後事を營み、而る後京都を離れたことであらう。

瑞仙は其書上に、養子杏春の妻澤より遅れた原因を杏春の病に歸してゐる。「悴杏春儀は其節病氣に付快氣次第と被仰付候。穉い杏春は果して病んでゐたか。或はその病んでゐたものは杏春にあらずして、生父玄俊であつたか。」

その二百三十一

寛政九年に江戸に來て、冬に至るまでに家族を京都から呼び迎へた池田瑞仙は、初め暫く市中に住んで、次で居を駿河臺に卜し、翌十年二月六日には奥詰醫師に陞せられた。瑞仙の家は此の如く榮達の途を進んで行つて、餘所目には平穩事なきが如くに見えてゐた。しかし其裏面には幾多の葛籐があつたものと看なくてはならない。わたくしは後よりして前を顧み、果よりして因を推し、錦橋瑞仙の妻澤を信任することが稍過ぎてゐたのではないかと

疑ふ。其家に出入する佐佐木文仲と云ふものをして、餘りに深く内事に干涉するに至らしめたのではないかと疑ふ。佐佐木は恐くは洋人の所謂「家庭の友」に類した地位を占むるに至つたのであらう。そして佐佐木と澤との關係は、遂に養子杏春をして是が犠牲たらしめたのであらう。わたくしは嘗て杏春即ち後の京水が、霧溪撰の錦橋行狀に於ても、富士川氏の寫した京水墓誌の一段に於ても、脆弱者としてとりあつかはれてをり、又文中讀者をしてその無學無能を想はしめむとするが如き語氣あるを見て、此間に或祕密が伏藏してゐるはせぬかと疑つた。今やわたくしは京水自筆の卷物を閲することを得て、此間の消息を明にした。駿河臺の池田氏には正に一の悲壯劇があつた。そして其主人公は京水即ち當時の杏春であつた。

池田の家の床下に埋藏せられてゐた火藥は終に爆發した。それは京水廢嫡一件である。三世瑞仙直溫の先祖書にはかう云つてある。「病氣に而未々御奉公可和勤體無御坐候に付、總領除奉願候處、享和三亥年八月十二日願之通被仰付候。』しかし今細に檢すれば、此一件は瑞仙が嫡子を廢したのではなく、杏春が繼嗣を辭したのである。且此事のあつた年は、享和三年ではなく、享和元年辛酉である。按ずるに癸亥は事後に官裁を仰いだ年であらう。

京水自筆の卷物中參正池田家譜善直の條には、「享和元年病に依て嗣を辭するの後瑞英と改む」と書してある。嗣を辭したのと、杏春を瑞英と改めたのとは、辛酉の出來事である。當時養父錦橋六十六、養母澤三十七、杏春の瑞英十六であつた。

此一件の詳なるは、京水瑞英の家に「生祠記」一卷があつて具に載せてあつたさうである。京水は「辭嗣の始末は生祠記に詳也」と云ひ、又「行狀別に生祠記一卷あり、門人等録する所なり、其言頗る過譽なりと雖も、未だ必しも偽なし、故に子孫其書に就て余が始終を見るべき者なり」と云つてゐる。生祠記は惜むらくは佚した。少くも池田全安さんの家には存してゐない。

生祠記は既に佚した。しかし京水は養父の幕府に呈した系圖を寫して、其後に數行の文を書いた。わたくしは此書後に由つて生祠記の内容の一端を知ることを得た。京水の辭嗣は霧溪の受嗣と表裏をなしてゐて、其内情は下の如くである。

「右直郷（霧溪二世瑞仙晉）は初佐佐木文仲の弟子なり。文仲は於澤の方に愛せられて、遂に余を追て嗣とならむの志起り、種々謀計せしかど、余辭嗣の後にも養子の事（文仲自ら養子となる事）成らず、終に直郷に定りたり。其間山脇道作の男立智、瑞貞と云、堀本一甫の男某、田中

俊庵の男、瑞亮と云、皆一旦は養子となれども、何れも於澤の方と文仲に追出されたり。善直
 (京水瑞英)誌。」

その二百三十二

わたくしは池田京水、當時初代瑞仙の養嗣子杏春が宗家を繼ぐことを辭した内情を語つた。杏春は養母澤に悪まれて家を出てた。澤は佐佐木文仲と云ふものと謀つて、杏春を去らしめた。それは澤が文仲をして杏春に代らしめようとしたのである。佐佐木文仲の何人なるかは、わたくしは未だ考へない。しかし既に霧溪の師であつたと云へば、杏春より長じてゐたことは勿論であらう。又霧溪よりも長じてゐたであらう。霧溪は杏春より長ずること二歳であつた。

杏春の去つた後、澤は夫に文仲を養はむこと勧めたであらう。しかし夫瑞仙は聴かずに、養子を他家に求めた。先づ山脇道作の子が來り、次に堀本一甫の子が來り、最後に田中俊庵の子が來つた。そして三人皆澤に斥けられた。

武鑑を檢するに、山脇道作は「法眼、寄合御醫師、五十人扶持、京住居」と云つてある。堀本

一甫は「奥御醫師、御口科二百俵十人扶持、築地中町」と云つてある。獨り田下俊庵と云ふものが當時の幕府醫官中に見えぬが、わたくしは前二人が官醫であるより推して、田中も亦官醫であらうとおもふ。わたくしは是は田中俊川を謂つたものであらうとおもふ。田中俊川は武鑑に「表御番醫師、百五十俵、芝田七丁目」と云つてある。「芝田」は芝の田町であらう。

山脇、堀、田中三氏の子が相踵いで逐はれた後に、當時籍を瑞仙の門人中に列してゐた上野國上久方村醫師村岡善左衛門常信伴善次郎が養子にせられた。即ち霧溪二代瑞仙直郷、又の名は晉である。

霧溪はいかにして池田宗家に留まることを得たかと云ふに、是は澤が夫の到底文仲を養ふに意なきを見て、文仲を家に迎ふことを斷念し、霧溪を養ふことを賛成したからである。霧溪は文仲の舊弟子であつた。天明四年生の霧溪は當時十八歳になつてゐた。その公に稟し養嗣子せられたのは、此より十五年の後、文化十三年三月である。瑞仙の死に先つこと六箇月である。霧溪は既に三十三歳になつてゐた。

わたくしは此に杏春の生父玄俊の師の一人が京都の産科醫賀川立吾であつたことを回顧す

る。池田瑞英が杏春去後に霧溪をして家を繼がしめたのは、玄吾の生父初代玄悦が玄吾去後に岡本玄迪をして家を繼がしめたこと、其迹が甚だ相類してゐる。玄吾と杏春との間には、實子と養子との別はあるが、その父の後妻に悪まれたことは同じである。又杏春が他年一家を樹立して宗家と相譲らざるに至つたことも、その生父の廢儲であつた有齋玄吾と相似てゐる。わたくしは此より池田宗家を去つた後杏春改瑞英の事蹟を記述しようとおもふ。即ち未だ曾て公にせられたことのない京水實傳である。

その二百三十三

駿河臺の池田瑞仙の邸を辭し去つた京水瑞英には歸るべき家が無かつた。其自記に據るに、瑞英は「神田明神下金澤町の裏店に僑居」した。前後の状況より推すに、瑞英は町醫者として此に開業したらしい。其人は十六歳の青年である。其家は裏店である。わたくしはその自信の厚かつたに驚かざることを得ない。

翌享和二年に「弟子始て従ひ、始て本庄近江守殿男子を診」した。瑞英の業は約一年にして

緒に就いた。是が「病弱不能繼業」と云はれた人である。弟子は其學識を信じて來附し、病家は其技術を信じて請待した。驚かざらむと欲しても得られぬのである。武鑑を検するに本庄近江守は「御詰竝、一萬石、小川町」と云つてある。時に瑞英は十七歳であつた。

「同三年阿部主計頭殿、後備中守嫡子運之助殿を診ひ、主計頭に謁す。此善直諸侯に見の始なり。」阿部主計頭は即ち棕軒侯正精である。當時父伊勢守正倫が詰衆、正精は詰竝で、本庄とは同僚であつた。邸宅も亦同じ小川町にあつた。瑞英は本庄の子を治して功があつたので、棕軒も亦其子のためにこれを邀へたのではなからうか。運之助は寛政八年に眞野竹亭が易の「純粹精也」より取つて正粹まさただの名を獻じた棕軒の嫡男である。正倫、正精、正粹の三人は相踵いて運之助と稱した。京水の自記中「診」の字は「みまふ」と訓ませたのであらう。瑞英十八歳の時の事である。

「文化元年武州浦和伊勢屋清藏の家に寓す。」是も亦技を售らむがための旅であつたらう。瑞英此年十九歳であつた。

「同二年江戸に歸り、同八月甲州に入、弟子三十六人従ふ。」瑞英の聲望は破竹の勢を以て長

じた。此年二十歳であつた。

「同六年同國石和に於て同所小林總右衛門の女を妻とす。『甲斐國石和の小林氏の女は名を常と云つた。當時瑞英二十四歳、常は寛政六年生て十六歳であつた。』」

「同七年長男雄太郎を生。『參正池田家譜に云く。』文化七年七月十六日、生於甲州石和小林總右衛門家。』又云く。『雄次と名を善郷より賜はるを以て、行々雄を名と爲ものなり。』錦橋瑞仙が名を雄次と命じ、後其雄の字を取つて雄太郎と云つたのであらう。是に由つて觀れば、伯母澤は瑞英を惡んでも、伯父瑞仙は姪瑞英との交を絶たずにして、名を從孫に命じたと見える。雄太郎は後の瑞長直頼である。此年瑞英二十五歳。

「同八年歸于江戸。再神田岩井町代地に僑居す。』瑞英は文化八年二十六歳にして、妻常と長男雄太郎とを率て江戸に還つた。此文の「再」の字の上には、或は「同九年」の三字を脱してゐるかも知れない。家を岩井町代地に移したのは、八年でなくて九年であつたかも知れない。何故と云ふに、自記には此下に直に「盤次郎生」と書してある。次男盤次郎の生れたのは文化九年で、此人は後齋藤氏を冒し、天保五年に二十三歳を以て終つた。「同九年」の三字は若し「再」

の字の上に脱してゐぬならば、「僑居す」の下に脱してゐなくてはならぬのである。

その二百三十四

わたくしは京水池田瑞英の事蹟を、其自記に據つて續抄する。文化九年には瑞英の次男盤次郎が神田岩井町代地の家に生れた。生日は「七月卅日」である。「盤次郎の名は杉本仲温の贈る所なり」と云つてある。是は錦橋初代瑞仙の墓表を撰んだ杉本である。杉本は霧溪瑞仙を識つてゐて、これがために錦橋の墓表を撰び、又瑞英を識つてゐて、其次男に命名した。瑞英は二世瑞仙と善くなかつた形迹があるが、杉本は其間に立つて、瑞英に好意を表してゐたらしい。

わたくしは此關係を證するに足る一の奇なる事實を發見したやうにおもふ。杉本は既に云つた如く、霧溪撰の行狀に本づいて、錦橋の墓表を作つた。そして錦橋の事蹟には、行狀と墓表との間に一も相殊なることが無い。獨り文中瑞英義直を出すに至つて、杉本は行狀に無き所の一句を挿入した。行狀には「男曰善直、多病不能繼業」と云つてある。墓表には「先生有子善直、才敏而好學、多病而不能繼其業、以其門人直卿爲嗣」と云つてある。杉本は己の意志より

して、「才敏而好學」の句を添へたのである。わたくしは初め墓表を讀んだ時、此句に躓いて歩を駐めた。そして霧溪の囑を受けて文を草した杉本が、何故に此句を添へたかを疑つた。今にして思へば、瑞英と親善にして其子に命名する杉本は、此句を著けざることを得なかつたのであらう。杉本が既に此句を著けたとき、霧溪も此の公平なる回護に對して、敢て抗議をなさなかつたのであらう。

盤次郎の生れた時、瑞英は二十七歳であつた。

「同(文化)十年居を淺草誓願寺門前町に移す。是が瑞英二十八歳の時である。

「十一年三男桓三郎生。十月二日舅死するに依て、同八日甲州に至る。十月廿九日歸于江戸。」三男桓三郎の生れたのは、參正池田家譜に據るに、「七月七日」である。十月二日には甲斐國石和に於て、瑞英の外舅小林總右衛門が死んだ。瑞英は八日に石和へ住つて、二十九日に江戸に還つた。妻常は定て同行したことであらう。

家譜桓三郎の下に「幼名宮村隆圓の贈る所也」と云つてある。宮村の名は幕府の官醫中に見えない。桓三郎は後一たび女英と稱し、終に祖父玄俊の稱を襲いだ。

三男桓三郎が生れ、外舅小林の歿したのが、瑞英二十九歳の時である。

文化十二年八月に瑞英は家を下谷三枚橋「御先手組屋敷」に買つた。是は次年の記に、「去年八月、善直因戸田氏之惠、此三枚橋の家を得たり」と云つてある。「此三枚橋の家」と云つたのは、文政四年に三枚橋の家にあつて此記を作つたからである。「戸田氏」通稱は勘介である。其詳なることは未だ考へない。

その二百三十五

わたくしは京水池田瑞英の事蹟を敘して文化十三年に至つた。四男藤四郎の生れた年である。家譜に「七月廿日生、同壬八月三日死」と書いてある。法諡は「奇藤童子」である。九月六日には前の養父たる伯父錦橋初代瑞仙が死んだ。瑞英に代つて錦橋の後を襲いだ霧溪二世瑞仙は此年正月二十六日に養子願を出し、三月十一日願濟になり、十二月二十七日に「跡式無相違被下置」と云ふこととなつた。瑞英は三十一歳、二世瑞仙は三十三歳の時である。初代の未亡人澤は五十二歳であつた。

文政元年には瑞英の五男直吉が生れた。家譜に據るに「六月廿五日」生て、「戸田勘助幼名を贈」と記してある。又自記に「同年次男齋藤氏え養子」と云つてある。齋藤氏は家譜に「松浦大和守殿醫師齋藤民俊」と記してある。松浦大和守皓は平戸松浦氏の支封で一萬石の諸侯である。次男盤次郎は此より齋藤俊英と稱し、後又瑞節と改めた。瑞英三十三歳の時である。

「同(文政)二年、病氣全快之届を出す。全快届は前に初代瑞仙の出した「總領除」の取消である。二世瑞仙の手に由つて出されたことであらう。當時の事情を推測するに、京水瑞英の學術は漸く世間の認むる所となつて、官邊にもこれをして書を醫學館に講ぜしめむとする議が起つたので、二世瑞仙は此届出をなさざることを得なかつたのであらう。京水の自記に、「全快届始末は本末記一卷に詳なり」と云つてあるが、其書は今傳はらない。瑞英三十四歳の時である。

「同(文政)三年、再醫學館に出。」此自記の文はわたくしをして二つの事を推定せしむる。瑞英は享和元年十六歳で、猶杏春と稱してゐた時、早く既に躋壽館に勤仕してゐたと云ふ事が其一である。躋壽館に於る當時の職は素讀の師であつただらう。又今に迄つて「醫學館に出」と云ふは、講書のためであると云ふ事が其二である。

三世瑞仙直温の親類書には、京水の總領除願濟の事を記した次に、「然る處年を経、追々丈夫に罷成、醫業出精仕候に付、文政三(庚)辰年三月療治爲修行別宅爲致度段奉願候處、願之通被仰付」と云つてある。是は病氣に依つて廢嫡せられた瑞英は、舊に依つて瑞仙の家にあるべき筈なるが故に、幕府に其現住所を公認せむことを請うたのであらう。又此公認は瑞英をして躋壽館に勤仕せしむるに必要であつたのであらう。親類書には前年の全快届をも載せず、此年の躋壽館勤仕の事をも載せない。或はおもふに、此別宅願は全快届に伴つたもので、事は前年にあつたのではなからうか。「文政三」は「文政二」の誤ではなからうか。しかし「辰」の字があるので、此に録して置く。

家譜に據るに、此年瑞英の六男末吉が生れた。「八月廿一日生」と云つてある。

躋壽館再勤仕と六男の出生とは瑞英三十五歳の時の事である。

次年は文政四年で、京水瑞英が自記の筆を把つた年である。此時二世瑞仙の家と瑞英の家との間に、板木問題と云ふ事が起つた。

その二百三十六

わたくしは文政四年京水池田瑞英が三十六歳になつた時に、瑞英の家と宗家たる霧溪二世瑞仙の家との間に、板木問題と云ふ事が起つたと云つた。京水自記の文にかう云つてある。「同(文政)四年、痘科辨要板木を、家元の弟子養子二世醫官直郷、通稱は先代の名を襲ひ、是家祿を保つ身にて、此板木を賣物に出すに就て、善直方へ購取る一件は、余が遺言録一卷中に詳なり。」問題の大意は此文に由つて推知することが出来る。錦橋初代瑞仙は痘科辨要を著した。其書上には「同(文化)八(辛)未年八月十二日、痘科辨要十卷著述出版に付獻上仕候」と云つてある。此板木は家に傳へてあつた。それを霧溪が賣つた。瑞英は商賈の手よりこれを買ひ取つたと云ふのである。その詳細なる事情に至つては、京水の「遺言録」が佚亡したために、今知ることが出来ない。

當時霧溪は養父錦溪の職祿を襲ぎ、駿河臺より柳原岩井町の賜邸に遷り、名位を占め、恩榮を荷つてゐた。それが板木を賣つて、技を售り口を糊してゐる京水をして購はしめた。京水憤

慨の状は自記の數句の中にも見れてゐる。

わたくしは此に註して置きたい事がある。それは三種の書の佚亡である。第一は生祠記で、京水の門人が師の宗家の繼嗣を辭した事を記したものである。第二は本末記で、京水が自ら全快届の事を記したものである。第三は此遺言録で、京水が自ら板木買戻の事を記したものである。わたくしの京水に關する研究は、其自筆の卷物を見ることを得、僅に右三種の書の名目を知るに至つて、早く既に著き進歩をなした。しかし若し三種の書が未だ全く湮滅せずにて、他日一たび發見せられ、わたくしがこれを目睹することを得たならば、微顯闡幽の眞目的は此に始て達せられるであらう。

此年十一月十九日は京水瑞英が往事を自記した日である。「朝より夜の子の刻に至るの間、調藥看病の暇に書」と云つてある。「看病」は恐くは病容を診する義で其家に病むものがあつて看護する義ではあるまい。此より下は卷物に年月を逐うた記事が無いから、京水の後日に家譜中に補記した所を拾ひ集めて、年月に従つてこれを次第する。

文政六年には一女子が生れた。即ち瑞英の長女である。その名の記載を闕いてゐるのは、後

三歳にして夭したためであらう。生日は「十月十一日」である。瑞英三十八歳の時である。文政八年には七男が生まれた。「全吉、文政八（乙酉）九月七日出生、阿部侯長臣町野平介、初名多膳、幼名を贈」と記してある。此全吉が後に全安と改稱した。榛軒の女柏の初の婿、わたくしの相識ることを得た二世全安の養父である。全安の名附親町野は恐くは福山侯正精の臣であらう。しかし武鑑には見えない。

「霜月廿八日」に二年前に生れた長女が死んだ。法諡「含章童女」である。全吉が生れ、含章が死んだのは、英瑞四十歳の時である。

その二百三十七

わたくしは京水池田瑞英の事蹟を叙するに、文政四年に至る前半は其自記の文に據ることを得た。しかし後半の資料はこれを參正池田系譜中所所に散見する細註に仰がざることを得ない。わたくしの續紹の文は既に八年に及んでゐた。

文政九年には瑞英の長男が籍を躋壽館に置いたらしい。家譜に「文政壬戌入于醫學館」と云

つてある。壬戌は恐らくは丙戌の誤であらう。此年長男雄太郎は十八歳であつた。既に直頼と名のり、瑞長と稱してゐた筈である。父瑞英四十一歳の時である。

十年には次女俶しほが生れた。家譜に「文政十丁亥八月十五日朝出生、名俶、よし、小久原權九郎奥方幼名を贈らる」と云つてある。字書を檢するに「俶」には昌六切と他歴切との二音があつて、彼には「又善也」と釋してある。小久原の何人なるかは未だ考へない。此年瑞英四十二歳であつた。

十二年には八男剛十郎が生れた。家譜に「文政己丑十一月七日生、幼名淺岡益壽贈と云つ」と云つてある。淺岡の何人なるかも亦未だ考へない。此年瑞英四十四歳であつた。

天保元年には長男瑞長が妻を娶つた。家譜に「妻青木貞勝妹、文政庚寅八月嫁來」と云つてある。庚寅は改元の年であつた。又六男末吉の縁談があつて、成らずして罷んだ。「文政庚寅松浦肥前守殿醫師嵐山某縁談之處、同年破談致す、後改めて程安と稱」と云つてある。當時の肥前國平戸の城主松浦肥前守は朝散大夫熙であつた。瑞長の外舅青木と、程安の養父たらしむとして寢んだ嵐山との事は未だ考へない。此年瑞英四十五歳であつた。

三年には八男剛十郎が四歳にして夭した。「天保壬辰十一月十七日卒、(中略)佛謚玄剛」と云つてある。此年瑞英四十六歳であつた。

四年には瑞長の長男敬太郎直が生れた。「天保四癸巳四月二日誕生、母青木氏女」と云つてある。瑞英の初孫である。此年瑞英四十七歳であつた。

五年には六月十三日に九男政之助が生れ、越えて十五日に次男齋藤瑞節が死んだ。彼は「天保五甲午六月十三曉子誕生」と云ひ、此は「天保五甲午六月十五日卒、葬于本所法恩寺内善行寺、法名夏山院日周信士、年二十三」と云つてある。二世全安さんの家の過去帳には、「本所報恩寺中祥善寺」に作つてある。善行寺若くは祥善寺は養家齋藤氏の菩提所であらう。諸子中此人は嶺松寺に葬られざるが故に、わたくしは特に寺名を抄出した。此墓は或は今猶存してゐるかも知れない。此年瑞英四十八歳であつた。

六年には六月二十二日に瑞長の長男敬太郎が死し、七月朔に其次男が生れ、二日に死した。彼は「天保六乙未六月廿二日卒、(中略)佛謚知幼」と云ひ、此は「天保乙未七月朔生、二日卒、佛謚泡影」と云つてある。泡影の死が京水自筆の巻物の最後の記載である。此年瑞英四十九歳であつた。

てあつた。

七年十一月十四日に京水瑞英は五十歳で歿した。法謚宗經軒京水瑞英居士である。文政四年自記に「佛謚可用宗經」と云つてあつた。此謚には僧侶の撰んだ文字は一字も無い。跡には九子二女を生んだ四十三歳の妻常、二十七歳の嫡子瑞長、二十三歳の三男生田玄俊、十九歳の五男直吉、十七歳の六男程安、十二歳の七男全安、十歳の次女倭、三歳の九男政之助が遺つた筈である。三男玄俊は父京水が祖先の氏を襲がしめたものであらう。

その二百二十八

わたくしは池田京水自筆の巻物を得て、錦橋初代瑞仙の祖先、錦橋自己乃至其子孫の事蹟を覆檢し、就中錦橋の弟文孝堂玄俊と、其實子にして一たび伯父錦橋に養はれ、後廢せられて自立した京水瑞英との事蹟は、その未だ會つて世に公にせられなかつた史實なるが故を以て、特にこれを細敘した。

然るに彼巻物の内容にして、わたくしの此に補記せざるべからざるものが猶一つある。それ

は巻物の主要部分たる参正池田家譜の來歴である。初め京水は伯父錦橋の幕府に呈した系圖即ち錦橋本系圖を藏してゐた。文化十三年、伯父錦橋の歿する年に至つて、京水は料らずも系圖の一異本を觀た。即ち水津本系圖である。京水は此水津本を用ゐて、錦橋本に訂正を加へ、新に参正池田家譜を編した。即ち京水本系圖である。

此故に参正池田家譜の來歴を語らむとするには、溯つて水津本の來歴を語らなくてはならぬ。

既に云つた如く、池田氏は古く水津氏と聯繫してゐる。錦橋十八世の祖頼氏の弟信吉は水津重時の家を繼いだ。降つて錦橋の高祖父信重は、實は信吉十二世の孫水津信道の子であつた。信重の子嵩山正直の弟杳朴成俊は、信道五世の孫光の養子となつて水津氏に復り、成俊の子成豊は水津氏を繼ぎ、其弟正俊が又養はれて嵩山の子となつた。即ち錦橋の祖父である。

水津本に成豊の子が信成、信成の子が官藏となつてゐて、京水本はこれを襲用してゐる。

然るに水津本の序に、京水は官藏を「富小路殿御内齋藤平藏悴也」と書してゐる。今再び水津本を檢するに、水津光の弟政之助が今出川家の家人齋藤帶刀の養子となつて、子平藏をまう

けた。推するに此の平藏が富小路家に仕へて、子官藏をまうけ、官藏が信成の後に一たび絶えた水津氏を冒したのであらう。同じ序文にかう云つてある。「平藏の實子なれども、齋藤氏を稱へず、水津を稱候は本家相續の心なるべし。」

官藏は同じ序に據るに、名を「官大夫と改、武家奉公の望有て、相摸國何某といふ劍術名譽之人をたより、弟子となつて兵法免許をも受たれども、不仕合にて可然奉公在付も無之、再度歸京して近衛公に奉公」した。

官藏の妻は序に、「今出川殿御奉公人にて、生國は大津成よし」と云つてある。此妻は一女を生んで歿した。「寛政九年死去、其月は不覺、法名は圓淨、七日の忌日なり」と云つてある。「不覺」とは其女が記憶してをらぬを謂ふ。

官藏の女は恃を失つた後十一年、「文化五甲子夏故ありて此江戸に來」た。然るに女が江戸に來た後三年、文化八年に官藏は歿した。そして水津系圖を女に譲つた。「形見とて此一軸を大事にせよと被申遺」と云つてある。推するに官藏は京都にあつて、近衛家の家人として歿し、系圖を江戸へ送つたのであらう。

此女が京水に邂逅するのである。

その二百三十九

わたくしは京水本系圖の來歴より沂つて水津本系圖の來歴に及び、水津本が京都で歿した水津官藏の手より、江戸にゐる女の手にわたつたことを言つた。

京水が官藏の女に遭つて水津本を借抄したのは文化十三年である。京水は水津本の序にかう云つてゐる。「文化十三年水津家系圖を所持の女人に逢て、(中略)其一軸を仔細申聞て假受寫畢。」

京水は序に此女の末路を敘して云つた。「此女の身分世話をも致遣可申心底之處、元來風と所持の一軸の表書を見たるまゝ、に懇に申懸候迄にて、昨今の事なれば、猶折も可有之と思ひ居候處、女子不幸にして病死、其後右一軸の事申て看病之者等へ尋候へ共、一切分り不申候。但此女不幸にして遊女となり候て、終に死したり。」

以上が京水の水津本に序して、齋藤平藏、水津官藏、水津氏某女の三世の事を記した文の梗

概である。わたくしの文は京水の原文に比すれば、稍長きを加へた。或はわたくしは初より原文を寫し出した方が好かつたかも知れない。しかしわたくしは京水の文の解し難きに苦んだ故に、讀者をして同一の苦を嘗めしむるに忍びなかつたのである。

京水は水津本を重視し、これを藉り來つて錦橋本の愆を繩たださうとした。水津本は記載素樸にして矯飾の痕が無い。京水の重視したのも尤である。しかし水津本と雖も、多少の疑ふべき所がないでもない。池田氏は信重より霧溪晉若くは京水に至るまでが六世、水津氏の信重の兄信武より齋藤平藏に至るまでも亦六世である。然るに後者の水津官藏に至るまでは九世である。今その各世の壽命の脩短を細檢せむとするに、歿年及年齒の記註不完全なるがために能はない。しかしわたくしは強ひて深く此等世系の問題に立ち入ることを欲せぬのである。

わたくしは最後に水津官藏の女の薄命と、その京水との奇遇を一顧して置きたい。京水の文に由つて、羈旅の女の語つた所を窺ふに、女の父官藏が早く既に舛命の苦を閲し盡したらしい。そして其女に至つて實に言ふに忍びざる悲惨の境に沈淪したのである。假に此女は母の死んだ年に生れたものとする、その怙を失つたのが十五歳、羈旅に死したのが二十歳である。實は

此より多少長じてゐたであらう。女にして若し偶京水に邂逅しなかつたら、其祖先以來の事は全く闇黒の裏に葬り去られて、唯一人顧みるものもあるまい。知らず、水津本系圖の一軸は何者が奪ひ去つたか。

わたくしの京水自筆の巻物中より得た資料は概ね此に盡きた。わたくしは最後に此に附載するに黄檗山の錦橋が碑の事を以てしたい。

その二百四十

蘭軒歿後の敘事中、わたくしは天保七年池田京水の死を語つて、其養孫二世全安さんと京水自筆の巻物との事に及んだ。そして其末に黄檗山にある京水の伯父錦橋が碑の事を附することとする。

錦橋は江戸駿河臺の家に歿して向嶋嶺松寺に葬られた。然るに嶺松寺の廢絶した時、錦橋の墓はこれに雕つてあつた杉本仲温撰の墓表と共に湮滅し、錦橋は惟法諡を谷中共同墓地にある一基の合墓上に留め、杉本の文は偶江戸黄檗禪刹記中に存してゐること、既に云つた如くである。

しかし錦橋のために立てられた石は、獨り嶺松寺の墓碣のみではなかつた。わたくしは黄檗山に別に錦橋の碑のあることを聞いた。そして其石面に何事が刻してあるかを知らむと欲した。

一日京都より一枚の葉書と一封の書狀とが來た。先づ葉書を読めば、竝河總次郎さんがわたくしに黄檗の錦橋碑の事を報ずる文であつた。「先日檗山に参り候節、錦橋先生の墓にも詣候。墓は檗山龍興院の墓地、獨立の墓の側に立居候。前面には錦橋池田先生墓、弟子、進藤玄之、佐井聞庵、竹中文輔、奉祀、右側には文化十三年丙子九月六日と有之候。其他何も刻し無之候。龍興院には位牌も有之候へども、何事も承知不致居候。同院主は拙家續合にて、錦橋先生の傳記等一見致度様申居候。」

次にわたくしは封書を披いた。是は弟潤三郎が同じ錦橋碑の事を報じた書であつた。「好天氣にて休館（京都圖書館の休業）なるを幸、十時頃より黄檗なる錦橋の墓を探りに出掛候。若し碑文にてもあらば、手拓して御送申度、其用意も致候。先づ寺務所を訪ひ、墓の所在を問はむと刺を通じ候處、僧俗二人立關に出候。僧は名を聞きしことある學僧にて、倉光治文師に候。俗の

方は昔日兄上に江戸黄檗禪利記の事を報せし吉永卯三郎君に候。吉永は恰も好し昨日門司より來りたる由にて、奇遇を喜候。さて二人に案内を請ひて墓の所に至るに、墓は尋常の棹石にて高さ二尺七寸、横一尺、跌は二重に候。弟は此に刻文を寫してゐるが、上の竝河氏の報ずる所と同じ事故略する。年月日を刻してある右側は「向つて右」ださうである。「墓前に幅一尺二寸、高さ七寸の水盤を安んじ、其前面には横に「錦橋先生墓前置」と刻し、左側面に「玄之猶子、南都仲元益、拜」と刻し有之候。誌銘なきに失望致候へども、墓の模様大概記して差上候。寺務所に歸りて暫く談話し、吉永君には兄上の研究を援助せられ候様頼置候。」

黄檗山錦橋碑の事は、此竝河氏と弟との報に由つて詳にすることを得た。墓碣と水盤とに名を列してゐる四人の弟子は皆京都奈良等の人で、中にも佐井聞庵は恐くは錦橋の三人目の妻澤の假親佐井圭齋の族であらう。自ら猶子と稱する仲元益が「南都」と書してゐるを見れば、進藤玄之も亦奈良の人かと推せられる。

吉永氏が弟と檗山に相見たのも奇とすべく、竝河氏の書が弟の書と共に至つたのも奇とすべきてある。

その二百四十一

わたくしは蘭軒歿後の事を叙して天保七年に至り、池田京水が此年に歿したと云つた。是は柏軒を始として、蘭門の澀江抽齋等が痘科を京水に學び、又後に至つて京水の七男全安が一たび榛軒に養はれて子となるが故である。

わたくしは京水を説き、其父文孝堂玄俊、其伯父錦橋、錦橋の妻澤、錦橋の養嗣子霧溪等に及び、これがために多くの辭を費した。是は曩に錦橋等の事を説いて、未解決の問題を貽して置いたので、新に得た材料に由つてこれが解決を試しようとしたためである。

今錦橋初代瑞仙の家を池田氏の宗家とすれば、京水の家は其分家である。分家は宗家の霧溪二世瑞仙が幕府に京水の「別宅願」を呈して聽許せられた日に成立した。しかし京水は京都に於て一たび文孝堂の後を襲いだものと看做すも亦可であらう。

京水が歿して、嫡子瑞長直温頼が分家を繼いだ。宗家三世瑞仙直温繕寫の過去帖及二世全安儲藏の過去帳に據るに、此瑞長の後に猶一人の瑞長があつたらしく、法諡用ゐる所の文字より

推するに、初の瑞長は天溪と號し、後の瑞長は三征と號したらしい。しかし此分家の存滅はわたくしの未だ考へぬ所である。

わたくしの識る所の二世全安の家は此分家と別であるらしい。初代瑞長直頼の弟初代全安は、後に一たび伊澤氏に養はれて離縁せられ、此に始て家を成した。伊澤氏の例を以て言へば、即ち「又分家」である。

是故にわたくしは竊に謂ふ。彼生祠記、本末記、遺言録の三書は、或は傳へて瑞長の家にあつたのではなからうか。初代全安がこれを二世全安に傳へなかつたのは、これがためではなからうか。

此推測にして誤らぬならば、そこにかう云ふボツシビリテエが生ずる。即ち瑞長の裔は今尙何處にか存續してゐて、三種の佚書もそこに埋伏してゐると云ふ場合である。わたくしは初に宗家の裔鑒三郎さんを尋ね得て、次に「又分家」の裔二世全安さんを尋ね得た。そして二家は曾て相識らなかつたのである。此より類推すれば、其中間なる分家の裔も亦、鑒三郎にも識られず、二世全安にも識られずして、何處にか現存してゐるはずまいか。

京水と其近戚遠族との事は一應此に終る。わたくしは此れより下に伊澤氏に縁故ある家家に於ける、此年天保七年の出來事二三を記す。

寶素小嶋春庵は前年天保六年に奥詰に進められ、此年の暮に法眼に敍せられた。是が其一である。

阿部家では此年十二月二十五日に正寧が致仕し、正弘が十萬石の福山藩主となつた。是が其二である。

わたくしは此に天保丙申の記事を終らむとして、端なく近藤俊吾さんの書を獲た。そして榛軒の嘗て催した尙齒會が此年に於てせられたことを知つた。尙齒會の事はわたくしも夙く知つてゐたが、未だその何れの年に繫ぐべきかを知らなかつたのである。

その二百四十二

伊澤氏の尙齒會は蘭軒が會て催さむと欲して果さずに歿したものである。既にして蘭軒の賓客中に加ふべかりし狩谷棧齋も亦歿した。それゆゑ榛軒は此年天保丙申の九月十日に急にこれ

を催して亡父の志を遂げたのである。

此日に丸山の榛軒の家に來り會した老人の誰誰なるかは、今知ることが出来ない。初めわたくしは只松崎慊堂が客中にあつただらうと云ふことを推測してゐた。それは慊堂の會に赴くことを約した書が文淵堂の花天月池中に收められてゐるからである。此慊堂の書は會に先つこと五日に裁したものである。想ふに慊堂は必ずや約を履んで席に列したことであらう。

既に云つた如く、此會の年月日は近藤氏の教ふる所である。そしてわたくしは嘗に此に由つて會の年月日を知ることを得たのみではなく、又客中に館柳灣（モリウヰ）のあつたのを知ることを得た。

近藤氏の抄して寄せたのは、「柳灣漁唱詩第三集」である。「伊澤朴甫宅尚齒會。故友伊澤蘭軒嘗擬招親交中高年者、設尚齒之宴、未果而歿、狩谷核齋在其數中、而亦尋物故矣、今茲天保丙申秋九月十日、賢嗣朴甫、設宴召集、蓋終其先志也、余亦與之、座間賦一律、似朴甫及核齋後人少卿。雨晴楓葉菊花天。招集高堂開綺筵。尚齒漫誇頭似雪。延齡共酌酒如泉。新詩吟就徒爲爾。舊事談來已惘然。不見當時盧與狄。衰顏慚對兩青年。自註、延齡備州酒名、是日席上侑之。盧狄謂蘭軒核齋二人、皆少於余十數歲。」兩青年は蘭軒の子信厚、核齋の子懷之で、懷之は主人

信厚を助けて客をもてなしたことであらう。

柳灣が蘭軒と往來したことは、此詩引を除いても尚證據がある。某の年正月十六日に、柳灣は蘭軒等と雜司谷の十介園と云ふ所に遊んで梅を看た。其時蘭軒は柳灣に謂つた。「宅の庭には雜木が多いが、あれを皆伐らせて梅を栽えようかとおもふ」と云つた。翌日雪中に柳灣は詩を賦して蘭軒に寄せた。徳さんの藏する詩箋は下の如きものである。「正月十六日與伊澤先生及諸子同遊雜谷十介園、園中野梅萬餘株、花盛開、闌韻得八庚。十里城西試聽鶯。村園花滿玉盤盤。共言今歲歡遊好。先卜梅郊爛縵晴。又得三肴。百樹梅花照暮郊。花間吟醉倒長匏。村翁也解留連意。折贈黃昏月一梢。翌日大雪、戲呈伊澤先生、又用前韻。料峭春寒歇嘯鶯。滿林飛雪鎖晶瑩。天公爲掩仙遊跡。不使俗人躡嫩晴。昨日尋梅醉晴郊。今朝對雪酌寒匏。滿園雜樹君休伐。留看瑤花綴萬梢。（自註、）先生謂余曰、欲悉伐家園雜樹、而植梅花。館機再拜具草、笑政。」引首印は「石香齋」、名の下の子印は「館機」、「梅花深處」である。尚齒會に列した年、柳灣は七十五歳であつた。慊堂遺文の二序を閲するに漁唱詩の初集二集は當時既に刊せられてゐた。

わたくしは此より尚齒會の今一人の客松崎慊堂の事を言はうとおもふ。

その二百四十二

わたくしは此年天保丙申九月十日に榛軒の催した尙齒會の事を言つて、其客の一人たる館柳灣の詩を擧げた。當日の客は幾人であつたか知らぬが、わたくしの知る限を以てすれば、柳灣を除外して只一の松崎慊堂あるのみである。

わたくしは未だ慊堂の此會に赴いた確證を得ない。わたくしは唯會に先つこと五日に、慊堂がこれに赴くことを約したのを知つてゐるのみである。そして慊堂が必ず此約を履んだだらうと推するのである。

わたくしは先づ慊堂の書を花天月地中に得てこれを読み、後に近藤氏に由つて柳灣の詩を見た。會日の「重陽明日」即ち九月十日であるべきことは慊堂が既に云つてゐる。しかしその丙申九月十日なることは、柳灣が獨りこれを言つてゐるのである。嘗に然るのみならず、嚴密に言へば、九月十日を期した會が果して期の如くに行れたと云ふことも、又柳灣が獨り傳へてゐるのである。

慊堂の書に據るに、初め榛軒は慊堂を請じ、慊堂は略これを諾した。唯或は雨ふらむことを慮つて云云した。榛軒は肩輿を以て迎へようとした。是に於て慊堂は書を裁して肩輿を辭したのである。是がわたくしの目睹した唯一の慊堂の尺牘である。

「手教拜讀。秋冷盈至之處、益御清穆起居奉賀候。然者兼而御話御坐候老人會、彌重陽明日御催に付、拙子も罷出候様先日令弟御入之所、不在に付不得拜答。此間小嶋子來臨、因而御答相頼、乍然雨天なれば老人には定而迷惑可仕と可有御坐心得に而、雨天の事申上候。雨天に而皆皆被參候事に御坐候得ば會而不苦、草鞋布鞆尤妙に御坐候。遠方竹輿など被下候には及不申、此儀は堅御斷申上候。但止宿之事は此節奈何可有御坐、此は臨時之事と奉存候。此段匆匆奉答仕候。頓首。九月端五。松崎慊堂。伊澤長安様。尙以竹輿之事はくれぐれも御斷申上候也。」

「令弟」は柏軒である。榛軒は初め慊堂を請ぜむがために弟を羽澤へ遣つたのである。慊堂の初の答を榛軒に取り次いだ。「小嶋子」は寶素か抱沖か。「老人」には定而迷惑可仕と可有御坐必得は稍解し難い。しかし末の「止宿之事は此節奈何可有御坐」と對照して其義を曉ることが出来る。老人は多分迷惑するだらうとおもふ懸念より云云したと謂ふのである。推するに此「可有

御坐」は慊堂特有の語ではなからうか。

慊堂の書は紅色の巻紙に寫してある。字體勁にして潤である。絶て老人の作る所に似ない。尙齒會の年、慊堂は六十六歳であつた。

わたくしは未だ慊堂日曆の丙申の部を閲することを得ない。伊澤氏尙齒會に來集した館松崎以外の老人の誰誰なるかが、或は日曆中に見出されはせぬだらうか。わたくしはそこに一縷の望を繋いで置く。

此年伊澤氏では榛軒三十三、妻志保三十七、長女柏二つ、柏軒二十七、妻俊も同じく二十七、蘭軒の遺女長二十三、蘭軒の姉正宗院六十六であつた。

その二百四十四

天保八年は蘭軒歿後第八年である。此年の元旦は、阿部家に於ては、新主正弘の襲封初度の元旦であつた。正弘は江戸邸に於て家臣に謁を賜ふこと例の如くであつたが、其間に少しく例に異なるものがあつて、家臣の視聽を驚かした。

先例は藩主出てて席に就き、前列の重臣等の面を見わたし、「めでたう」と一聲呼ぶのであつた。然るに正弘は眸を放つて末班まで見わたし、「いづれもめでたう」と呼んだ。新に添加せられたのは、唯「いづれも」の一語のみであつた。しかし事事皆先例に違ふ當時にあつては、此一語は能く藩士をして驚き且喜ばしめたさうである。想ふに榛軒も亦此挨拶を受けた一人であらう。是は松田道夫さんの語る所で、渡邊修二郎さんの「阿部正弘事蹟」に見えぬが故に書いて置く。伊勢守正弘は此時十九歳であつた。

伊澤氏には此年特に記すべき事が少い。已むことなくば夏季榛軒等が兩國に遊んだ話がある。是は昔の柏、今の曾能子刀自が三歳の時の事として記憶してゐるのである。

川開の夕であつた。榛軒は友人門弟等を率て往いて遊んだ。其時門弟の一人が柏を負うて従つた。一行は茶屋青柳に入つて藝者小房等呼んで飲んだ。

一行の中に石川貞白がゐた。貞白は本姓磯野、名は元亮もとあきら、俗稱勝五郎である。石川は家に歸つて妓の宴に侍したことを秘してゐた。

翌日伊澤の乳母が柏を伴つて石川に往つた。忽ち柏が云つた。「をぢさん、きのふは面白う

ございましたね。かつつあんの前だがおやそかね。」
 何さんの前だが、おや、そかねと歌ふのは、當時柳橋の流行であつた。石川は頭を掻いて笑つた。「どうも内證事は出来ないものだ。」是が記事の一である。

榛軒の三女久利は此年に生れたが、其月日を詳にしない。久利は後幾もなくして世を早うする女である。是が記事の二である。

澀江氏では此年抽齋が小嶋成齋に急就篇を書せしめて上木した。抽齋の跋は七月に成つた。前漢書藝文志に徴するに、古の小學の書には、史籀篇、蒼頡七章、爰歴、博學七章、蒼頡篇、凡將篇、急就篇、元尙篇、訓纂篇等があつた。急就篇は「元帝(漢)時、黃門令史游作」と云つてある。抽齋は古抄本に據つて定本を作つたのである。其詳なることは經籍訪古志に見えてある。成齋は又「急就篇文字考」をも著した。わたくしは嘗て澀江氏板成齋正楷の急就篇を寓目したが、今其書が手許に無いから跋文を引くことを得ない。此年抽齋三十三歳、成齋四十二歳であつた。

森氏では枳園が此年祿を失つて江戸を去つた。枳園は祖母、母、妻勝、三歳の子養真約之の

四人を率て相模國に赴いた。

鹽田氏では此年楊庵の子良三が生れた。父楊庵は三十一歳であつた。

此年榛軒三十四、妻志保三十八、女柏三つ、女久利一つ、柏軒と妻俊とは二十八、蘭軒の女長二十四、蘭軒の姉正宗院六十七であつた。

その二百四十五

天保九年は蘭軒歿後第九年である。わたくしは先づ先靈名録に據つて蘭軒の妻益の姉の死を記せなくてはならない。飯田休庵の女、杏庵の妻で、荏菴問答の榛軒書中に所謂「叔母」である。

此女子は四月四日に六十五歳で歿した。

次に偶然傳へられてゐる柏軒剃髮の日は、此年八月朔であつた。良子刀自所藏の文書中に一枚の詠草があつて、端に「天保九年八月朔日、信重視髮之時所詠之歌」と題してある。披いて視るに、前に旋頭歌一首がある。「初落髮而作歌一首。努釋迦之教學氏曾流仁波非黑髮者速須佐之男命習氏。」後に三十一字の歌三首がある。「尙方術而作歌三首。久之乃業唐之吉人之言真奈

毗其幸者須倍迦美爾能武。九度肱折氏毛彌進阿波禮久須利師之上登奈良末久。迦羅久邇之樂之業者習雖底日宇固加奴倭魂。末に「伊澤磐安」と署してある。

伊澤氏に於ては父兄皆詩を賦したのに、獨り柏軒は歌を詠じた。そして其歌は倭魂を詠じ、皇國を漢土の上に置き、佛教を排した作である。是は後に説くべき此人の敬神と併せ考ふべきである。

次に渡邊氏の阿部正弘事蹟中此年の下に榛軒の名が見えてゐる。「天保九年九月朔日、(正弘)奏者番を命ぜらる。是を就職の始とす。(中略)此頃頭瘡を病み、家居して療養すること四十餘日に至る。一日醫師等其臥床を他室に移さんとし、誤りて其頭に觸る。正弘覺えず嗚呼痛しと叫ぶ。醫師等驚き怖れて謂ふ。平常寛仁大度の主公と雖も、今日は必ず憤怒を發せらるるならむと。退きて罪を待つ。正弘醫長伊澤長安を召し曰く。予今誤りて痛と叫びしも、實に痛みたるにあらず。願ふに彼必ず憂心あるべし。汝能く告げて安意せしむべしと。既にして又獨語して曰く。平生自ら戒めて斯る事なからしめむとす。今日は事意外に出づ。圖らず此の如き語を發したりと。伊澤等其の他人の過失を咎めずして自ら反省したるを見て、轉感涙に咽びたり。」

是に由つて觀るに、榛軒長安の地位は衆醫の上にあつたらしい。

森氏て根園が祖母を浦賀に失つたのは此年の事かとおもはれる。其祖母の遺骨の事に關して一條の奇談がある。根園は相模國に逃れた後、時々微行して江戸に入り、伊澤氏若くは澀江氏に舍つた。祖母の死んだ時は、遺骨を奉じて江戸に來り、榛軒を訪うて由を告げた。榛軒は金を貽つて殮葬の資となした。根園は急需あるがために其金を費し、又遺骨を奉じて浦賀に歸つた。

月を踰えて根園は再び遺骨を奉じて入府し、又榛軒の金を受け、又これを他の費途に充て、又遺骨を奉じて浦賀に歸つた。

此の如くすること三たびに及んだので、榛軒一策を定め、自ら金を懐にして家を出て、根園をして遺骨を奉じて隨ひ行かした。そして遺骨を目白の寺に葬つたさうである。目白の寺とは恐くは音羽洞雲寺であらう。根園の祖父伏牛親徳の墓も亦洞雲寺にあつたからである。洞雲寺は池袋丸山に徙されて現存してゐる。

洞雲寺の森氏の塋域に、天保九年戊戌に歿した「清光院繁室貞昌大姉」の墓がある。わたくし

は此が根園の祖母であらうとおもふ。

此年榛軒三十五、妻志保三十九、女柏四つ、同久利二つ、柏軒と妻俊とは二十九、蘭軒の女長二十五、蘭軒の姉正宗院六十八であつた。

その二百四十六

天保十年は蘭軒歿後第十年である。五月二十八日に、蘭軒の父にして榛軒の祖父なる信階の三十三回忌が営まれたらしい。徳さんの藏する一枚の色紙がある。「伊澤ぬし祖父君の三十三年の忌に、あひしれる人々をつどへ給へるをりに、おのれもかずまへられければ。三世かけてむつびあふまでおいせずばむかしをしのぶけふにあはめや。こは祖父君よりしてかたみに心へだてぬ中なればなりけり。定良。」是は蘭軒の詩中に見えてゐる木村駿卿である。此人は弘化三年に歿したが、未だ其生年を詳にしない。

七月二十日に榛軒の次女久利が三歳にして歿した。法諡示幻禪童女である。九月二十七日に蘭軒の門人山田橋町が蘭軒醫話を繕寫してこれに序した。

わたくしは前に鹽田良三さんの生れたことを記したから、此に柏軒門下にして共に現存してゐる松田道夫の此年に生れたことを併記して置く。後に叙すべき柏軒の事蹟は、二氏の談話に負ふ所のものが多い。

此年榛軒三十六、妻四十、女柏五つ、柏軒と妻俊とが三十、蘭軒の女長二十六、蘭軒の姉正宗院六十九であつた。

天保十一年は蘭軒歿後第十一年である。榛軒に「天保十一庚子元旦」の七絶がある。今其辭を略する。

三月に榛軒が古文孝經を伊勢の宮崎文庫に納めた。徳さんは其領券を藏してゐる。「謹領古文孝經孔子傳一冊。右弘安二年古寫本影摹。阿部賢侯藏板。賢侯跋而梓行。今茲獻納大神宮文庫。伏惟。崇學尙古之餘。施及斯舉。豈無洪休神明維享。書生等亦俱拜賜。不勝欣載之至。遵例標錄。以垂千祀矣。是爲券。天保十一年庚子三月。豊宮崎文庫書生。伊澤長安雅伯。」

わたくしは榛軒の妻志保が始て柏に假名文字を授けたのは此頃であつたかと謂ふ。女中等は志保の子を教ふることの嚴なるを見て、「お嬢様はおかはいさうだ」と言つたさうである。柏の

最もうれしかつた事として後年に至るまで記憶してゐるのは、此頃大久保主水の店から美しい菓子を贈られたことである。大久保氏は前に云つた如く蘭軒の祖父信政の妻の里方であつた。阿部家では此年五月十九日に正弘が寺社奉行見習にせられ、十一月八日に寺社奉行にせられた。

市野氏では此年光壽が歿して光徳が後を襲いだ。又迷庵の弟光忠が歿したので、その創立した分家は光長の世となつた。

小嶋成齋は此年貧困のために藏書を賣つた。「余今年四十五、貧窶尤甚、多年所研究經籍、一旦沽却、以爲養家之資、因賦一絶。研經精密計家疎。不解人生有與無。堪笑如今貧且窶。初知四十五年愚。」

此年榛軒三十七、妻志保四十一、女柏六つ、柏軒と妻俊とは三十一、長二十七、正宗院七十七であつた。

天保十二年は蘭軒歿後第十二年である。此年には榛軒詩存中年號干支ある作が三首あつて、皆七絶である。其一、「天保十二辛丑小天台曉行口占。不知身在百花中。袖袂薰薰一路風。柳處

櫻邊天欲曙。白模糊接碧濛朧。」其二と三とは「天保十二辛丑途上口占」と題してある。今これを略する。

柏軒の長女洲しづに此年に生れた。是れより先長男棠助とうすけが生れたが、其年月を詳にしない。竝に狩谷氏俊の出である。

池田氏では此年八月八日に一女が歿した。二世全安さんの藏する過去帳に、「眞法童女、俗名於芳」と書してある。或は參正池田家譜の俣と同人ではなからうか。

此年榛軒三十八、妻志保四十二、女柏七つ、柏軒と妻俊とは三十二、女洲一つ、蘭軒の女長二十八、蘭軒の姉正宗院七十一であつた。

その二百四十七

天保十三年は蘭軒歿後第十三年である。此秋實素小嶋春庵が京都に往つて、歳の暮に歸つて來た。榛軒の妻志保はこれに生父の誰なるかを討ねむことを請うたが、此探討には何の効果も無かつた。事は上に詳記してある。此年榛軒三十九、妻志保四十三、女柏八つ、柏軒と妻俊と

が三十三、これにも既に棠助と洲との一男一女があつて、洲は二つであつた。長は二十九、正宗院は七十二であつた。

天保十四年は蘭軒歿後第十四年である。秋冬の交に、主家阿部家と伊澤氏とに賀すべき事があつた。彼は閏九月十一日に正弘が老中に列せられたのである。二十五歳の老中であつた。此は十月に榛軒が躋壽館の講師にせられたことである。館の講筵が公開せられて、陪臣醫、町醫の往いて聴くことを得るに至つた時に、此任命を見たのである。榛軒は四十歳であつた。

十一月二十八日に、榛軒は祖父隆升軒信階筵仕の記念會を催した。信階が福山侯に仕へてより五十年になつてゐたのである。徳さんの藏する所の木村定良の文を此に録する。

「福山の君につかへたまへる伊澤ぬし、くすしのわざにたけたまへれば、このたび醫學館にて、其すぢのふみを講説すべきよし、おほやけのおほせごとかがふりたまへるは、いといとめてたきことになむありける。さるはおほぢの君福山の殿にめされ給ひてより、五十年を経ぬとぞ。ことし十一月廿八日はその日とて、人人をつどへていにしへをしのび、はた今もかく其わざのさかえ行ことをよろこびて、さかほがひせる時、おのれも祖父君よりして、父君今のあるじま

で、心へだてぬおもふどちなればとて、かずまへられたれば、たたへまるらするうた。家のかぜふきつたへつつ三代までも世に名高かるわざぞくすしき。定良。」

徳さんの藏する文書に徴するに、信階筵仕の日は十一月二十八日ではなくて、十月二十八日であつたらしい。其一。「以手紙致啓上候。然者懸御目度義有之候間、明廿八日四時留守居役方え御出可被成候。以上。十月廿七日。阿部伊勢守内海鹽庄兵衛、關平次右衛門。伊澤立庵様。」其二。「覺。伊澤立庵。右百三十石被下置、表御醫師本科被召出候。但物成渡方之儀、年々御家中竝之通被成下候。右之通被申渡候。以上。十月二十七日。」記念會は或は榛軒が講師を命ぜられてから發意して催したものなるが故に、一箇月を繰り下げたのではなからうか。

榛軒詩存を檢するに、「天保十四癸卯歲晚偶成」の七絶、「天保十四癸卯除夜」の七律各一がある。今除夜の七律を此に抄する。「老駭年光容易疾。把觴翦燭又迎春。三世垂箴陸親族。一生守拙養天真。方今才士無非譎。自古達人多是貧。依舊增加書酒債。先生漫觸内君嗔。」

頼氏では此年山陽の母梅鷹が八十四歳で歿した。山陽に遅ること十一年であつた。關藤藤陰の石川文兵衛が福山藩に仕へたのも。亦此年十一月五日である。

わたくしは前に藤陰の身上に關する問題を提起した。藤陰は本關藤氏であつた。その石川氏を冒したのは、文化九年六歳の時である。藤陰の石川氏を稱することは此より後明治の初に至つた。その山陽門人たる時に草した詩文にも、亦石川成章の自署を留めてゐる。成章は藤陰の名である。然るに山陽病歿の前後に頼氏に寓してゐて、山陽の命を受けて其著述を校訂し、山陽の易寶するに及んで、後事を經營した關五郎と云ふものがある。藤陰と此關五郎とは同一人であるらしい。只その同一人たる確證が無い。且藤陰と關五郎とが果して同一人ならば、殆ど六十年の久しき間石川氏を稱してゐた藤陰が、何故に其中間に於て忽ち關氏を稱し、忽ち又石川氏に復したか。一説に關五郎は關氏五郎に非ずして、石川氏關五郎であると云ふ。しかし士人たる關五郎が何故に自署に其氏を省いたか。是問題の大要である。

わたくしは今藤陰解褐の事を記するに當つて、此問題を再檢しようとおもふ。それは藤陰の孫國助さんが頃日其藏儲の祕を發いてわたくしに示したからである。

その二百四十八

文化の初より明治の初に至るまで、石川氏を稱してゐた藤陰成章と、頼山陽の易寶前後に水西莊に寓してゐた關五郎とが、同一人であると云ふことには、初より大なるプロバビリテエがある。しかし證據が無い。知てや確證とすべきものは無い。又試みに石川成章は何故に、何時より何時に至るまで關五郎と稱したかと問はむに、何人もこれに答ふことが出来ない。

此時に當つて藤陰の孫國助さんが所藏の文書を寫してわたくしに寄示したのは、實に感謝すべき事である。文書は書牘二通で、其他に封筒一枚と書籍一卷とがある。わたくしは左に逐次にこれを録することとする。

第一の書牘の全文は下の如くである。「昨夜者大醉、久々にて散鬱候。偕三木三郎君事、晝後は日々あとくり有之候様、公より御加鞭被下候様奉希候。後室よりは被申候ても不聞者に御坐候。此義乍御面倒奉煩候。不一。三郎。五郎様。」

此書はいかに見るべきであらうか。單に謄本のみ就いて判斷し得らるべきものを此に註する。三郎は兒玉旗山、五郎は關五郎で、書は旗山の關五郎に與へたものである。「あとくり」は復習である。旗山は醇の午後に復習せざるを憂へて、關五郎にこれを督勵せむことを請うた。

何故に午前の授業を説かずして、午後の復習を説いてゐるか。午前は旗山が自ら授讀してゐるからである。

書には月日が無い。しかし右の判断にして誤らぬ限は、旗山のこれを裁した月日は略知ることが出来る。山陽が歿して五十日を経た後、未亡人里惠は醇を旗山の家に通學せしめた。書は此日より後に作られた。即ち天保三年十一月十四日より後に作られた。次で里惠は同年閏十一月二十五日に書を廣江秋水夫妻に與へて、「せつかく此せつ(兒玉方へ)遺候(はむ)と存候」と云つた。里惠にして期の如く醇を旗山の家に託したとすると、書は閏十一月の末より前に作られた。此書の關藤氏に傳はつてゐるのは、明に關五郎の藤陰たるべきプロバビリテエを加ふるものである。

わたくしは又特に旗山が「三郎」と自署して、藤陰を呼ぶに「五郎」を以てしたのに注目する。五郎は既に山陽の口にする所にして、又旗山の筆にする所である。五郎は恐くは二字の通稱であらう。關五郎は關氏五郎であらう。縦ひ師が弟子を呼ぶとしても、又朋友が相呼ぶとしても、何五郎の稱を省いて五郎となすことはなささうである。

第二の書牘は頼杏坪の關五郎に與へたもので、其文は極て短く、口上書と稱すべき際のものである。「何ぞ御躰に差上度候へ共有合不申、此鄙著二册致呈上候。御察留被成可被下候。八月十一日。杏坪。關五郎様。」

此書には國助さんの考證がある。「此手紙は天保四年頼塾を去り歸省、九月江戸昌平齋に遊學する前、廣嶋に赴ける時の事と推定す」と云ふのである。假に關五郎を以て藤陰とするときは、わたくしは此考證に異議を挾むべき所以を見ない。

わたくしは此書の關藤氏に傳はつてゐるを見て、藤陰の關五郎たるプロバビリテエが更に加はること一層なるを思ふ。

書は猶わたくしに一の新事實を教へる。それは關五郎が若し藤陰ならば、藤陰は京都を離れた後にも暫く此稱を持続してゐたと云ふことである。

その二百四十九

わたくしは上に關藤國助さんの所藏の書牘を二通を擧げた。それは兒玉旗山と頼杏坪とが口

五郎に與へたものであつた。そしてわたくしは此を以て關五郎の藤陰成章たるプロバビリテエの加はつたことを承認した。しかし此を以て關五郎の藤陰たる證據とせむには、少しく物足らぬ心地がする。況や此を以て確證とすべきにはあるまい。何故と云ふに、人の關五郎に與へた書が關藤氏の家に傳はつてゐると云ふだけの事實は明であるが、藤陰が同門の人の受けた簡牘を藏してゐたと云ふことを考へられぬことは無いからである。わたくしは只關五郎が藤陰であるらしいと云ふプロバビリテエの、曠昔に比して分明に其大きさを加へたことを認むるに過ぎない。わたくしは猶望を將來に屬する。わたくしの求むる所の證據は、縦ひ今藤陰の裔孫の手に無くとも、他日何處から現れて來はすまいかと云ふのである。證據とは如何なるものであるか。關五郎の藤陰なることが、藤陰自己若くは其友人の口若くは筆に藉つて説かれてゐるものを謂ふ。わたくしは猶進んでかう云ふことが知りたい。當時の石川成章が何等かの故があつて、某の年某の月日に關氏を稱し、又五郎と稱し、次で某の年某の月日に元の石川氏に復したと云ふことが知りたい。

國助さんのわたくしに示した所のものは猶二種ある。それは上の書牘二通に比すれば價値の少いものではあるが、わたくしはこれを下に記して置く。

其一は一枚の空封筒である。「京寺町本能寺前大和や喜三郎様御内石川關五郎様。狀ちん相濟。秋山伊豆。」此秋山伊豆は藤陰に文章の添削を乞うたことのある人ださうである。

わたくしは上に兒玉旗山の書を見て、重て關の氏にして、五郎の二字の通稱なるべきことを言つた。今此封筒はこれが反證に充つべきが如くである。しかしわたくしは此の如き反證を認むることを得ない。わたくしはかう判斷する。石川成章はある時忽ち關氏五郎と名告つた。秋山伊豆は相識の間ではあつたが、山陽旗山の如く親しくなかつたので、關の氏なるを知らず、錯つて「關五郎」と云ふ三字の通稱となした。秋山は恐くは後に續出した三字通稱説の元祖であらうと。

今一つは頼山陽の「南北朝論」である。此書には篠崎小竹の跋があつて、「天保四年癸巳八月、小竹散人篠崎弼書」と署してある。そして此跋は愈人をして藤陰の關五郎なるべきを想はしめる。「子成咯血。自知不起。晝夜摻筆。綴記其政記十數卷。衆醫沮不聽。君達侍奉。隨綴隨寫。子成喜曰。此子助成吾業者矣。因授此稿。稿在君達。乃傳道之衣鉢。」此數句は、試に嘗て引い

た山陽の未亡人里惠の書牘を取つて對比するとき、殆ど人に迫つて成章君達の關五郎なるべきを認めざること能はざらしめむとする。里惠の書中に見えてゐる關五郎の所爲と、小竹の跋文中に見えてゐる君達の所爲とは、殆ど別人の事とは見做されぬのである。

わたくしは前に云つた。政記校訂の事を以て、關五郎と藤陰とを結び附ける絲とするは、餘りに薄弱であると云つた。小竹の此跋は此絲をして太からしめ強からしむるもので、是も亦他の方面より關五郎が藤陰であるらしいと云ふプロバビリテエを加ふるものとせざることを得ない。其價値は固より彼空封筒の比では無い。

以上記し畢つた時、濱野氏は江木鰐水の日記を抄して寄示した。「天保四年客中日記。四月十六日、石川五郎伴頼三木三郎及高槻慶次郎來。午後余與五郎。訪後藤世張。不在。遂航遊天保山。及晩歸。又遊新町歸。」五郎は果して石川氏であつた、藤陰であつた。鰐水は此に新なる稱と故の氏とを併せ用ゐたのである。わたくしは遂に一の證據を得た。

その二百五十

わたくしは此年天保癸卯に關藤藤陰が解褐したことを記して、藤陰と關五郎との同異の問題を覆檢した。そして二人の同一人物なる證據を江木鰐水の日記中に獲た。

此年狩谷氏では懐之が四十歳になつて、後に其養嗣子となるべき三右衛門矩之が齋藤氏の家に生れた。

此年榛軒は既に云つた如く四十歳になつた。歳晚偶成の絶句は「四十餘年一場夢」を以て起つてゐるが、餘の字は全く餘つてゐる。妻志保は四十四、女柏は九つであつた。柏軒夫妻は共に三十四、女洲三つであつた。長は三十、正宗院は七十三になつた。

弘化元年は蘭軒歿後十五年である。榛軒に「天保十五年甲辰元旦」の七律がある。「曉拜新年調我公。歸來始見旭光紅。梅花千點玉皆琢。黃鳥一聲簧未工。踐事唯期傳世業。虛名却怕墜家風。坐賓尊酒兩盈滿。盡在君恩優渥中。」

正月五日に榛軒兄弟は蘭門の人人と共に本庄村に遊んだ。榛軒詩存に五古一篇がある。「天保十五甲辰正月五日、同澀江六柳、小野抱經、石川二陶暨家弟柏軒、遊本庄村、恒吉、道悅二童跟隨焉、用靖節斜川韻。潛雨膏潤物。及晨俄爾休。幸有舊日約。相伴作春遊。童子疲遠道。買

舟泝平流。風加堤上柳。水暖渚邊鷗。停棹拜關廟。散策步草丘。傾盡瓢中酒。禮數罷獻酬。醉歡良無極。山境亦同不。心交如我輩。四海皆良儔。緣是生太平。未知于戈憂。一生如此醉。名利又何求。本庄村とは何處か、又其地に關帝廟のありやなしやも、わたくしは未だ考へない。同遊者の澗江六柳は抽齋である。小野抱經は富穀である。抱經と號したには笑ふべき來歴があるが、事の裏に亘るを忌んで此に記さない。石川二陶は貞白であらう。二童中恒吉は未詳であるが、道悦は富穀の子で、此時九歳であつた。陶淵明の遊斜川詩は「開歲修五日、吾生行歸休」云云を以て起る。晉安帝の隆安五年辛丑正月五日の作である。本庄村の遊が偶正月五日であつたので、榛軒は其韻を用ゐたのであらう。辛丑は淵明三十七歳の時であつた。

九月十四日に榛軒は中川に遊んだ。「天保十五甲辰季秋十四日、與諸子同遊中川七首」の詩が詩存中にある。其體は七絶である。暖い小春日和であつた。「風光恰是小陽春。」お茶の水から舟に乗つて出た。「茗水溪頭買小船。」吾妻森で陸に上つて蓑笠を買つた。「吾妻祠畔境尤幽。出艇閒行野塢頭。筍笠蒹葭村店買。先生將學釣魚流。」網を打たせ、獲を殺にして飲んだ。「漁師撒網篋師割。」逆井で門人安分某の家に立ち寄つて、里芋の煮染を菜にして飯を食つた。恒吉等は庭の

柿を取つて食つた。「過逆井安分生家」と註した一首に、「芋魁香飯當雞黍」「童子爭把紅柿實」の句がある。以上わたくしは單に事實を徵すべき句を摘んだ。

榛軒は此中川の遊に先つて、多摩川へ鮎漁に往つたらしい、又中川の遊の後に、病に臥したらしい。詩存に「病中偶成」の七古があつて、其初六句にかう云つてある。「玉川香魚中川鯉。罟風網雨得佳期。兩日勝遊協素願。報酬併算酒千卮。如何天稟蒲柳質。風寒相襲似兵師。」推するに病は感冒であつたらう。

此年柏軒の次女國が生れた。後に狩谷矩之に嫁する女である。

池田氏では此年京水の五男直吉が歿した。二世全安さんの藏する過去帳に「六月十一日、本源院眞直居士、俗名直吉」と記してある。

此年榛軒四十一、妻志保四十五、女柏十、柏軒及妻俊三十五、女洲四つ、國一つ、長三十一、正宗院七十四であつた。

弘化二年は蘭軒歿後第十六年である。榛軒に元旦の作があつて、詩存中に見えてある。「弘化二乙巳元旦偶成。隨例今朝祭惠方。團樂盡醉幾巡觴。僕歡婢笑皆愚樸。此是儂家大吉祥。」三月十七日に蘭軒第十七回忌の法會が営まれた。眞野陶後の句がある。「蘭軒先生十七回忌。花の下に酔うて笑ふを手向哉。陶後頼寛は屢改稱した人である。群藏、仲介、幸次郎、佐次兵衛と三たびまで改めたのである。其孫幸作さんの藏する文書に徴するに、陶後は安永七年八月十三日に阿部伊勢守正倫の家臣竹亭頼恭よしかみの嫡男として生れた。「寛政六年三月九日、非常之節御寄場に差出。七年二月九日、御供番下足之場に被召出、二人扶持被下置。九年十二月廿三日、御宛介十二石被成下。寛政十一年十二月十七日、御簾番下馬纏被仰付。享和元年六月廿八日、御廣間番被仰付。文化元年七月十三日、罷出候而罷歸不申、行衛不相知。(以上正倫代。)文化六年八月十六日、歸住被差許。七年十月五日、御供番無足之場に御雇形被召出、二人扶持被成下。文化九年五月七日、佐竹右京大夫様御家來小倉豆妹縁談願之通被仰付。十年十二月十七日、十二石御直し被成下。十一年九月十三日、御簾番下馬纏兼被仰付。十四年四月十二日父群左衛門(頼恭)病死、六月五日、亡父跡式無相違被成下、御廣間番被仰付。(以上正精代。)文政十

年六月廿八日大手勤番被仰付。七月十七日大手御帳面調彼仰付。(以上正寧代。)天保九年閏四月廿八日、大手勤番加番面番被仰付。六月十一日、大手勤番水之手被仰付。天保十三年六月廿七日、上下格大殿様(正寧)附奥勤被仰付。(以上正弘代。)

「蘭軒第十七回忌の時は、陶後は六十八歳で、大殿正寧附上下格奥勤であつた。

小嶋氏では此年十月十三日に、寶素の子春沂が躋壽館の素讀の師を命ぜられた。

此年壽阿彌が七十七の壽宴を催した。蘭軒の歿後に、壽阿彌は毎月十七日に伊澤氏を訪うて讀經した。それ故榛軒は壽宴の配物として袱紗數百枚を寄附した。袱紗は村片相覽に龜を畫かせ、壽阿彌をして歌を題せしめたのであつた。書畫は白繪子に寫させ、それに緋繪子の裏を著けた。

頼氏では此年山陽の女陽が十六歳で早世した。跡には復と醇との二子が遺つたのである。

此年榛軒四十二、妻志保四十六、女柏十一、柏軒及妻俊三十六、女洲五つ、國二つ、蘭軒の女長三十二、蘭軒の姉正宗院七十五であつた。

弘化三年は蘭軒歿後第十七年である。此丙午の歳には伊澤氏に事の記すべきものが無い。只曾能子刀自がわたくしにかう云ふ事を語つた。「十一か十二になつた頃の事でございます。わ

たくしは丸山の宅の縁におもちやを出して遊んでゐて、どうかしてそれを置いたまま奥にはいりますと、跡へ内弟子の中の若い人達が出て来て、わたくしのおもちやを持つて遊びます。その賑やかな聲を聞いて、わたくしが縁に出ますと、弟子達は逃げてしまひます。わたくしは本意なく思つて、或時父に懇へました、すると父はかう申しました。それは、お前、喜ばなくてはならない事だ。柏ちやんのやうな小さい子を、門人が師匠の子として敬つて遠慮して引き下るのだ。お前はいつまでも今のやうに、門人に遠慮をさせて育たなくてはならないと申しました。此年榛軒四十三、妻志保四十七、女柏十二、柏軒及妻俊三十七、女洲六つ、國三つ、其他長は三十三、正宗院は七十六であつた。

その二百五十二

弘化四年は蘭軒歿後第十八年である。榛軒詩存に「丁未早春途上詠所見」の七絶と、「丁未上元後一日、次豆日小集韻、兼似柏軒」の五律とがある。今其辭を略す。

六七月の交に榛軒は暇を賜つて函嶺に遊んだ。徳さんの藏する所の「湘陽紀行」一卷がある。

其書には年號もなく干支もないが、澗江保さんが此年の著だと云ふことを鑒定した。何故と云ふに、書中に須川隆白の齡を二十歳としてある。須川は保の兄恒善より少きこと二歳であつた。其二十歳は丁未の歳となるのである。前にわたくしは蘭軒の長崎紀行の全文を載せたが、榛軒の此紀行は要を摘むに止める。彼は蘭軒の手定本であつたために割愛するに忍びなかつたが、此は草草筆を走らせて辭に詮次なく、且首尾全からぬために字句をいたはることを要せぬのである。

六月「廿四日、晴、暑甚し。曉六時細君柏兒を伴ひ、須川隆白二十歳、田中屋忠兵衛、僕吉藏をしたがへ出立す。(中略)中橋にて小憩し、(中略)日野屋に立寄、(中略)本芝にて肩輿を倩ひ、柏兒と交互に乗る。(中略)佐美津川崎屋にて晝食、酒旨魚鮮、風光朗敞、風涼最多。(中略)鈴森にて小息す。炎熱可烘。六郷を渡り、(中略)生麥にて鮮を食し酒を飲む。家は左側(なり)。加奈川宿奈古屋に投宿す。妓四人來、終夜喧噪す。婢徳の妓と同枕(せむこと)を抽齋に強ふる事(あり)、絶倒す。括弧内の文字は読み易からしめむがために、わたくしが加へた。「中橋」は柏軒の家である。佐美津は鮫津である。曾能子刀自の言に従へば、奈古屋に舍つた夜、妓を畏れ

て遁れ避けたものは、澀江抽齋、山田椿町、須川隆伯の三人であつた。此中須川は年甫て二十であつたから、羞恥のために獨臥したのであらう。抽齋と椿庭とは平生謹嚴を以て門人等に憚られてゐたのださうである。

「廿五日、陰晴相半。(中略)柏軒、二陶、天宇と別る。」弟柏軒、石川二陶、天宇の三人は送つて此に至り、始て別れ去つたのである。天宇は澀江保さんの言に據るに抽齋の別號ださうである。「程谷驛中より左に折れ、金澤道にかかる。肩輿二を倩ひ、三里半の山路屈曲高低を経歴す。左右瞿麥百合の二花紅白粧點す。能見堂眺望不待言。樹陰涼爽可愛。立夫の教にて、町屋村入口にて初て柳を見る。相州中人家柳を栽るを忌む。自土地に少しと云ふ。」立夫は枳園の字である。阿部家を逐はれて、當時猶相模國に住んでゐた。推するに微行して江戸に入り、榛軒の案内者として此に来てゐるのであらう。「瀬戸橋畔東屋酒樓にて飲す。(中略)樓上風涼如水。微雨偶來り、風光頓變り、水墨の畫のごとし。隆白小柴の伯父を訪ふ。待つ間に一睡す。隆白歸。雨亦晴。又出て日荷上人を拜し、朝比奈切通の上にて憩ひ、崖間の清泉を掬し飲む。此邊野葛多し。枝柄天神祠前を過ぐ。日欲暮、疲倦甚しく、(往いて詣ること能はざるが故に)遙拜す。

雪下大澤專助旅店に投宿す。終夜濤聲。不得眠。」一行は既に鎌倉に入つたのである。枝柄天神は荏柄天神に作るべきである。前日の記中よりわたくしの省略したのは、遠近種種の地まで送つて來た人名等であつたが、此日の記に至つては、駕籠賃がある。又酒店東屋の獻立が頗る細かに書いてある。悉く寫し出すことを欲せざる所以である。

その二百五十三

わたくしは弘化丁未の榛軒の旅を敘して、湘陽紀行六月二十五日の條に至つた。榛軒は此日鎌倉雪下に投宿したのであつた。

「廿六日、晴、風、午時微過雨。(中略)江嶋に到り、橘屋武兵衛酒店にて午餐を辨じ、(中略)藤澤の宿に到る。」

「廿七日、晴。驛の出口にて立夫に別る。(中略)小田原入口にて午餐す。(中略)夕方宮下奈良屋に投宿す。」枳園は別れて僑居に歸つたのであらう。壽藏碑に據れば津久井縣であらうか。函嶺の第一日である。

「廿八日、晴、鹽柏を伴ひ、隆白吉藏をしたがへ、木賀松坂屋壽平治寓宿の於久の病を診し、(中略)一宿す。(中略)隆白二僕は宮下に留守す。」榛軒は宮下に行き行李を置いて、木賀の病家を訪ひ松坂屋に舍つた。函嶺の第二日である。

「廿九日、晴。午後木賀より歸る。」宮下に復つたのである。函嶺の第三日である。

「晦日、晴、暑甚。隆白を伴ひ、底倉堂嶋等遊行す。」函嶺の第四日である。

七月朔日、晴。(中略)蘆湯に行く。函嶺の第五日である。

「二日、雨。(中略)木賀古嶋久婦の病を訪ふ。宿主松坂屋壽平治より蕎麥麴條を贈る。「宿主」と云ふより推すに、再び木賀に舍つたのであらう。「古嶋久婦」の四字は解し難い。前の「松坂屋壽平治富宿の於久」と同じ人なることは明である。揣摩して言へば、畫師村片相覽は古嶋と號した。其妻を久と云つた。久が病んで函嶺に來り浴してゐた。木賀の松坂屋は其旅寓である。しかし此推測の當れりや否やは、わたくしの能く保する限でない。函嶺の第六日である。

「三日、雨。(中略)終日聽雨、無聊頼。」木賀に留まつてゐたものか。函嶺の第七日である。

「四日、晴。山花(山あぢさゝる)を折り、溪水にて茶を煮(霜の花)、墨形落雁(古嶋所贈)、竝に香

華燈燭を以て掖翁を祭る。夕方盃酌む。日野兩老人、浦安二女、主人兵治等也。」上の兩括弧は自註である。「霜の花」は茶の銘であらう。「古嶋」は、若し上の推測の如くだとすると、病婦久の夫であらう。是日は掖齋の第十三回忌であつた。浦と安とは二女の名である。初め江戸を齎した日に、「日野屋に立寄る」の文があつた。「日野屋兩老人、浦安二女」は江戸尾張町の日野屋の家族であらう。「主人平治」は松坂屋壽平治である。その「主人」と云ふを見れば、榛軒の松坂屋に舍つてゐたことが知られる。函嶺の第八日である。

「五日、晴。殘炎甚。(中略)宮城野より明神嶽へ上り、最上寺に參詣。上路屈曲、深谷危徑、一人も逢ふ人なし。途中桃を里に運ぶ老人に逢ふ。數顆を買ひ、水漿に代て渴を醫す。山上に小田原在の民馬を牽來り艸を蒔る。滿山あせび、ぶな、うつ木にて大木はなし。最上寺下り口に石長生多し。一丁程大石の挾路所あり。右の方に聊の寒泉あり。冰寒沁骨。最上寺にて茶を乞、行廚を開く。近邊細辛多し。歸路山上にて冷酒一杯を飲む。(中略)此日鹽柏葦湯に行。木賀の邊にて逢伴歸。」わたくしは榛軒の父蘭軒と同じく本草に通じてゐたことを示さむがために多く上文を刪らなかつた。榛軒の妻子を伴ひ歸つた家は、木賀の松坂屋ではなくて、宮下の奈

良屋である。函嶺の第九日である。

その二百五十四

わたくしの抄する所の弘化丁未の湘陽紀行は、既に七月五日榛軒が函嶺宮下奈良屋に舍つた日に至つてゐた。榛軒は山中にあること既に九日であつた。

「六日、晴。奈良屋出立。(中略。)湯元の福住九藏の家に投宿す。」宮下より湯元に遷つたのが、函嶺の第十日であつた。

「七夕、晴。溪石を拾ひ、新筆墨にて五彩箋に書し、二星に供す。鹽柏隆伯忠兵衛を送り三枚橋に到り別る。(中略。)暮合福住を出て、風祭より松明にて(道を照し)小田原大清水家に投宿す。元小清水泊の所、指合にて、隣家にて食事を辨じ、一宿す。」山中にあること十日の後、此日先づ妻子をして歸途に就かしめ、尋て山を下つて小田原に舍つたのである。榛軒詩存に「山水自畫贊」の七絶がある。「分松寸石雲煙冷。政是山溪欲曉時。記來當日函關路。三枚橋邊別女兒。」轉結は此日の朝の事を用ゐたものである。

「八日、晴。松萬と共に磯濱に行、鮎網を見る。(舟に乗らむとするに、)波高(して)はたさず。」松萬は榛軒を福住に訪うた知人である。紀行は此に終る。わたくしは榛軒と其家族との江戸に還つた日を知らない。

九月十六日に榛軒は菊を岡西氏に贈つた。詩存に「弘化四丁未九月十六日、贈菊花於岡西玄亭及次子貞次郎」の七絶がある。「分贈君家同癖童」の結句より推すに、貞次郎は玄亭の次男で、中ごろ岡西養玄と云ひ、後に岡寛齋と云つた人である。わたくしは此詩を讀んで、始て寛齋の小字を貞次郎と云つたことを知つた。天保十年生の貞次郎は此時僅に九歳であつた。「同癖」の二字は人をして其夙慧を想見せしめる。

詩存には尙此頃の作と覺しき七絶一首が載せてある。其題「途上口占」の下に「弘化四丁未」と註してある。「鎮在綿衾梧枕中。孤筇試步出城東。金剛寺畔幽溪路。頼有殘楓一樹紅。」

十月にも亦一絶がある。「同年(丁未)初冬偶成」が即ち是て、瓶に菊花を挿して茶を烹ると云つてある。

十二月朔に榛軒は初て徳川家慶に謁した。伊澤氏では此時阿部正弘が家臣の恩を受けたのを

謝するため、老中以下の諸職を歴訪したと傳へてゐる。此より後武鑑には「御目見醫師、本郷阿部内、伊澤長安」の名が載せられてゐる。

尋て阿部家では榛軒を目附格に進め、祿卅石を増加した。從來百二十石であつたので、此より百五十石になつた。醫官に祿を與ふる事が多きに過ぎて、其技術の低下を見るは、當時武家の通患であつた。其故阿部家の如きは特に醫官の祿を微にしてゐた。榛軒の百五十石は最高の給額であつたさうである。因に云ふ。岡西玄亭の家は百石、森根園の家は三十人扶持であつた。榛軒は既に目見醫師の班に加はつたので、登城することとなつた。其供廻の費は阿部家が供給したさうである。

榛軒詩存には尙此月に「丁未杪冬病中逸懷」の七律がある。是は頗る榛軒當時の境界を窺ふに足る作で、此詩と曾能子刀自の記憶する一話とを對照するときは、人をして坐まどろに榛軒の畏敬すべきを覺えしむるのである。

その二百五十五

わたくしは榛軒弘化丁未杪冬の詩と、曾能子刀自の記憶する一話とを此に併せ録する。詩に云く。「邇來量減病醒頻。孤枕小屏日相親。囊物常無半文儲。盆梅頼報一分春。家中長短宜封口。世上嘲戲足省身。遠大思懷灰燼了。遂爲賣藥白頭人。」

次に刀自の語る所はかうである。刀自が十三歳の時の事であつた。父榛軒は數日來感冒のため、に引き籠つてゐて、大晦を寢て暮した。そこへ石川貞白が訪ねて來たが、其云爲には周章の狀が著かつた。そして榛軒に窮を救はむことを請うた。榛軒は輒ち應へずして、貞白をして一組の歌がるたを書せしめた。貞白は已むことを得ずして筆を把つたが、此時上下の句二百枚を書くのは、言ふべからざる苦痛であつた。しかし書き畢つた比は、貞白が稍落著いた。榛軒は方纔篋を探つて、金三十兩を出してわたした。貞白は驚喜してこれを懷して去つたと云ふのである。

推するに榛軒は貞白の神定まるを俟つて金を授けたのであらう。自ら「囊物常無半文儲」を歎じつつも、友を救ふがためには、三十金を投じて惜む色がなかつた。此三十金は必ずや事ある日のために藏してゐて、敢て自家のために徒費しなかつたものであらう。榛軒の生涯は順境を

以て終始したので、その人と爲を知るべき事實が少い。わたくしは刀自の此一話に重きを置く所以である。

此年猶榛軒詩存中に「賀關氏子」の七絶がある。關某の誰なるかは未詳であるが、榛軒は其子の「廟堂器」たることを期してゐる。

北條霞亭の養嗣子進之が始て仕籍に列し、舎を福山に賜つたのも亦此年である。會進之の妻山路氏由嘉が病んで歿した。跡には十歳の子念祖が遺つた。

此年榛軒四十四、妻志保四十八、女柏十三、柏軒と妻俊とは三十八、女洲七つ、國四つであつた。蘭軒の女長は三十四、蘭軒の姉正宗院は七十七であつた。

嘉永元年には榛軒詩存に「弘化五戊申初春偶成」の七絶がある。「去歲漫蒙債鬼窘。囊中拂盡半文無。先生私有遊春料。柑子一雙酒一壺。」丁未杪冬の頌聯と併せ讀んで伊澤氏の清貧を想ふ。

次に詩中月日の徴すべきものは、「嘉永戊申十二月朔夜作」の七絶である。「畏縮去年今日榮。野人浪上玉京城。醉濃客散三更後。一枕水聲睡味清。」詩は何れの地にありて作られたかを知らぬが、末句の水聲には山中に宿したらしい趣がある。

柏軒の身上には此年種種の事があつたらしい。先づ事の重大にして蹟の明確なるものより言はむに、柏軒は十月十六日に「醫學館醫書影刻取扱手傳」を命ぜられた。次にわたくしは側室佐藤氏春の柏軒に仕へたのが此年よりせられたのであらうと推測する。次年己酉の四月には春が嗣子磐を生んでゐるからである。

その二百五十六

わたくしは柏軒が妾佐藤氏春を納れたのが、此年戊申の事であらうと云つた。正妻狩谷氏俊は丙申に來り嫁してより、此に迄るまで十三年を経てゐて、其間に長男棠助、長女洲、次女國、三女北の一子三女を生んだ。此四人の中能く長育したものは、只國一人のみなるが故に、餘の三人の生歿は家乘に詳密なる記載を闕いてゐる。

柏軒が春を納れたのは、俊の請に従つたのだと傳へられてゐる。推するに女丈夫にして妬忌の念のなかつた俊は、四人の子を生んだ後、身の漸く疲頓するを憂へて此請をなしたのであらう。

春は明治六年に其子磐の公に呈した書類に、「文政八年六月十九日生、東京府平民狩谷三右衛門叔母」と記してある。當時の三右衛門は矩之であるが、其親族關係の詳なるを知らない。始て柏軒に事へた時の春の齡は二十四歳である。

此年伊澤氏の親交ある人人の中、壽阿彌が死に、森根園が阿部家に歸參することを許された。壽阿彌の入寂は八月二十九日であつた。其詳なることは別に著す所の「壽阿彌の手紙」に譲つて贅せない。わたくしは此に曾能子刀自の記憶一條を補記して置く。「壽阿彌さんは背の高い大坊主でございました。顔立は立派で、鼻が大そう高うございました。鼠木綿の著物を著て、お天氣の日も雨の降る日も、足駄を穿いて歩きました。淺草で亡くなる前に、わたくしも病氣見舞に連れて行かれました。」

森根園の阿部家に歸參したのは五月である。此歸參が主として伊澤氏の力を借りて成就し、又澀江抽齋等も力を其間に盡したことは、既に抽齋傳に記した如くである。

此年榛軒四十五、妻志保四十九、女柏十四、柏軒と妻俊とは三十九、女洲八つ、國五つ、蘭軒の女長三十五、蘭軒の姉正宗院七十八であつた。

嘉永二年には榛軒に元旦の詩があるが、詩存中に載せられない。わたくしは良子刀自所藏の掛幅に於てこれを讀むことを得た。「笑迎四十六年春。椒酒三杯氣愈伸。弟有悌兮兒有孝。奉斯懶病不材人。己酉元日口占。源信厚。」

四月は丸山の榛軒が家にも、中橋の柏軒の家にも事のあつた月である。

榛軒は十七日に女柏のために婿を迎へた。婿は池田京水の七男全安である。文政八年生の全安は二十五歳になつてゐた。澀江保さんが此時父抽齋の榛軒に物を贈つた書の下書を藏してゐる。「一筆啓上仕候。今般全安様御事、伊澤家へ御養子御熟談相整重疊愛度奉存候。右御祝儀申納度、眞綿一臺進上仕候。聊表志之印迄に御座候。御祝受被下候は、本懐之至奉存候。恐惶謹言。」

柏軒の家では九日に妾春が次男鐵三郎を生んだ。後徳安と改稱し、立嫡せられて父の後を襲ぎ、磐安と云ひ、維新の時に及んで磐と稱した。

穉い鐵三郎は春を「春や」と呼び、春も亦鐵三郎を「若様」と呼んだが、維新後の磐は春を嫡母として公に届け、これに孝養を盡した。

その二百五十七

榛軒詩存中に尙此年己酉四月の作と認べきものがある。それは「嘉永二己酉偶成、次高束子韻」の七絶三首である。わたくしは此にその四月の作たるを徴すべきものを節録する。「點滴聲中送盡春。麥秋寒犯病醒身。矮屏孤枕昏昏臥。羨望多餐健步人。」既に元日の詩に「懶病」と云ひ、今又此詩がある。榛軒は此頃心身の違和を覚えてゐたとおもはれる。

五月には榛軒の女壻全安が離縁になつた。そして柏は不幸にして妊娠してゐた。全安の伊澤氏を去つたのは、醫術分科の上に於て養父榛軒と志す所を異にしたためだと傳へられてゐる。全安は此より自立して池田氏の「又分家」を成した。即ち宗家霧溪瑞仙首、分家天溪瑞長、又分家全安である。

小嶋氏では此年四月十五日に、春庵寶素の子春沂抱沖が躋壽館の寄宿寮頭取になつた。尋て閏四月二十九日に寶素が歿し、七月三日に抱沖が家督相續をし、十月二十八日に奥醫師になつた。

此年榛軒四十六、妻志保五十、女柏十五、柏軒竝に妻俊四十、女洲九つ、國六つ、男鐵三郎一つ、蘭軒の女長三十六、蘭軒の姉正宗院七十九であつた。柏軒の妾春は二十五であつた。

嘉永三年は蘭軒歿後二十一年である。伊澤家には三事の記すべきものがあつた。其一は榛軒が日光山に遊んだこと、其二は正宗院が八十の賀をしたこと、其三は榛軒の女柏が全安の遺子梅を生んだことである。日光山の遊は榛軒詩存に七絶五首が見えてゐる。榛軒は是より先、既に此山に登つたことがあるらしい。「賣酒老翁舊相知。竹欄沿例先把卮。」庚戌の此遊は夏の初で、途上四月八日に某寺を訪うた。「紫屋紅軒盡是花。禪房新造小龕家。媪翁各伴兒孫去。競酌香湯灌釋迦。」途に藤の花の盛に開いてゐるのを観た。「水奔溪石白如噴。風擺藤花紫欲篩。」五首の題は「嘉永三庚戌日光道中口占」である。

阿部正弘事蹟を按ずるに、下の如き記事がある。「此年(嘉永二年)九月、日光東照宮其他の修繕工事總奉行を命ぜらる。翌年(三年)三月、勝手掛勉勵の勞を賞せられ、且東照宮修繕の爲に日光に發向するを以て、葵章鞍履を賜はる。四月、日光に赴き、十餘日にして歸る。」是に由つて觀れば、榛軒庚戌の遊は正に隨行したものと見える。

次に正宗院の八十の賀は、わたくしは今二物の存するあるに由つて知つた。徳さんは小嶋成齋の書幅を藏してゐる。全唐紙に「如南山壽、不騫不崩」の八字が二行に大書してある。末には「奉賀正宗院君八秋、知足」と署してある。秃筆を用ゐて作つた草體が奔放を極めてゐる。引首印と知足の下の印一顆とがある。是が一つである。今一つは清川安策の五古で、是は文淵堂の花天月地中に收められてゐる。

その二百五十八

わたくしは此年庚戌の正宗院八十の賀に、清川安策の五古があつたと云つた。今これを下に寫し出す。「賀正宗尼君八十初度、漫賦十韻以代戲話。天錫無疆壽。譬諸松栢榮。繁枝庇百草。心堅而操貞。昔日絕世累。晚節傲玄英。窮陰無衰態。足以慰物情。仙鶴棲其上。有雛揚家聲。二字誰所命。稱其宗之正。請看甘冽酒。與君同美名。老後最多福。奉養有兩甥。松下聞鶴唳。筵間金尊盈。雲仍遶膝坐。交起舉賀觥。梧陰廢叟拜具。」花天月地の同卷中に榛軒に此詩を寄せた時の添書があつて、「口上茶番に代候例の謔言」とことわつてある。此書狀には愷と署してあ

り、又詩箋にも「清川」と「愷」との二印がある。日附は「蜡月十二日」である。徳さんに質すに、清川玄策、名は愷、號は梧陰又藹軒であつたと云ふ。蘭軒門人錄に「清川玄道、初安索、江戸、(安は玄、索は策か)とあり、榛軒門人錄に「清川安策、岡」とある。梧陰は前者であらうか。榛軒詩存に唱和の詩數首があつて、皆「清川安策」とのみ書してあるが、それは後者であらう。澗江保さんの言に従へば、清川愷に二子があつて、兄を玄策徴と云ひ、弟を安策孫と云つた。此孫が順養子となつたさうである。按ずるに梧陰は蘭門の玄道で、榛門の玄策の父ではなからうか。梧陰の齡は迥に榛軒より長じてゐたらしい。

會能子刀自の語る所に據れば、正宗院の賀筵は十二月中三日間引き續いて開かれたさうである。果して然らば十一、十二、十三であらう。梧陰の詩は其中の日に贈られたのである。又刀自の言を聞くに、榛軒は此賀筵を催すに當つて黒田家に請ひ、正宗院を丸山家に遷らしめたさうである。丸山の家圖に正宗院の居室のあつたことは前に云つた如くである。

わたくしは上に此年三事の記すべきものがあつたと云つて、榛軒の日光山の遊、正宗院の八十の賀、梅の誕生を擧げた。梅は榛軒の初に迎へた女婿全安の柏に生ませた女である。わたく

しは其生日を知らぬが全安の伊澤氏を冒してゐた期間より推すに、庚戌三月よりは遅れなかつただらう。

最後にわたくしは榛軒詩存中より、「嘉永三庚戌冬夜直舍即事」の詩を抄出する。「醉醒人散三更後。獨擁銅爐臥官樓。擊柝響時寒愈急。宿鴉鳴處月將浮。尋得殘酒尋殘夢。憶來舊詩憶舊遊。世事初知消氣力。笑看半點曉燈油。」

此年榛軒四十七、妻志保五十一、女柏十六、孫女梅一つ、柏軒竝に妻俊四十一、女洲十、國七つ、男鐵三郎二つ、柏軒の妾春二十六、蘭軒の女長三十七、蘭軒の姉正宗院八十であつた。

嘉永四年は蘭軒歿後第二十二年である。榛軒に元旦の詩がある。「嘉永四辛亥元旦、與塾中諸子同分韻得肴、近日諸子學術頗進、後句及之。團樂兒女迎新歲、更獻椒杯又進肴。恰恰山禽呼屋角。暉暉旭日上梅梢。青州從事頻通好。白水真人久絕交。諸子精研尤可喜。先生自此醉東郊。」榛軒詩存卷首の詩である。尋て「嘉永四辛亥初春偶成」の詩がある。「飽食暖衣愧此身。又逢四十八青春。少年宿志渾灰燼。遂作尋常白首人。」此詩の轉結は四年前杪冬の七律第七八と殆ど全く同じである。皆稿を留めざる矢口肆筆の作である。「遠大思懷灰燼了。遂爲賣藥白頭人。」

十月二十四日に榛軒は福山の執政高瀧某を旅館に訪うた。「嘉永四辛亥十月廿四日、與立夫魯直醉梅家弟柏軒、同訪高瀧大夫旅館、此日大夫遊篠池、有詩次韻。昔年今日訪君家。記得林泉清且嘉。亡友共算曉星沒。問齡同歎夕陽斜。詩題繁上奇於壁。酒滿尊中何當茶。醉渴頻思蜜柑子。二千里外福山賒。」高瀧大夫の稱は朴齋詩鈔、藤陰舍遺稿等に累見してゐる。武鑑に「年寄、高瀧左仲」と云ふは此人か。朴齋に「弔高瀧常明君墓」詩がある。常明は左仲の名ではなからうか。同行者立夫は森根園、魯直は岡西立亭である。醉梅は未だ考へない。

その二百五十九

此年嘉永辛亥の十一月に榛軒の女柏が長刀の傳授を受けた。當時長刀の師に呈した誓約書の副本は、今猶曾能千刀自が藏してゐる。其文は今人の見て奇異とすべきものなるが故に、此に寫し出すこととする。「誓約之覺。巴流長刀目錄御傳授之儀、聊他見他言仕間敷候事。御相傳被下候上は、御指南之條堅相守、稽古半に而相止申間敷、且他流と藝替不仕候。右於相背者、秋葉大權現擊利支尊天、別而鬼神の御罰相蒙可申候也。仍誓約如件。嘉永四年歲次辛亥十一月。」

伊澤柏。喜多村増馬殿。」

昔妙齡にして長刀を練習した柏が今會能子刀自として健在せることは、わたくしの既に屢云つた如くである。昔に然るのみならず、毎に柏が長刀の對手をした少年も、今猶健在してゐる。それは當時の鹽田良三で、即ち今の鹽田眞さんである。辛亥の歳には柏が十七、良三が十五であつた。

十二月十三日に蘭軒の姉幾勢、黒田家の奥に仕へた時の名世代、薙染後の稱正宗院が八十一歳を以て丸山の家に歿した。前年庚戌十二月の壽筵は此媪をしていたく疲れしめた。正宗院は此より垂れ籠めてのみ日を送つてゐたが、遂に壽筵後滿一年にして歿したのである。正宗院は遺言に依つて、黒田家の菩提所廣尾祥雲寺境内靈泉寺の塋域に葬られた。昨年黒田侯爵家の家乘編纂に従事してゐる中嶋利一郎さんは、わたくしのために正宗院の墓に詣つて、墓石の刻文を寫して贈つた。正面中央には「正宗院湛然妙總禪定尼」、右側面には「瑤津院殿侍女、俗名世代、福山伊澤長安信階女、嘉永四年辛亥十二月十三日死」、左側面には「福山伊澤長安信厚、筑前伊澤道盛信全」と刻してある。此文中道盛信全は蘭軒の生父信階の養父信政より、信榮、一

時中繼たりし信階、信美を経て信全に至る、伊澤宗家の當主で、辛亥には六十九歳であつた。

正宗院の歿した時、石川貞白の手向けた歌がある。「正宗院のみまかり給ひけるととき禪の心を。わきがたきをしへの外の道なれどけふぞまことに君はゆくらむ。元亮。」

此年榛軒四十八、妻志保五十二、女柏十七、柏軒竝に妻俊四十二、女洲十一、國八つ、男鐵三郎三つ、蘭軒の女長三十八、柏軒の妾春二十七であつた。

嘉永五年は蘭軒歿後第二十三年で、其嗣子榛軒の應に世を去るべき年である。詩存に元旦の絶句がある。「嘉永五壬子元旦。喜鶴聲聲對旭飛。陶然醉美弄晴暉。頼依信友悌弟力。不待來年知了非。」此日榛軒は又門人黒川雲岱に次韻した。「嘉永五壬子元旦。和黒川生韻。三百六十第一辰。風聲日影共新新。節遲今日尙冬季。人意醉中既識春。」門人録を檢するに、黒川は「棚倉」と註してある。わたくしは榛軒詩存の或は永遠に印刷せられざるべきを思ふが故に、作者の世を去る年の詩は悉く存録することとした。上の二首の如きも、其巧拙を問ふことなく、遺蹟に乏しい榛軒の所作として、わたくしはこれを尊重するのである。

その二百六十

此年嘉永壬子の冬は伊澤氏に於て事多き季節であつた。初に中橋又分家の慶事があつた。柏軒は十月七日に躋壽館の講師を命ぜられたのである。

同月下旬に榛軒が病に罹つた。或は是より先に病を發して、此旬に入つて増悪したのかも知れない。徳さんの藏する所の病牀の日記は、「十月廿一日、熱、嘔、脈數、椿庭診、柏軒診」を以て筆を起してある。椿庭は山田昌榮業廣である。弟柏軒も亦中橋から來り診した。

「廿二日。乾嘔甚。夜信重診。」弟が夜に入つて來た。

「廿三日。藥下。嘔少止。」

「廿四日。嘔少止。壯熱。午後蒔庭診。晚清吉老診。」多紀蒔庭が來診した。「清吉老」は未だ考へない。

「廿五日。壯熱如前。崧庵診。晚汗微出。」辻元崧庵が來診した。此年の武鑑に「辻元崧庵、奥御醫師二百俵高、御役料三十人扶持、下谷長者町」と記してある。

「廿六日。嘔止。熱少衰。夜與立夫議轉方。」轉方は榛軒が自らこれを森根園に諮つたのであらう。

「廿七日。招請椿庭議方。」藥方は原本に註してあるが、今總て省略する。

「廿八日。清吉老診。」

「廿九日。煩熱。心下硬滿甚。」

「十一月三日。良安と信重に刀を贈る。信重のものは後鐵三郎に與へしむ。」良安は榛軒が女柏に配せむとしてゐる青年田中鏐造である。田中氏は當時松川町に住んでゐた。良安は六歳にして父を失つた孤であつたと云ふから、父淳昌は天保十年に歿したてであらう。榛軒詩存に「嘉永壬子冬月示良安」と云ふ詩がある。「醫家稽古在求真。千古而來苦乏人。萬卷讀書看破去。應知四診妙微神。」或は此日の作ではなからうか。此年十月は小であつたから、二十九日の後記事の無い日は、十一月朔と二日とである。

「四日。御食進。夜中も一度御食事有之。此夜養子婚儀。」合香の日は榛軒の心を安んぜむがために急にせられたのであらう。此日に良安は十九歳にして伊澤良安となつた。即ち後の棠軒て

ある。媒は梧陰清川安策であつた。「棠軒公私略」には「嘉永五年壬子十一月四日、養家に引移、整婚儀、名改良安、時府君在幕」と記してある。是に由つて觀れば、良安は榛軒の命じた名である。

「五日。樂眞院來診。養子來り、忝しと挨拶あり。」樂眞院は菴庭である。此年の武鑑を檢するに、向柳原の多紀宗家は「多紀安常、父安良、御醫師方子息」と記してある。安良は曉湖元听、其子安常は棠邊元佑である。元佑は實は曉湖の季弟である。矢の倉の多紀分家は「多紀樂眞院法印、父安長、奥御醫師、二百俵高、御役料二百俵、兩國元矢の倉」、「多紀安琢、父樂眞院、御醫師方子息」と記してある。安長は桂山元簡、樂眞院は菴庭元堅、安琢は雲從元瑛である。「養子來り、忝しと挨拶あり」と云ふより推すに、榛軒が田中淳昌の遺子を迎へて女婿とした時、菴庭は其間に周旋したと見える。

「六日。昨夜發熱。汗出。怔忡有之。但小水快利。椿庭來診。」

「七日。夜安眠。」

「八日。清吉老來診。言談過る故、終夜不眠。」

「九日。崧老診。夜快眠。四時熱退。」

「十日。椿庭診。菴庭診。清吉老診。岡西、成田來。」岡西は蘭軒門人錄に「岡西玄亭、藩、」榛軒門人錄に「岡西玄庵、福山」があり、成田は彼に「成田元情、藩、」此に「成田龍玄、九鬼」がある。「藩」は福山藩である。岡西玄亭は澀江抽齋の妻徳の兄で、當時尙存命してゐた。玄庵は玄亭の長男、岡寛齋の兄で、此年十八歳であつた。問安のために來たのは、父子孰れなるを知らない。成田の事は不明である。

その二百六十一

わたくしは嘉永壬子の冬榛軒が致死の病に染まつたことを語つて、當時の病狀日記を抄し、十一月十日の條に至つた。今其後を書き續ぐ。

「十一日。夜不寐。推枕軒安安信厚居士。先生自命。龍穩寺主許可。古き帳を大川に沈めしむ。」榛軒は自ら不起を知つたので、法諡を撰んで識る所の僧に請うて闕せしめた。又文書中後に貽さざらむことを欲するものがあつたので、遺言して處分せしめた。人の祕事を與り知ることは、

懺悔を聴くカトリック教の僧を除いては、醫師狀師が最も多いであらう。殊に醫を以て主に事へ、又幾多の貴人を診した榛軒の記録中に、人のために諱むべき事にあつたのは怪むに足りない。榛軒が簿冊を河に沈めさせたのは、恐くは諫草を焚く意に外ならなかつたであらう。

「十一日。不眠。晚心胸下満痛。嘔」

「十三日。上より岡西女亭を以て慰問せられ、又飯菜を賜ふ。上原全八郎の調理なり。」「上」は阿部侯正弘である。

「十四日。天地は我心なり、又草木の花は我心なり。櫻花蓮花の開くごとに我を祭れと云ふ。」亦榛軒遺言の一部である。

「十五日。晚誦曰。繁華四十九年夢。化作寒天一夜霜。」榛軒辭世の句である。「天」は原「風」に作つてあるが、恐くは誤であらう。

病狀日記は十六日の記を闕いてゐる。しかし此日の巳の刻に榛軒は絶息した筈である。棠軒公私略に「同(十一月)朝四時過遂に御卒去被遊候、尤發表は翌十七日差出」と記してある。

此日榛軒門人の一人であつた鹽田良三が躋壽館に於て醫學出精の賞詞を受けた。良三は榛軒

に師事し、其歿後に柏軒の門下に轉じた人である。

當時の良三、今の眞さんは澀江保さんに下の如く語つた。「わたくしの十六歳の時であつた。十一月十五日に、舊主人宗對馬守の重役から、御用有之、明十六日朝四時出頭するやうにと云つて來た。十六日に邸へ往くと、醫學館へ往けと云ふことであつた。醫學館に出て見ると、多紀安良、安琢が列座してゐて、安良の申渡があつた。其口上は講書聽聞久久出精一段之事に候と云ふ文言であつた。わたくしはそれを承つて、それから宗家の留守居役同道て所所へ禮廻に往つた。老中、若年寄、醫學館世話役五人、手傳四人、俗事役三人の邸宅を廻つたのである。官醫だけの氏名を言へば、世話役は多紀樂眞院、野間壽昌院、多紀安良、辻元崧庵、喜多村安正、手傳は谷邊道玄、船橋宗禎、坂尙安、多紀安琢であつた。禮廻が濟んでから、わたくしは榛軒先生の宅へ往つた。わたくしは切角先生に喜んで貰はうと思つて往つたのに、先生はもう亡くなつてをられた。丁度わたくしが宗の邸へ出頭した時瞑目せられたのであつた。」

當時の宗對馬守は義和であつた。多紀の三人は宗家の安良が曉湖元听、分家の樂眞院が菅庭元堅、安琢が雲從元瑛である。

澗江保さんの云ふには、此賞詞は其仲兄優善が共に受けて、禮廻をも共に濟ませたのださうである。眞さんは澗江抽齋と其長子六堂恒善との教をも受けてゐたので、優善とは親善であつた。

その二百六十二

榛軒の喪は此年嘉永壬子十一月十七日に發せられた。遺骸は麻布長谷寺に葬られた。墓は上に記した如く、父蘭軒の墓と比んで立つてゐる。

葬の日は傳はらない。會葬者は甚だ衆く、過半は醫師で總髪又は剃髪であつた。途に此行列に逢つた市人等は、「あれは御大名の御隠居のお葬だらう」と云つたさうである。

此日長谷寺には阿部家の命に依つて黑白の幕が張られた。大目附以上のものの葬に準ぜられたのである。會葬者には赤飯に奈良漬、味噌漬を副へた辨當が供せられた。初め伊澤氏で千人前を準備したが、剩す所は幾もなかつたさうである。

輓詩は只一首のみ傳はつてゐる。誠園と署した作である。「余多病、託治於福山侍醫伊澤一安久矣、今聞其訃音、不堪痛惜之至、悵然有詠。天地空留醫國名。何圖一夜玉山傾。魂歸冥漠茫

無跡。耳底猶聞笑語聲。」誠園稿」と書して、「爵」「守眞」の二印がある。引首は「天樂」である。初めわたくしはその何人なるを知らなかつたが、偶寧靜閣集を讀んで誠園の陸奥國白川郡棚倉の城主松平周防守康爵であることを知つた。一安は榛軒の晩年の稱である。和歌は石川貞白の作一首がある。「あひおもふ君が木葉と散りしより物寂しくもなりまさりけり。元亮。」

會能子刀自の語るを聞けば、此日俳優市川海老藏と其子市川三升とが、縮緬羽二重を以て白蓮華を造らせて贈つたさうである。海老藏は七代目、三升は八代目團十郎である。然るに文淵堂所藏の花天月地を閲するに、榛軒の病死前後の書牘三通がある。其一は榛軒の病中に父子連署して榛軒の妻志保に寄せたもので、「御見舞のしるし迄に菓子を贈ると云つてある。末に「霜月九日、白猿拜、三升拜、井澤御新造様」と書してある。其二は八代目一人が贈を送る文で、「此品いか敷候へども御靈前へ奉呈上度如斯御座候」と云ひ、末に「廿二日、團栗、伊澤様」と書してある。其三は又父子連署して造花を贈る文で、榛軒を葬つた日を徵するに足るものかと推せられるから、此に全文を録する。「舌代。蒙御免書中を以同上仕候。向寒之砌に御座候得共、益御機嫌宜敷御住居被爲在、大慶至極奉存候。扨且那樣御病中不奉御伺うち、御養生不相

叶御死去被遊候との御事承り驚入候、野子ども朝暮之歎き難盡罷在候。別而尊君様御方方御愁傷之程如何計歎御察し奉申上候。隨而甚恐入候得共、御歳末なる造花御靈前様へ御備被下置候はば、親子共本望之至に御座候、只御悔之印迄に奉獻之度如此に御座候以上。霜月廿二日。市川白猿、市川三升。伊澤様御新造さま。八代目の一人て賙を送つたのと同日である。しかし造花が二十二日に送られたとすると、此二十二日が即ち葬の日ではないかとおもはれるのである。二十三日に榛軒が生前にあつらへて置いた小刀の拵が出来て來た。鞘の蒔繪が蓮花、縁頭鐔共蓮葉の一本指であつた。榛軒は早晚致仕して、貴顯の交を斷ち、此小刀を佩び、小若黨一人を具して貧人の病を問はうと云つてゐたさうである。是は曾能子刀自の語る所である。

その二百六十三

此年嘉永壬子の十二月十三日は蘭軒の姉、榛軒柏軒の伯母正宗院の一周年忌であつた。伊澤氏は尙榛軒の喪に居つたから、親戚と極て親しかつた人人とが集つて法要を營んだに過ぎなかつたであらう。「あらがねの土あたたかし冬籠、七十五歳陶後」と書した懷紙が徳さんの藏儲中

にある。

此年森根園が屠蘇の方を印刷して知友に頒した。亦十二月中の事である。根園の考證する所に従へば、屠蘇は本唐代の俗問方である。其の配合の最古なるものは宋板外臺祕要に出てゐる。根園は紀州藩の醫官竹田某の藏する所の宋板外臺中屠蘇の方を載する一頁を影刻したのである。新年に屠蘇酒を飲むことは、今猶廣く世間に行はれてゐるから、此に古方の藥品、分量製法を略抄して置く。「歳旦屠蘇酒方。大黃十五銖。白朮十銖。桔梗十五銖。蜀椒十五銖汗。烏頭三銖炮。菘葵六銖。桂心十五銖。右七味咬咀。絳囊盛。以十二月晦日。日中懸沈井中。令至溼。正月朔日平曉。出藥置酒中。」

此年には今一つの記すべきことがある。それは鹽田眞さんの語る所で、榛軒等が七代目團十郎の勸進帳を觀たと云ふ一事である。鹽田氏の語るを聞くに、此勸進帳は七代目團十郎の所謂一世一代名殘狂言であつたらしい。これを此年に繋ぐる所以である。

鹽田氏はかう云つた。「わたくしは伊澤榛軒、同柏軒、澀江抽齋、森根園、小嶋成齋、石塚豊芥子の人人と壽海老人の勸進帳を觀たことを記憶してゐる。此人人は所謂眼鏡連で、毎に土間

の三四を打ち抜いて見物した。是は本近眼から起つた事である。榛軒柏軒の兄弟は父蘭軒の如く近眼であつた。抽齋は伊澤兄弟程甚しくなかつたが、是も亦近眼であつた。此日には抽齋の伴優善、清川安策、わたくしなどの青年も仲間入をして往つた。」

「勸進帳は中幕であつた。そしてわたくし共の最も看んと欲したのも亦此中幕であつた。幕の開く前に、壽海老人の口上があつた。例の如くまさかりいてふに柿色の上下で出て、一通口上を述べ、さて假髪を脱いで坊主頭になつて、此度此通頭を圓めましたから、此頭に兜巾を戴いて辨慶を勤めて御覽に入れますと云つた。」

「さていよいよ勸進帳の幕が開いた。三升の富樫、猿藏の義経で、壽海が辨慶に扮したのである。猿藏と云つたのは三升の弟で、後の九代目團十郎の兄である。」

「眼鏡連はいづれも見功者の事だから、熱心に見てゐた。わたくしは偶彼木場の隠居となつた四代目團十郎の勸進帳の正本を持つてゐたので、それを持つて往つてゐた。そこで土間で其本を攤いて、舞臺と見較べてゐた。」

「幕を引くと直に、眼鏡連の土間へ、壽海老人の使が來た。其口上は、只今舞臺から拜見いた

しましたが、大そう古い本をお持になつて入らつしやるやうでございます。暫時あの本を借して戴くことは出来すまいかと云ふことであつた。わたくしは喜んで借して遣つた。」

「芝居がはねて、一同茶屋の二階へ歸つてゐると、そこへ又壽海の使が來て本を還した。口上は、結構な御本をお貸し下さつて難有うございます、お蔭を以ちまして、藝の上に種種心附きました事がございます、自身參上いたしましたしてお返申すべきでございますが、打出し早多用でございますので、使を以てお返申しますと云ふことであつた。そして使は大きい菓子折を出した。」

「わたくしも少し驚いたが、先輩の人人も顔を見合せて、何事か思案せられるらしかつた。さて榛軒先生がわたくしに、鹽田、此返事はどうすると問はれた。」

その二百六十四

わたくしは此に鹽田氏の觀劇談を書き續ぐ。それはわたくしの此年嘉永壬子の事だと以爲ふ談である。鹽田氏は既に七代目團十郎の壽海老人が己に四代目團十郎の演じた勸進帳の正本を

返す時、菓子折を添へて茶屋の二階に送り、同行の師榛軒がこれに報復する所以を問うたことを語つて、さてかう云つた。

「その時わたくしは別にどうしようかと云ふ定見もなかつたので、榛軒先生に、さやうてございませう、どういたしたものでございませうかと反問した。先生は云はれた。どうだ、その本を壽海に遣らんかと云はれた。わたくしはすぐに承諾した。そこで一行の先輩の間に、これを贈るにどう云ふ形式を以てするが好いかと云ふ評議があつて、結局折り返して使に本を持たせて還すのは面白くない、幸同行清川安策の父立道は壽海を療治してゐるから、これに託して壽海の宅へ送つて遣るが好いと云ふことになつた。そこで壽海の使をば、菓子折の禮を言つて歸した。」

「わたくしは其夜一行と別れる時、正本を安策に託した。数日の後、安策はわたくしに壽海の女道に謂つた詞を傳へた。御本は有難く頂戴いたします、お若い方がわたくしの藝を古い本に引き較べて見て下さつた御心入れに、わたくしは深く感激いたしました。今後は鹽田様も折折宅へお遊にお出下さるやうにと云ふことであつた。」

「わたくしは或日澀江抽齋の次男優善と一しよに壽海の宅を訪うた。優善は前年以來矢嶋氏を稱してゐた。二人が往つて見ると、壽海の宅では丁度大功記の稽古が始まつてゐた。俳優は春永坂東竹三郎、光秀四代目坂東彦三郎、蘭丸市川猿藏であつた。竹三郎は四代目彦三郎の養子で、後の五代目彦三郎である。四代目彦三郎は後の龜藏である。二人共明治の初までながらへてゐた人である。」

「わたくし共は暫く稽古を見てゐた。すると猿藏の蘭丸が鐵扇で彦三の光秀を打擲した後、其扇をぼんと投げた。壽海はそれを見て苦しい顔をして云つた。猿、その投様はなんだ。まるで息拔がしてゐる。おれが遣つて見せうと云つた。そして扇を取つて起つて投げて見せた。なる程いかにも力が籠つてゐた。此時彦三が壽海に問うた。若し其鐵扇が離れた處に落ちてゐたら、どうして取り上げたものでせう。春永の引つ込んだ跡で、ゐざり寄つて取り上げたものでせうかと問うた。壽海の答はかうであつた。いや、それは見苦しくて行けない。春永の前に平伏する時、見物の氣の附かぬ位鐵扇の方へゐざり寄つて、平伏ししなに素襖すあはの袖で鐵扇を搔き寄せればわけはない。さうして置いて頭を上げる時鐵扇を取上げるが好いと云ふのであつた。」

「稽古が済んでから、わたくし共は壽海と話をした。其間にわたくしは壽海に問うた。舞臺では随分長い間坐つてお出でせうが、痺がきれるやうなことはありませんかと問うた。これは父楊庵が二十四貫八百目の體で、主君の前に伺候してゐて、いつも痺がきれて困ると云つてゐたからである。壽海は答へた。それは痺のきれぬやうにしてゐます。足の拇指さへ動してゐれば痺はきれませぬと答へた。わたくしは歸つて父に傳授したが、其後父は痺に悩まされることなくつた。」

その二百六十五

わたくしは鹽田氏の觀劇談を此年嘉永壬子の事とした。それは壽海の剃髪して演じた勸進帳が其名殘狂言らしくおもはれ、名殘狂言の勸進帳が壬子の年に演ぜられたと聞いてゐるからである。しかし今わたくしの手元には演劇史料となるべき書は殆ど一部も無い。壽海の名殘狂言の年は果して壬子であつたか。壬子ならば其何月であつたか。名殘狂言の中幕に勸進帳を出した後に、四世薪水が果して大功記を演じたか。凡そ此等の事は、極めて知り易かるべきもので

ありながら、わたくしはこれを検することを得ない。

わたくしは姑く此に二三の推測を附記して置く。其一は勸進帳の演ぜられた劇場である。彼勸進帳が若し壽海の名殘狂言であつたなら、是は鹽田氏の談を書き取つた澀江氏の云ふ如く、必ずや河原崎座であつただらう。

其二は彼勸進帳が壬子の年の何れの月に演ぜられたかと言ふことである。これを觀た一行に榛軒が加はつてゐたことをおもへば、その九月以前なるべきことは勿論である。榛軒は十月に大病に罹つて、十一月に歿したからである。爰に壽海の榛軒に與へた一通の書牘があつて、是も亦文淵堂の花天月地中に收められてゐる。其文はかうである。「新春の御祝儀萬々歳御目出度、兼兼御揃被遊、御機嫌様宜しく入らせられ大壽至極、恐悦奉申上候。誠に昨年御蔭にて子も親もうち揃ひ、本の目出たき春に出勤仕候、有難々々御厚禮奉申上候。扱又父子へ御肴料として金五百疋御祝ひ被下、恐入々々頂戴仕候。坂の若先生昨日わざ／＼御持參被成被下奉恐入候。十三日に初日出申候。ことに此度は悴事朝より出つづけにて、幕間も取込居り候間、失禮ながら老筆にて御禮の御受申上候。且又先達より悴が一寸申上置候よし、甚盛末のささ折奉御

覽入候。御笑味奉願上候。どうか此度は是非々々御見物願上候。甚子自慢も恐入候が、大役首尾能相勤居申候。乍恐御悦被遊可被下候。何とぞく御奥様へも山々よろしく願上候。可祝。十五日。壽海老人白猿拜。井澤先生様。文の首に「新春の御祝儀」と云ふより見れば、「十三日」は正月十三日である。榛軒が金を餽つて賀し、壽海が必ず來り觀むことを請ふを見れば、此興行は廉ある興行でなくてはならない。「子も親もうち揃ひ本の、目出たき春に出勤仕候」は富樫辨慶で、「甚子自慢も恐入候が、大役首尾能相勤居申候」は其富樫ではなからうか。若し然らば壽海の名残狂言の勸進帳は、壬子の年の春狂言で、其初日は正月十三日であつただらう。又壽海は辛亥の年に病んで榛軒の療治を受けたものとおもはれる。金を壽海の家に齎した「坂の若先生」とは誰か。若し柏軒ならば何故に「坂」と云ふか。或は「若先生」は清川安策で、父玄道あるが故に云つたものか。

上記し畢つた後、近世日本演劇史と歌舞伎新報とを小嶋政二郎さんに借りて見た。七世團十郎は壬子の九月と十一月とに勸進帳を演じた。新報に據るに一世一代は前者であつた。然れば團十郎父子の正月に演じた狂言は別である。四世薪水の大功記の事は演劇史に見えない。是

等は根本史料に沂つて檢せなくてはならない。

尋て小嶋氏は豊芥子の歌舞伎年代記續編嘉永五年の下に、四世薪水の大功記が「十一月七日より顔見世」になつたと云つてあることを報じた。しかし蘭丸は猿藏でなくて、市藏になつてゐたさうである。是に於て壬子九月に榛軒が勸進帳を觀、十月若くは十一月初に鹽田、矢鳴が壽海の家を訪うたことが明なるに至つた。」

その二百六十六

わたくしは此年嘉永壬子十一月十六日に榛軒の歿したことを敘し、次に編日の記を續いて歳暮に至り、最後に壬子年間の事にして月日を詳にせざる鹽田氏の觀劇談に及んだ。然るにわたくしの獲た所の資料中には、榛軒に關する事蹟にして年月日の下に繋ぐべからざるもの、若くは年月日不詳なるものが許多有る。そして其大半は曾能子刀自の記憶する所である。榛軒は蘭軒の繼嗣であるのに、同藩の人人と雖も、その平生を悉してゐるものが無い。是には後に記すべき弟柏軒に比するに、其生涯の波瀾に乏しかつたのも、一原因をなしてゐるだらう。又蘭軒

は著述を喜ばなかつたとは云ひながら、猶若干の文字を後に貽したのに、榛軒に至つては殆ど全く筆墨を弄せなかつたのも、一原因をなしてゐるだらう。榛軒の人となりの知り難い事既に此の如くである。わたくしの獲た所の零碎の資料も、これを思へば輕輕しく棄てられぬのである。しかし此資料はわたくしをして頗る整理に艱ましめる。わたくしは已むことを得ずして一種の序次なき序次を立てた。そして先づ年中行事より筆を著ける。

榛軒の世には新年の發會が盛であつた。來り會するものは約百人であつた。時刻は午前より夜に及んだ。午は飯を饗し、夕は酒殺を饗した。少壯者は往往夜宴の開かるるを待ち兼ねて、未の下刻頃より「もう日が暮れた」と叫びつつ、板戸を鎖し蠟燭を燃やし、酒饌の出づるを促した。

曾能子刀自は當時の獻立を記憶してゐる。例之ば午、吸物摘入小蕪菁、椎茸、平昆布、大口魚、鱈千六本貝の柱、猪口はりはり、焼物生鮭粕漬、夕、吸物牡蠣海苔、口取蒲鉾、卵、橘鮎、青海苔を塗したる牛蒡鯛の小串、刺身比目魚、黒鰻、大平鯛麩、旨煮烏賊、牛蒡、土當歸、概ね此類であつた。午は少壯者が健啖を競ふので、特に多く準備した。

宴を撤するに先だつて總踊と云ふことがある。客が一齊に起舞するのである。床板は屢踏み破られた。

三月上旬巳の節句は天保丙申の條に記した。

五月十三日には關帝を祭つた。關帝は蜀の關羽で、明の萬曆中に「協天護國忠義大帝」の號を贈られたのださうである。榛軒の書齋には三位の神像が安置してあつた。關羽、菅原道真、加藤清正である。

像には皆來歴がある。關帝の原像は本所五百羅漢寺の門にあつた。榛軒は彫工運長と云ふものに命じて摹刻せしめた。按ずるに文淵堂の花天月地に、榛軒が、七代目市川團十郎所藏の關帝像を還した時の團十郎の文がある。或は榛軒はこれを借りて家藏の像に補刀を加へしめたのではなからうか。文はかうである。「拜見仕候。如仰梅天不正之儀に御坐候。陳者關帝御返却被下、慥に謹領仕候。遠方御人遣奉恐入候。只今講釋中貴報耳早々申上候。後刻拜趨萬々可申上候。頓首。即日。壽海。榛軒先生奉復。二陳。賤姪へよろしき御品御惠投、大に難有御厚禮申上候。喜氣滿面御遠察可被下候。」

關帝は廚子の裏に安置せられた。此廚子にも亦來歴があつて、像に比すれば更に奇である。

その二百六十七

わたくしは榛軒の毎歳五月十三日に祭つた關帝像の來歴を語つて、未だ其廚子の縁起に及ばなかつた。廚子には四具足が添へてある。香爐、花瓶、燭臺、酒爵である。廚子と云ひ、什器と云ひ、皆川村傳右衛門と云ふ人の贈る所である。傳右衛門は今の第三十三銀行頭取川村傳さんの祖父である。

什器は青銅で鑄たもので、酌源堂の文が鑄してある。其酒爵は聖堂に於て釋菜に用ゐるものを摸したのである。川村氏は長崎の工人に命じて此什具を鑄造せしめた。然るにこれを載せて長崎より江戸に至る舟は覆没した。

一年の後、川村氏は既に什器の事を忘れてゐると、或日品川へ一の匣が漂著した。幸に封緘故の如くて、上に題した宛名も滅えなかつたので、此エバアヅは川村氏の手に達した。川村氏は匣を携へて榛軒の所に至り、共に開いて檢するに、四器一も毀損せずゐた。關帝像、廚子

什器、皆現に徳さんの家にある。

關帝祭器の漂著は事既に奇である。しかし此に猶一奇事の附載すべきものがある。榛軒は關帝を祭る日に、先づ本所の五百羅漢寺に詣つて原像を拜し、次で家に還つて摹像を祭るを例とした。某年に本所に往つて關帝の前に拜跪し、さて身を起さむとすると、手に一物が觸れた。取り上げて見れば小柄であつた。更に熟視すれば、橋上の象嵌は關帝であつた。遺失者を討ぬる道もないので、榛軒は持つて歸つた。此小柄は後請ふ人があつて譲り與へた。

榛軒は關帝を祭る日に、客に卓子料理を饗した。圓卓の一脚に機關があつて回轉するやうにしてあつた。中央に圓い皿一枚、周匝に扇形の皿八枚を置いた。扇形の皿には各別種の殻が盛つてあつて、客は卓を旋轉して好む所の殻を取ることが出來た。

わたくしは前に榛軒の書齋に、關帝を除く他、菅公と加藤肥州との像が安置してあつたと云つた。菅公像は太宰府天滿宮の飛梅を材として刻したもの、又加藤肥州像は熊本より勸請し來つたものであつた。

七月の盂蘭盆會には毎歳大燈籠を貼らせ、榛軒が自ら達磨を畫いた。

歳暮が近づけば屠蘇を調合する。其準備は十二月の半に始まる。調合の日は二十日である。是日には柏軒も來り、外弟子も來り、塾生と共に調合して、朝より夕に至る。其室には女子の入ることを許さない。幕府と阿部家とに獻ずるものは、藥袋に題する屠字の右肩に朱點を施して糝糲すること莫からしめた。調合畢れば、柏軒が門人等を神田大横町の蕎麥店今宮へ率て往き、蕎麥を振舞つた。大抵其員數は三十人許であつた。此より一行は神田明神社に參詣し、各人三十二文の玩具を買つて丸山の家を持つて歸つた。翌朝闔家のものが一齊に起き出て、諸弟子の遣る所の玩具を觀て笑ひ興じた。

その二百六十八

わたくしは榛軒の世に於ける伊澤氏の年中行事を敍して歳暮に至つた。

歳暮には幕府と阿部家とから金を賜はつた。幕府は躰壽館に書を講ずるがために賞するので、毎年銀五枚であつた。

幕府の賞を受けた日には、榛軒は往往書を買つて人に贈つた。曾能子刀自は柏と呼ばれた當

時姫鏡、女大學、女孝經等をもらつたことを記してゐる。

某の年榛軒は藩主の賞を受けて歸るとき、途に烏屋の前を過つた。偶烏屋の男の暹羅鶏しやもの頸を振らうとしてゐるのを見て、榛軒はこれを抑止し、受くる所の金を與へ、鶏を抱いて歸つた。黒縮緬の羽織が泥土に塗れた。鶏は翌日淺草觀音の境内に放つた。

歳暮には受賞の祝宴と冬至の宴とがあつた。某年の歳暮の宴に、客の未だ到らざる前、榛軒は料理人上原全八郎と共に浴した。浴し畢つて榛軒は犢鼻褌を著け、跳躍して病人溜の間を過ぎ、書齋に入つた。上原も亦主人に倣つて、褌を著け、跳躍して溜の間に入つた。然るに榛軒の既に去つて、上原の未だ來らざるに當つて、治を請はむがために訪うた一夫人が盛妝して坐してゐた。上原は驚いて退いた。榛軒は衣を整へて出てて夫人を見て云つた。「只今は執事が失禮をいたしました。平生疎忽な男で。」

年中行事は此に終る。わたくしはこれに繼ぐに神佛の事を以てする。榛軒は神を敬し佛を禮した。詩中にも經を誦すると云つてゐる。又遺言に誦經の事であつたのも上に記した如くである。其居室に關帝、管公、加藤肥州等を祀つてゐたことは、年中行事に載せた。此敬神の傾

向が弟柏軒に至つて愈著くなつたことは後に言ふこととする。

榛軒は晉に關帝等の像を居室に安置したのみならず、又庭に小祠を建ててゐた。祠には八幡大菩薩と摩利支天（りしてん）とを祀り、礎下には冑が埋めてあつた。其名を甲藏稻荷社と云つたのは、人家の祀る所の神が多くは稻荷であつて、甲冑の二字は古來轉倒して用ゐられてゐたからである。祭日には白山神社の神職を招いた。神饌は酒、餅、赤飯、竹麥魚、蜜柑、水、鹽の七種であつた。素此祠は阿部家に於て由緒あるものであつたので、祭日には阿部侯の代拜者が來た。

猶此に附記すべき事がある。それは榛軒の家に白木の唐櫃に注連繩を結び廻したものが床の間に飾つてあつたことである。櫃の中には後小松帝の宸翰二種と同帝の供御に用ゐられた鶴龜の文ある土器とが藏してあつた。宸翰は大字の掛幅と色紙とであつた。是は素榛軒の祖父信階の師武田長春院の家に傳へてゐた物であつたが、武田氏は家道漸く衰へて、これを商賈の手に委ねむとした、其時榛軒が金を武田氏に與へて請ひ受け、他日買戻を許すと云ふ條件を附して置いたのである。後榛軒の養子棠軒は家を福山に徙す時、此櫃を柏軒の家に託した。柏軒の嗣磐の世に至つて、世變に遭つて其所在を失つた。

榛軒が常に追遠の念に厚い嗣子を養はむことを欲してゐたのも、此の如きピエテエの性より出たものである。幸に養子良安は祖先を敬することを忘れなかつた。

その二百六十九

榛軒の軼事中わたくしは次に講學の事を書く。しかし其受業の師は前に載せたから今省く。

榛軒は毎月一六の兩日躋壽館に往いて書を講じた。塾生中午餐の辨當を持つて隨從したものは、柴田常庵、柴田修徳、高井元養、嶋村周庵、清川安策、雨宮良通、三好泰令等であつた。皆榛軒門人録に見えてゐる人人である。

榛軒の家に醫書を講ずる會を開いたのは、毎月九の日であつたと云ふ、天保壬辰三月の柏軒の日記に、九日に多紀菴庭が傷寒論を講ずることを休み、榛軒が上直したと云つてある。菴庭を丸山に迎へたのであらう。又此三月には榛軒が十日十五日に外臺祕要を講じてゐる。按ずるに講書の日は必ずしも年年同一ではなかつたかも知れない。

榛軒の家には、月六齋に塾生のために開く講筵があつた。渡邊魯輔を請じて經書を講ぜし

め、井口榮達を請じて本草を講ぜしめたのである。渡邊氏、名は魯、一の名は正風、樵山と號した。松崎謙堂の門人である。當時麻布六本木に住んでゐた。明治六年に五十三歳を以て歿したと云ふより推せば、榛軒の歿した嘉永壬子には三十二歳であつた。山口は扇橋岡部藩の醫官であつたと云ふ。わたくしは此人の事を詳にせぬが、日本博物學年表嘉永二年の條に下の記事がある。「泉州岸和田侯小野蘭山の本草綱目啓蒙に圖なきを慨し、侍醫井口三樂に命じて圖譜を編輯せしめ、本草綱目啓蒙圖譜山草部四卷を刻す。」按ずるに榮達は此三樂であらう。然らば岡部藩とは武藏岡部の安部氏の藩ではなくて、和泉岸和田の岡部氏の藩であらう。武鑑を檢するに、岡部氏の上屋敷は山王隣、中屋敷は霞關、下屋敷は澗谷である。扇橋は恐くは葵橋の誤りであらう。扇橋は當時の町鑑を檢するに、現在の深川扇橋を除く外、一も載せてないからである。

渡邊の經義は塾生等が喜んで聽いたが、井口の本草はさうでなかつた。井口は老人で、説く所の事も道理を推論するのではなく、物類を列叙するのであつたから、塾生等は倦んで坐睡することがあつた。或時井口は其不敬を難詰して、講を終へずして席を起つた。塾生等は驚き謝し

て纒に井口の怒を解くことを得た。

榛軒は毎旦女柏のために古今集を講じた。又柏に畫を學ばせた。是は躋壽館に往く日毎に、柏をして轎に同乗せしめ、館に至つて轎を下る時、柏を轎の中に遺し、畫師の家に昇き往かしめたのである。畫師はなほえぶんめいと云ふ人で、旗本の次男であつたと云ふ。わたくしは天保以後の畫家中に就いて此名を討ねたが見當らなかつた。又旗本中に就いて其氏を求めたが得なかつた。只古い分限帳に直井氏の二家がある。其邸は一は「御濱之内」、一は「湯嶋天神下」である。皆三四十俵取の家である。畫家ぶんめいは或は直井氏ではなからうか。

その二百七十

榛軒の逸事は此より醫業に關する事に入る。榛軒は流行醫で、四枚肩の轎を飛ばして病家を歴訪した。其轎が當時の流行歌にさへ歌はれたことは既に上に記した。

榛軒は初め轎丁四人と草履取二人とを抱へてゐた。しかし阿部邸内の仲間等が屢喧嘩して、累を主人に及ぼすことが多かつたので、榛軒は抱の數を減じてこれを避けようとした。そこで

草履取のみを留めて、轎丁は總て駕籠屋忠兵衛と云ふものに請負はせることとした。曾能子刀自の記憶してゐる仲間の話がある。某の年の暮の事であつた。伊澤氏では餅搗をした。翌日近火に遭つた。知人が多く驅け附けた中に、數日前に暇を遣つた仲間が一人交つてゐた。火は幸に伊澤の家を延焼するに及ばなかつた。其の次の日に仲間の請宿の主人が禮を言ひに來た。「昨日はお餅を澤山頂戴いたして難有うございます。手前共ではまだ手廻り兼ねて搗かせずにもりましたので、大勢の子供が大喜をいたしました」と云つたのである。榛軒が餅を調べて見させると、まだ切らずに置いた熨餅が足らなかつた。逐はれた仲間が背中に入れて還つたのであつた。

榛軒は病家を選んで治を施した。富貴の家は努めて避け、貧賤の家には好んで近づいた。毎に「大名と札差の療治はせぬ事だ」と云つた。しかし榛軒が避けむと欲して避けることを得ずに入出した大名の家は、彼の輓詩を寄せた棚倉侯の外に數多あつたことは勿論である。又札差を嫌つたのは、札差に豪華の家が多かつたからである。因に云ふ。旗本伊澤氏の如きは榛軒がためには宗族であつた。所謂「總本家」であつた。しかし榛軒は絶て往訪せずにした。

俳優は當時病家として特別の地位を占めてゐた。俳優は河原者として賤者である。目見以上の官醫は公にてこれをみまふことを得ない。然れども醫にして技を售らむことを欲するものは皆俳優の家に趨つた。

榛軒は例として俳優の請には應ぜなかつた。「立派な腕のある醫者が幾らもあつて見に往つて遣るのだから、何も己が往くには及ばない」と云つてゐた。只市川團十郎父子の病んだ時だけは此例に依らなかつた。團十郎は即ち七代目と八代目とである。七代目團十郎は人格も卑しからず、多少文字をも識つてゐて、榛軒は友として遇してゐたので、其繼嗣にも親近したのである。

榛軒は市川の家を訪ふに、先づ轎に乗つて堀田原に住んでゐる門人坂上玄丈の家に行き、そこより徒歩して市川の家に至つた。徳さんの云ふには、前に引いた七代目の書牘に、「坂の若先生」と云ふのは、此玄丈の子女眞てはなからうかと云ふことである。市川の家では七代目も數榛軒の治を受けた。河原崎權之助の女ちかが尙儂病に罹つた時も、此縁故あるがために榛軒が診療した。權之助は九代目團十郎の養父である。

榛軒の貧人を療した事に就いては種種の話があるが、今一例を擧げる。福山藩士に稻生某と云ふものがあつた。其妻が難産をして榛軒が邀へられた。榛軒は忽ち遽だしく家に還つて。妻志保に「柏の著換を皆出せ」と命じ、これを大袱に裏んで随ひ來つた僕にわたした。是は柏が生れて日を経ざる頃の事であつた。稻生氏は小祿ではなかつたが家が貧しかつた。それに三子が生れたのであつた。曾能子刀自は云ふ。「わたくしは赤子の時に著の身著の儘にせられたのですが、其後もさう云ふ事が度度あつたのでございます。」

その二百七十一

治を榛軒に請うた病家中、其名の偶曾能子刀自の記憶に存してゐるものが二三ある。それは榛軒が其家に往來した間に、特に記憶すべき事があつたからである。

高束翁助は不眠を患へた。榛軒はこれに藥を與へた時、翁助の妻を戒めて云つた。「是は強い藥ですから、どうぞ分量を間違へないやうにして下さい」と云つた。然るに或夜翁助は興奮不安の狀が常より劇しかつたので、妻は竊に藥を多服せしめた。翁助の興奮は増悪した。後には

「己の著作には方方に鍼がある」と叫んで狂奔し、動もすれば戸外に跳り出てむとした。妻は榛軒の許に馳せ來つて救を乞うた。榛軒は熟聽いた後に、其顔を凝視して云つた。「藥の分量を間違へはしませんでせうね。」翁助の妻は吃りつつ答へた。「まことに濟みませんが、今晚はいつもより病氣がひどく起りましたので、少し餘分に飲ませました。」榛軒は色を作した。「大方そんな事だらうと思ひました。あなたはわたくしを信ぜないで、わたくしの言附を守らないのですから、此上は療治をお断申します。」云ひ畢つて榛軒は座を起つた。翁助の妻は泣いて罪を謝した。榛軒は將來を飭めた後に往診した。榛軒は門人に藥量の重んぜざるべからざるを説くに、毎に高束の事を擧げて例とした。

わたくしの福田氏に借りた文書に徴するに、「慶應四戊辰五月改東席順」中「御者頭格御附御小性頭高束應助六十三」と云ふものがある。應助は即ち翁助であらう。是に由つて觀れば、高束は文化三年生で、榛軒より少きこと二歳であつた。

中井肥後は銀細工人で幕府の用達をしてゐた。家は湯嶋にあつた、中井は嘗て治を榛軒に請うて其病が瘥えた。そして謝恩のために銀器數種を贈つた。榛軒は固辭して受けなかつた。中

井が其故を問うた時、榛軒は云つた。「兎角さう云ふ物は下人に悪心を起させる本になります。しかし榛軒は必ずしも病家の器物を贈ることを拒んだのではない。蒔繪師菱田壽作は病の愈えた時、蒔繪の杯を贈つたが、榛軒これを受けた。

細木香以が治を講うた時、榛軒は初め輒く應ぜなかつた。しかし切に請うて已まぬので、遂に門人石川甫淳をして治療せしめた。石川は榛軒門人録に「棚倉」と註してある。陸奥國白川郡棚倉の城主松平周防守康爵やまたかの家來である。此人は榛門の最古參であつたさうである。或日細木は榛軒の妻志保を請じて觀劇せしめた。榛軒が異議を挾まなかつたので、志保は往いて觀た。棧敷二間を打ち抜いて設けた席であつた。細木は接待の事を舉げて石川に委ね、自分は午の刻の比に棧敷に來て挨拶し、直に又去つた。因に云ふ。當時富豪にして榛軒に治を請うたものには鈴木十兵衛、三河屋權右衛門等があつたが、皆謹厚な人物で、細木の如く驕奢ではなかつた。

笹屋千代も亦榛軒の病家であつた。榛軒の歿後に重忠に罹り、棠軒良安の治を受けて歿した。徳さんの藏する所の「茶番忠臣藏六段目役割臺詞」と云ふ小冊子がある。是は千代の病が一時快方に向つた時、床揚の祝のために立案せられたものださうである。わたくしは此に一のキユ

リオジテエとして其役割を抄する。「母石川貞白、おかる飯田安石、勘平伊澤良安、一文字屋森養眞、獵師井戸勘一郎、與一兵衛上原全八郎。」石川貞白、名は元亮、本姓は磯野氏である。石川の通稱は諸文書に或は貞白に作り、或は貞伯に作つてあつて一定しない。津山未亡人の説に従へば當に貞白に作るべきである。又其名「元亮」は同じ人の云ふを聞くに「もとあきら」と訓ませたものらしい。上に引いた東席順に「御廣間番格奥御醫師石川貞白五十八」と云つてある。然らば石川は文化八年生で、榛軒より少きこと七歳であつた。飯田安石は榛軒門人録に見えてゐる。東席順に「表御醫師無足飯田安石四十五」と云つてある。然らば文政七年生であつた。此人の事は猶後に再記するであらう。森養眞は根園の子約之である。東席順に「御廣間番格奥御醫師無足森養眞三十四」と云つてある。その天保六年生であつたことは既に記した。井戸勘一郎は柏軒の嗣子磐の「親類書」に徴するに、蘭軒の女長の夫井戸應助の子である。肩書に「御先手福田甲斐守組假御抱入」と云つてある。上原全八郎は阿部家の料理人である。東席順に「總無足料頭上原全八郎五十六」と云つてある。然らば文化十年生で、榛軒より少きこと九歳であつた。「料頭」は料理人頭歟。

その二百七十二

わたくしは既に榛軒の逸事中醫治に關する事を録した。そして其末に口碑の傳ふる所の病家を列擧した。此よりは榛軒の友及榛軒時代に伊澤氏に出入した人人の事を言はうとおもふ。

森根園は榛軒のためには父の遺弟子である。蘭門の諸子は蘭軒の在世中若先生を以て榛軒を呼び、その歿するに至つて、先生と改め呼んだことは既に云つた如くである。そして青年者は眞に榛門に移つた。しかし年齢の榛軒と相若くものは、前より友として相交つてゐたので、其關係は舊に依つた。根園の如きは其一人である。根園は榛軒より少きこと僅に三歳であつた。

曾能子刀自は二人の間の一事を記憶してゐる。或日榛軒は本所の阿部邸に宿直した。其翌日は根園の來り代るべき日であつた。交代時刻は辰の刻であつた。然るに根園は來なかつた。榛軒は退出することを得ずに、午餐を喫した。根園は申の刻に至つて纔に至り、深く稽緩の罪を謝した。

榛軒は歸途に上つて、始て此日徳川將軍の「お成」のために交通を遮斷せられたことを聞き知

つた。根園は罪を謝するに當つて、絶てこれを口の上せなかつた。

榛軒は後に謂つた。「森は實に才子だ。若しあの時お成で道が塞がつて遅れたと云つたら、己はきつとなぜお成の前に出掛けなかつたと云つたに違ない。森は分疏にならぬ分疏などはしない。實に才子だ」と云つた。

根園が祿を失つて相模に居た時、榛軒が澀江抽齋等と共に助力し、遂に江戸に還ることを得しめたことは上に見えてゐる。

澀江抽齋も亦榛軒と友として交つた一人である。そして榛軒より少きこと僅に一歳であつた。曾能子刀自はかう云ふことを記憶してゐる。或日柏軒、抽齋、根園等が榛軒の所に集つて治療の經驗談に晷の移るを忘れたことがある。此時終始緘黙してゐたのは抽齋一人であつた。それが輝い柏の注意を惹いた。客散ずる後に、柏は母に問うた。「澀江さんはなぜあんなに黙つてお出なさるのでせう。」母は答へた。「さうさね。あの方は靜な方なのだよ。それに今日はお醫者の話ばかり出したのに、あの方はどつちかと思ふと儒者の方でお出なさるからね。」

金輪寺混外は蘭軒の友で、蘭軒歿後には榛軒と交つた。榛軒は數王子の金輪寺を訪うた。曾

能子刀自はかう云ふことを記憶してゐる。某年に榛軒は王子権現の祭に招かれて金輪寺に往つた。祭に田樂舞があつた。混外は王子権現の別當であつたので、祭果てて後に、舞の花笠一蓋を榛軒に贈つた。

榛軒は花笠を轎に懸けさせて寺を出た。さて丸山をさして歸ると、途上近村の百姓らしいものが大勢轎を圍んで随ひ來るのに心附いた。榛軒は初めその何の故なるを知らなかつた。行くこと數丁にして轎丁が肩を換へた。其時衆人中より一人の男が進み出て榛軒に「お願がございます」と云つた。その言ふ所を聞けば花笠を請ふのであつた。當時此祭の花笠を得て歸れば、其村は疫癘を免れると傳へられてゐたのであつた。

壽阿彌の事は上に見えてゐるから省く。曾能子刀自の言に據れば、長唄の「初子」は壽阿彌の作である。

その二百七十三

わたくしは上に榛軒の友人竝に知人の事を列叙した。然るに嘗て曾能子刀自に聞く所にして

全く棄つるに忍びざるものが、尙二三ある。姑く其要を摘んで此に附して置く。實は鶏肋である。

村片相覽は福山藩の畫師で、蘭軒の父信階の像、蘭軒の像等を畫いた。相覽が榛軒の世に於て伊澤氏に交ること極て親しかつたことは、榛軒が福山に往つてゐた間、毎日留守を巡檢したと云ふ一事に徴しても明である。

相覽の號を古疇こたうと云つたことは、既に云つた如く、荏菀問答に見えてゐる。世に行はれてゐる畫人傳には此人の名を載せない。只海内偉帖に「村片相覽、畫、福山藩、丸山邸中」と云つてあるのみである。

相覽の子を周覽ちかみと云つた。父は子を教ふるに意を用ゐなかつた。周覽は狹斜に出入し、惡疾に染まつて聾になり、終に父に疎んぜられた。榛軒は爲に師を撰んで從學せしめ家業を襲ぐことを得しめた。曾能子刀自は家に周覽の畫いた屏風のあつたことを記憶してゐる。意匠を河東節の歌曲「小袖模様」に取つたものであつた。わたくしの福田氏に借りた明治二年の「席順」に「第五等格、村片市藏、三十九」と「第七等席、村片平藏、廿六」とがある。榛軒の歿した嘉永

五年には、天保二年生の市藏が二十二歳。弘化元年生の平藏が九歳であつた。周覽の子ではなからうか。初に少時の失行を云云して、後に其人の後の誰なるを推窮するは憚るべきが如くであるが、周覽の能く過を改め身を立てた人なるを思へば、必ずしも忌むべきではなからうか。魚屋與助は伊澤氏に出入した魚商である。女が三人あつて、名を松、菊、京と云つた。與助の妻は酒を被つて大言する癖があつて、女が三人あるから、一人五百兩と積つても千五百兩がものはある」と云つた。松は榛軒の妻志保に事へて、柏の師匠の許に通ふ供をした。後日本橋甚左衛門町の料理店百尺の女中になつて、金を貯へた。京は常磐津の上手で、後小料理屋を出した。此二人は美人であつた。菊は目疾のために容を損ひ、京の家に厄介になつた。力士岩木川の京に生ませた子が、後の横綱小錦八十吉である。

初代善好は榛軒に愛せられて、伊澤氏の宴席に招かれ、手品などを演じた。「日蓮の故迹に名ある石禾いさほゆゑ出す藥さへ妙に利くなり」と云ふ狂歌を詠んだことがある。幫間を罷めて後、鍋屋横町に待合茶屋を出した。當時赤城横町は日蓮に賽するもののために賑ひ、鍋屋横町は人行が稀であつた。善好は客が少ないので困窮し、榛軒の救助を得て存活したさうである。わたく

しは幫間の歴史を詳にせぬが、初代善好とは所謂櫻川善好であらうか。櫻川善好は甚好の弟子、甚好は慈悲成の弟子だと云ふ。當時の狹斜の事蹟に精しい人の教を待つ。

榛軒の友人知人の事は此に終る。次にわたくしは榛軒の門人の事を記さうとおもふ。榛軒門人録には四十五人の名が載せてある。しかし今其行狀を詳にすべきものは甚だ少い。わたくしは已むことを得ずして、只偶會能子刀自の話頭に上つたものを敘列することとする。

榛軒は門人を待つこと頗る厚かつた。會能子刀自はかう云ふことを記憶してゐる。或日榛軒は塾生の食器の汚れてゐたのを見て妻に謂つた。「女中に善く言つて聞せて、もつと膳椀を綺麗に滌はせるやうにせい。諸生も内へ歸れば、皆立派な檀那だからな。」

その二百七十四

わたくしは榛軒の門人の事を書き續ぐ。門人中には往往十一二歳より十五六歳に至る少年があつた。清川安策、柴田常庵、三好泰令、雨宮良通、嶋村周庵、前田安貞、高井元養等が即ち是である。

丸山の家の後園には梅林があつた。梅が子を結ぶ毎に、少年等はこれを摘み取り相擲つて戯とした。當時未だ嘗て梅子の黄なるを見るに及ばなかつたのである。既にして榛軒が歿し、弟子が散じた。伊澤氏では年毎に後園の梅を醃藏えんざうして四斗樽二つを得た。

榛軒は少年弟子のために明卯の刻に書を講じた。冬に至ると、弟子中虚弱なるものは寒を怯れた。そしてこれを伊澤氏の寒稽古と謂つた。

清川安策孫は豊後國岡の城主中川氏の醫官清川玄道愷の次男であつた。玄道は蘭門の一人て、其長男が徵、次男が孫である。

傳ふる所に従へば、父玄道は人となつて後久しく志を得ずに、某街の裏店に住んでゐた。家に兄弟十八人があつて、貧困甚だしかつた。しかし玄道は高く自ら標置して、士人の家には門がなくてはならぬと云ひ、裏店の入口に小さい門を建てた。又歳旦には禮服がなくてはならぬと云つて、柳原の古著屋で紋服を買つて著た。

未だ幾ならぬに玄道は立身した。その目見醫師の班に加はつたのは年月を詳にせぬが、躋壽館の講師に任ぜられたのは天保十四年十一月十六日である。即ち榛軒と年を同じうして登館し

たのである。武鑑を檢するに、目見醫師清川玄道の家は「木挽町」であつた。

目見醫師玄道の次男安策孫は醫を榛軒に學び、後兄徵の死するに至つて玄道と稱した。維新後其技大いに售れて、一時多く淺田宗伯に譲らなかつた。徳さんは少時醫を此元道に學んだ。

清川氏の裔は今大津に居ると云ふ。

柴田常庵は柴田芸庵の子だと云ふ。柴田氏は古く幕府に仕へて、林家の文集に東臯元泰、竹溪元岱の墓誌があり、大槻盤溪の寧靜閣集に洛南元春の墓誌がある。又武鑑を檢するに、麴町の元泰、三十間堀の元春、木挽町の芸庵がある。皆同族なるが如くであるが、今遽に其親屬關係を詳にすることを得ない。

常庵は少うして榛軒に従學し、其内弟子となつた。當時常庵は家に繼母があつて、常庵を遇すること甚だ薄く、伊澤氏に寓するに及んでも、衾褥を有せなかつた。榛軒は悉くこれを假給した。

常庵は儼巧なる青年であつた。或時塾を出て還らざること數日であつた。そして其衣箱を披けば、典し盡して復一物を留めず、伊澤氏の借す所の衾褥も亦無かつた。

榛軒は人を派して搜索し、遂に常庵の蕨驛の娼家にあるを知つて率て歸つた。そして書齋の次の三疊の間に居らせた。數日の後、常庵は又逃げた。榛軒は再び率て歸り、三疊の間に居らせ、清川安策に其次の二疊の間にあつて監視することを命じ、纔に其逃亡を阻ぐことを得た時に常庵は年甫て十四であつた。

常庵は長じて幕府の醫官となつた。其叔母は清川立道の妻である。

常庵は醫官となつた後も、筵席に蒞めば必ず踊つた。「綱は上意」が其おはこであつた。維新の後、常庵は狂言作者となつて竹柴壽作と稱し、五代目坂東彦三郎に隨從してゐた。妻は大坂の藝妓であつた。常庵改壽作の死んだ時、甲斐性のある妻は立派な葬儀を營んで人に稱讃せられた。

常庵の同族三十間堀柴田の裔は俳優となつて中村福壽と稱し、後廢業して吳軍港に料理店を開いてゐると云ふ。

その二百七十五

石川貞白、本磯野氏、名は元亮、通稱は勝五郎であつた。文化八年生で、榛軒より少きこと七歳であつたことは上に見えてゐる。父某が阿部家に仕へて武具を管してゐると、其同僚が官物を典して錢を私したので、連坐せられて祿を失つた。當時貞白は既に妻があつた。妻は公卿の女であつた。貞白は父母、妻、一弟一妹、一子と共に小嶋寶素の邸に寄寓した。

貞白は素頗る醫藥の事を識つてゐたので、表向榛軒の門人となり、剃髮して技を售ることとなつた。その石川氏を冒し、貞白と稱したのは此時である。

貞白が開業の初に、榛軒は本郷界限の病家數十軒を譲り與へて、其一時の急を救つた。一家八人は此に由つて饑渴を免れた。

澀江保さんは當時の貞白の貧窶を聞知してゐる。貞白は嘗て人に謂つた。「己の内では子供が鯨鮓を漬けた跡の醬油を飯に掛けて、鰻飯だと云つて食つてゐる」と云つた。又或日貞白は柏軒の子鐵三郎を抱いて市に往き、玩具を買つて遣らうと云つた。貞白は五十文から百文まで位の物を買ふ積でゐた。すると鐵三郎が鍾馗の假面を望んだ。其價は三兩であつた。貞白は妻の頭飾を典してこれを償うた。柏軒は後に聞き知つて氣の毒がり、典物を受け出して遣つた。

鐵三郎は榛軒の歿年に四歳になつてゐた。

貞白は機敏であつた。その伊澤分家、同又分家、澀江氏等と交つて、往往諸家の内事を與り聞いたことは、わたくしの既に屢記した所である。

貞白は學を好んで倦まなかつた。醫學よりして外、國語學に精しく、歌文を作つた。榛軒の家に開かれた源氏物語の講筵には、壽阿彌と此人とが請ぜられた。又善書であつた。夜書を讀んで褥に臥せず、疲るるときは頭に羽織を被つて假寐した。

貞白は酒を嗜んだ。そして動もすれば酔うて事を誤つた。榛軒は屢傲めたが功が無かつた。終に「己は廢めるから一しよに廢めるが好い」と云つて、先づ自ら湯嶋の天満宮に祈誓して酒を斷つた。貞白は大いに慙ぢてこれに倣つた。

貞白の弟は或旗下の家の用人が養つて嗣とした。二妹は一は慧、一は癡であつた。

澀江恒善は抽齋全善の長男である。榛軒門人録には「澀江道陸」として載せてある。塾生であつた。性謹厚にして、人の嬉笑するを見ては顰蹙して避けた。同窓の須川隆白は、同じ弘前藩の子弟であつたので、常に恒善を推重し、寢具の揚卸、室内の掃除は自らこれに任じ、恒善

に手を下させなかつた。此人の事は抽齋傳に詳である。

須川隆白は弘前の人で、伊澤氏塾生の一人であつた。美丈夫であつたが、首を掉る癖があつた。榛軒歿後には澀江抽齋に從學した。

隆白は後津輕家の表醫師に任せられ、金十八兩六人扶持を受けた。祿米に換算すれば約九十俵である。澀江恒善は同家に仕へ、三人扶持を受けてゐるうち、不幸にして早世したのである。

その二百七十六

渡邊昌盈も亦、澀江恒善、須川隆白と同じく、弘前藩の子弟で、伊澤氏の塾に寓してゐた。

榛軒門人録には此人の名が「昌榮」に作つてある。わたくしは今同藩出身の澀江保さんの書する所に従ふ。

昌盈は其本姓を知らない。渡邊氏に養はるとき、川村屋金次郎といふのが假親となつた。是は津輕家用達たる春屋^{つばや}で、所謂川金である。

榛軒は頗る昌盈を優待した。そしてこれをして久しく塾頭たらしめた。門人録には福岡の森隆仙の下に塾頭と註してある。渡邊と森との塾頭は孰か先、孰か後なるを知らない。

或時小嶋寶素と辻元崧庵すけのゐとが榛軒に告げて云つた。頃日坊間に酌源堂の印のある書籍を見ることがある。文庫の出納を厳にするが好いと云つた。榛軒は藏書を檢して數部の喪失を知つた。そしてその何人の所爲なるを探るに及んで、これを沽つたものの昌盈なるを知つた。

昌盈は懼れて救を川金に請うた。川金は書籍の猶書估の手にあるものを買ひ戻して伊澤氏に還した。

昌盈は後津輕家の表醫師となつて祿三十人扶持を食んだ。安政乙卯の地震の日に、津輕家の本所上屋敷の當直は須川隆白に割り當てられてゐた。偶須川は事に阻げられて、昌盈をして己に代らしめた。直舎潰えて、昌盈はこれに死した。

飯田安石も亦門人録に見えてゐた。わたくしは前に榛軒が病革であつた時、物を安石に贖つたことを記した。そして當時未だ此人の身上を詳にしなかつたのである。

わたくしは後に徳さんに聞いた所を以て此に補記しようとおもふ。しかしその應に補ふべき

所のものは、嘗に安石の上のみではない。わたくしは先づ榛軒の妻志保の經歷を補つて、而る後に安石に及ばなくてはならない。

飯田氏志保の未だ榛軒に嫁せざるに當つて、曾て一たび藝妓たりしことは前記に見えてゐる。しかし此記には漏挂の憾があつた。志保は妓を罷めた後、榛軒に嫁した前に、既に一たび従良したことがある。

志保の初の夫を綿貫權左衛門と云つた。綿貫は長門國萩藩の留守居であつた。志保は一子を擧げた後、故あつて綿貫と別れた。そして其子を練馬村内田久右門の家へ里子に遣つた。

數年の後、志保は此子をして母方の飯田氏を冒さしめた。此子が即ち飯田安石である。

安石は十二歳にして榛軒の門に入つた。此故に安石は名は門人であつたが、實は志保の連子であつた。榛軒が臨終に物を贖つた所以である。

今按ずるに、安石の生年文政七年より推せば、志保は文政六年の頃綿貫が許にゐて、七年に安石を生み、中二年を隔てて、十年に榛軒に嫁したのであらう。安石入門の年は、其齡が十二であつたと云ふより考ふるに、天保六年、即ち柏の生れた年であつたらしい。

わたくしは曾能子刀自の安石に關して語る所を聞いた。其事は猥瑣にして言ふに足らぬが、幕末の風俗を察する一端ともなるが故に、姑く下に録存する。榛楛蕪なきの誚は甘んじ受くる所である。

その二百七十七

榛軒の妻志保の連子たり、榛軒の門人たる飯田安石の逸事にして、曾能子刀自の記憶する所のものはかうである。

森根園は毎年友人及弟子を率て江戸の近郊へ採薬に往つた。大抵其方向は王子附近で、王子の茶を買つて歸り、又歸途に白山の砂場で蕎麥を喫するを例とした。澀江保さんなども同行したことがある。

某年に飯田安石が此夥なぐまに加はつた。安石は朝急いで塾を出る時。偶脇差が見えなかつた。

其頃伊澤の家には屢茶番の催があつた。狩谷懷之の茶番に用ゐた木刀は、髹金環、實に裝飾の美を極めたもので、懷之はこれを伊澤氏にあづけて置いた。安石は倉皇これを佩びて馳せ

去つた。

此夕採薬の一行中に加つた伊澤の塾生は皆還つたのに、獨り安石が歸らなかつた。榛軒は木刀の事を聞いて大いに痛心した。當時の制度は、木刀を佩びて途に死するものは、骸を非人に交付することになつてゐたからである。

榛軒は人を四方に派して搜索せしめた。そして終に板橋驛の妓樓に於て安石を獲た。

坂上玄丈も亦榛門の一人で、門人録中に載せてある。此人は弘化甲辰に澀江抽齋と共に躋壽館講師に任ぜられ、又これと共に將軍家慶に謁した。武鑑には目見醫師の下に其名が見えてゐる。扶持高住所等は未刻の儘になつてゐる。

榛軒の門人の事は此に終る。

次にわたくしは榛軒の資性に關して二三の追記を做さうとおもふ。榛軒は廉潔であつた。そして毎にかう云つた。「己は柏のために金を遣して遣ふことは出来ない。縦し出来るにしても、それは己の望む所ては無い。金を貽すのは兎角殃を貽すと同じ事になる。その代に己は子孫のために陰徳を積んで置く」と云つた。朋友の窮を拯ひ、貧人の病を療したのは此意より出た

のである。

或日榛軒は混外を金輪寺に訪うた歸途、道灌山に登つて月を觀た。僕吉藏と云ふものが随つてゐた。榛軒は吉藏を顧みて云つた。「好い月ぢやないか。お前はどうぞおもふ。」吉藏は答へて云つた。「へえ。さやうでございますね。ですが、檀那、此月で包か何か道に落ちてゐるのが見附つかつて、それを拾つて見ると、金の百兩もはいつてゐたら、猶結構でございます。」榛軒は聽いて不興氣に黙つてゐた。さて翌日吉藏に暇を出した。家人が驚いて故を問うた時、榛軒は云つた。「月を觀る間も利慾の念を忘れてゐられぬ男は、己の家には居かれない。」

吉藏のこれを聞いた時の驚は更に甚だしかつた。是より先吉藏は榛軒の愛する所の青磁の大花瓶を破つたことがある。其時は吉藏が暇の出る覺悟をしてゐた。しかし榛軒は殆ど知らざるものの如くであつた。今忽ち暇の出たのは吉藏のためには不思議であつたのである。

榛軒は生涯著述することを欲せなかつた。是は父蘭軒の遺風を襲いだもので、弟柏軒も亦同じであつた。しかし蘭軒は猶詩文を嗜み、意を筆札に留めた。榛軒に至つては、偶詩を作つても稿を留めず、往往舊作を忘れて自ら踏襲した。書は榛柏の昆弟皆拙であつた。榛軒は少時少

しく法帖を臨したが、幾ならぬに廢した。柏軒は未だ曾て臨書したことがなかつた。要するに二人は書を讀んで中に養ふ所があつても、これを技に施して自ら足れりとし、敢て立言して後に貽さうとはしなかつたのである。

その二百七十八

わたくしは榛軒の資性を語つて、既に其寡欲と多く文事に意を用ゐざることとを擧げた。或は思ふに此二者は竝に皆求むる所少きに歸するもので、後者は聲譽を求めざるの致す所であつたかも知れない。

わたくしは尙會能子刀自に數事を聞いた。それは榛軒の一種特殊なる心理状態より出たものらしい。わたくしは徹しくこれに名づくる所以に感ふ。俚言の無頓著は此事を指すに宜しきが如くである。しかし此語には稍指す所の事の形式を取つて、其内容を遺す憾がある。已むこととなくば坦率とても云はうか。

一日榛軒は阿部侯正寧に侍してゐた。正寧は率然昵近の少年を顧みて云つた。「良安は大ぶ髮

か伸びてゐるやうだ。あれを剃つて遣れ」と云つた。少年は匱、鹽などを持ち出して、君前に於て剃刀を榛軒の頭に加へた。そして剃るに時を費すこと頗る多かつた。既にして剃り畢つたので、榛軒は退出した。

家に歸ると、家人が榛軒の頭を見て、皆失笑した。頭上の剃痕は斷續してゐて、残す所の毛が文様をなし、三條の線と蝙蝠の形とが明に認められたからである。

家人は鏡を取り出して榛軒にわたした。榛軒は自ら照して又大いに笑つた。剃者の刀を行るのが常に異なつてゐても、榛軒は毫も心附かずにゐたのである。是が一つである。

榛軒は庚寅の年に侯に扈隨して福山に往つた時、午後屢轎中に假寐した。そして涎が流れて襟を濕した。榛軒は自ら白布を截つて涎衣を製し、轎に上る毎にこれを腮下に懸けた。一日侯は急に榛軒を召した。榛軒は涎衣を脱することを忘れて侯の前に進み出た。上下皆笑つた。榛軒纔に悟つて徐に涎衣を解いて懐にし、恬たる面目があつた。是が二つである。

榛軒は晚餐後市中を漫歩するを例とした。其時往往骨董店の前に歩を駐め、器玩の意に投ずるものあれば購うて還つた。

榛軒は此の如き物を買ふに、その用に中ると否とを問はず、又物の大小を問はなかつた。さて或は携へ歸り、或は搬し至らしめた後、放置して顧みない。時に出して門人等に與へることがある。

門人等は拜謝して受ける。しかし受けた後に用途に窮することが數である。

一日門人某は受けた物の處置に窮した。わたくしはその何の器であつたかを知らぬが、定て甚だ大きかつたらうと推する。又某の名を知らぬが、定て率直な人であつたらうと推する。某は榛軒に問うたさうである。「此間先生に戴いた物は、どうも内ではどうにもいたしやうがございません。先生には濟みませんが、あれは棄ててしまつても宜しうございませうか。」榛軒は恬として答へた。「さうか。いらなけりやあ棄てるが好い。」是が三つである。わたくしの以て坦率となす所のものは概ね此類である。

その二百七十九

わたくしは榛軒の逸事を書き續ぐ。そして今此に榛軒の植物を愛した事を語らうとおもふ。

榛軒が蘭軒遺愛の草木を保護するに意を用いたことは言ふまでもない。彼吉野櫻を始として、梅があり、木犀があり、芭蕉があつた。某年の春阿部侯正寧は使を遣はして吉野櫻の一枝を乞うた。榛軒は命を奉ぜなかつた。そして使者と共に主に謁し、叩頭して罪を謝した。

榛軒の蓮を愛したことは、遺言を読んで知るべきである。丸山の地は池を穿ち水を貯ふるに宜しくないの、榛軒は大瓦盆數十に蓮を藝ゑて愛翫した。平生用いた硯が蓮葉形のものであつたのも、又酒器に蓮を畫かせて用いたものもこれがためである。

榛軒は書齋と客間とに插花を絶やさなかつた。本郷の花總と云ふものが隔日に截花を持つて来たのである。

榛軒は父の本草趣味を傳へ、森根園等に勸奨せられて、多く藥草を栽培した。就中人參は阿部侯の命を奉じて栽ゑたのである。

榛軒も亦根園等と同じく、子弟を率て近郊へ採藥に出た。曾能子刀自は當時の一笑話を記憶してゐる。或日採藥の途上に甘酒賣が道を同じうして行くに會うた。隨行の少年輩が一人飲み二人飲み、遂に先を争つて群り飲むに至つた。行き行きて岐路に逢ふこと數であつたが、甘酒

賣は別れ去らない。甘酒の釜は此夥の行廚の如くになつた。

榛軒は酒を賣る漢子やまこに問うた。「貴様は一體何處へ往くののだ。」

「へえ。つひ此先の方へ参ります。」

榛軒は屢問うたが、漢子の答ふる所は舊に依つた。「へえ。つひ此先の方へ参ります。」

同行數里にして甘酒賣の別れ去つたのは、板橋驛附近であつた。そして其釜は既に空虚であつた。

次にわたくしは少しく榛軒の飲饌の事を記さうとおもふ。採藥途上の甘酒は、恰も好し、トランシシヨンの用をなした。

榛軒は病家を訪ふ時、家を出づるに臨んで妻志保をして薄茶一碗を點せしめた。

榛軒は客を饗する時、毎に上原全八郎を呼んで調理せしめた。上原は阿部家の料理人である。膾を作るにも箸を以てした人である。澀江保さんの語るを聞けば、抽齋は客を饗する時、毎に料理店百川の安と云ふ男を雇つたさうである。彼は貴族的で、此は平民的であつた。

飲饌の事は未だ盡きない。わたくしは曾能子刀自に豚料理の話聞き、又保さんに蒲焼の話

を聞いた。それは下に略記するが如くである。

その二百八十

わたくしは榛軒軼事中飲饌の事を記して其半に至つた。剩す所は豚料理の話があり、又鰻飯の話がある。

豚は當時食ふ人が少かつた、忌むものが多く、嗜むものが少いので、供給の乏しかつたことは想ひ遣られる。豚は珍羞であつた。

一日薩摩屋敷の譯官能勢甚十郎と云ふものが榛軒に豚を贈つた。榛軒は家にゐなかつた。妻志保は豚を忌む多數者の一人であつたので、直ちに飯田安石にこれを棄つることを命じた。安石は豚肉を持つて出た。

榛軒は家に歸つてこれを知り、珍羞を失つたことを惜んだ。榛軒は豚を嗜む少數者の一人であつたからである。

志保は己の處置の大早計であつたのを悔いて、安石に何處へ棄てたかと問うた。

安石は反問した。「若し先生が召し上がるのであつたのではございませんか。」

「さうなのですよ。それで何處へお棄なすつたかとお尋するのです。」

「さうですか。それなら御安心下さいまし。あなたが棄てると仰やいましたから、あの榎の下の五味溜に棄てたには相違ございません。しかしあの綺麗な肉を五味の中に棄てるのが惜しかつたので、款冬の葉を澤山取つて下に鋪いて、其上に肉をそつと置きました。そして肉の上にも款冬の葉を澤山載せて置きました。」

榛軒は傍より聞いて大いに喜んだ。そして安石に取つて來ることを命じた。既に夜に入つてゐたので、安石は提燈を點けて往つて取つて來た。肉は毫も汚れてゐなかつた。

榛軒は妻の忌むことを知つてゐたので、庭前に涼爐こんろを焚いて肉を煮た。そして塾生と共に飽くまで啖つた。

榛軒は鰻の蒲焼を嗜んだ。澗江保さんは母山内氏五百の語るを聞いた。榛軒は午餐若しくは晚餐のために抽齋の家に立寄ることがあつた。さう云ふ時には未だ五百の姿を見ざるに、早く大聲に呼ぶを例とした。「又御厄介になります。鰻はあつらへて置きました。もう一軒往つて來

ます。どうぞお粥は半から願ます。五百に炊かせた粥に蒲焼を添へて食ふのが、榛軒の適とする所であつた。酒は或は飲み或は飲まなかつた。

此の如き時、榛軒は抽齋の讀書を碍ぐることを欲せなかつたので、五百をして傍にあらしめ、抽齋をして書齋に退かしめた。

わたくしは此條を終るに臨んで、煙草の事を附記する。

榛軒は喫煙した。そして常に眞鍮の煙管十本許を藏してゐて、其一を携へて病家を訪うた。

人が其故を問ふと、榛軒はかう云つた。「銀煙管などは失ふまいと思ふと氣骨が折れる。眞鍮にはそれが無い。縦し何處かに置き遣れて取りに往くにしても、無造作に問ふことが出来る。問はれたものも亦、無い時無いと云ふに氣兼ねしなくて済む。」

榛軒の逸事は此に終る。

その二百八十一

わたくしは此に榛軒の記を終へて、借りてゐた所の榛軒の詩存を富士川游さんに返さうとお

もふ。此書は清川安策の自筆本で、序を併せて半紙二十五頁より成つてゐる。收むる所の詩は五古一首、七古一首、五律十五首、七律十二首、七絶百十八首、計百四十七首である。

序は編録者安策の撰む所で、卷初の一頁を填めてゐる。わたくしは此書の刊行せらるべきシヤンスは、藁齋詩集に比して更に小なるを知るが故に、今序の全文を抄出する。

「先師榛軒先生。刀圭之暇。每遇心愉而意會。輒發之聲詩。其所吟詠頗多。而未曾留稿也。孫在塾日。或得之侍坐之傾聽。或得之壁上之漫題。或得之扇頭紙尾。或得之同門諸子之傳誦。隨得隨錄。無復次第。積年之久。得百有餘首。今茲安政戊午十一月十六日。實當先生七回忌辰矣。追憶往事。宛然在目。殆不勝懷舊之歎也。乃淨寫爲一冊。私名曰榛軒詩存。雖未足爲全豹。亦足以窺先生風騷之一斑也已。嗚呼先生不欲存。而孫存之。縱令得罪于地下。亦所不敢辭也。其卷末存餘紙者。以備續得云。安政五年歲次戊午仲冬之月。清川孫誌。」

文中に「孫」と稱し、末に「清川孫誌」と署してある。清川安策、名は孫そんであつた。

「先生不欲存。而孫存之。」門人の師の書に序する文には、多くこれに類する語を見る。しかし其語は他書にあつては嬌飾に過ぎぬが、此榛軒詩存にあつては眞實である。

所謂「卷末存餘紙」の餘紙は九頁あつて、別に清川の序の後に空白六頁がある。恐くは諸友の題言を求めむと欲したものであらう。紙は醫心方を寫さむがために特製した烏絲欄紙である。「隨得隨錄。無復次第。」是も亦往往他書の序跋中に見ることのある語である。しかし書を著すものは故に審美學者の所謂無秩序中の秩序を求め、參差錯落の趣を成して置きながら、這般の語を以て人を欺くのである。惟清川の此八字は實録である。卷首の詩は嘉永四年辛亥元旦の作、卷尾の詩は天保元年庚寅三月晦の作で、二者の中間にも亦絶て安排の痕を見ない。その年月を知るべきものは、百四十七首中六十二首あるのみである。

此書には詩引に二十一人の名が見えてゐて、其過半は氏名を明にする事が出来る。多くは蘭門若くは榛門の子弟である。其他儒に渡邊樵山があり、歌人に木村定良がある。わたくしは上に樵山の事を記した後、其父の誰なると其生誕の何年なるとを知る事を得た。慊堂日曆文政六年の下に渡邊蘅園の二子を擧げて、「魯助三歳、百助一歳」と云つてある。樵山魯助は文政四年生で、榛軒の歿した壬子に三十二歳になつてゐた事は確である。父蘅園は慊堂の親友である。此書には二箇所に「森氏」の篆印がある。根園の家の印記である。又第一頁の欄外に「萬延

元庚申冬月一校了約之稜遲」と書してある。「稜遲」は養眞約之の字か。わたくしは嘗て森氏舊藏の揚子方言に、「嘉永壬子無射初四夜聿脩塾燈下書、句讀一過了、源約之辛隄志」と書したのを見たことがある。「稜遲」又「辛隄」にも作つたものか。猶考ふべきである。按ずるに約之が方言を校したのは偶此年壬子で、約之は十八歳であつた。

わたくしは以上の記を留めて置いて、此書を富士川氏に返すこととする。

此年嘉永壬子には未亡人志保五十三、棠軒良安十九、妻柏十八、柏軒竝に妻俊四十三、妾春二十八、子鐵三郎四つ、女洲十二、國九つ、安一つ、蘭軒の遺女長三十九、全安の女梅三つてあつた。

その二百八十二

嘉永六年は蘭軒歿後第二十四年である。正月十三日に棠軒良安は家督相續をした。「跡式無相違大御目付觸流被仰附」と、棠軒公私略に云つてある。

二月二十二日に棠軒は亡父の遺した阿部家の紋服を著ることを稟請した。公私略に載する